

農業法人白書

＜2015 年農業法人実態調査結果＞

～日本農業法人協会会員のスガタとカタチ～



2016 年 12 月

公益社団法人 日本農業法人協会

はじめに

平成 28 年 6 月 2 日閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2016―第 4 次産業革命に向けて―では、「地域で頑張る農業者の所得を増やす」を農業改革のキーワードとして掲げており、攻めの農林水産業への転換に向け、生産規模の拡大や売上増加、生産資材コスト削減等に徹底的に取り組む姿勢を示しています。そのなかで、農業法人の経営体数を 2023 年までに 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする評価指標が設定され、経営体強化や次世代人材の確保等の側面からも、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業法人に大きな期待が寄せられているところです。

また、平成 28 年 11 月 29 日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、一層の農業の成長産業化に向けた改革として「農業競争力強化プログラム」が盛り込まれ、経営感覚を持ち、自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする経営者」が活躍できる環境の整備が進められています。

このように、日本農業の中核を担う存在として農業法人が注目を集める中、農業法人の経営実態や課題等を把握することが、他産業との連携強化や農業政策への提案・提言、さらには農業法人の経営発展に寄与するものと認識しています。

日本農業法人協会は、平成 11 年 6 月に全国の農業法人経営者の任意団体を母体に設立し、平成 12 年より加盟する会員を対象とした経営実態の調査結果を公表してきました。

今年度は、売上高や雇用などの経営に関する基礎的な情報に加えて、労働環境と福利厚生、T P P、海外事業展開、設備投資状況、再生可能エネルギーの取組み等の調査結果をまとめました。加えて、お役立ち情報として、農業法人経営に役立つ多様な情報と調査レポート、協会活動の紹介も掲載しています。

この「農業法人白書」によって、農業法人の実態が明らかになり、経営発展に資する取組みが少しでも拡大することを祈念しています。

2016 年 12 月

公益社団法人日本農業法人協会

目次

1	2015 年会員調査結果	3
	・ 調査結果の概要	3
	・ 回答法人プロフィール	4
	・ 売上の構成	8
	・ 売上規模と従事者一人あたりの売上高	11
	・ 販売先の構成	12
	・ 金融機関との取引	13
	・ 過去 1 年の経営の状況と今後の見通し	14
	・ 経営強化の取組み	15
	・ 農作業事故の発生状況	17
	・ 従事者の労働環境と福利厚生	18
	・ T P P 交渉大筋合意について	19
	・ 海外事業展開	20
	・ 設備投資の状況	20
	・ 再生可能エネルギーの取組み	21
	・ 制度・政策	22
	・ 当協会活動	22
2	お役立ち情報・レポート	23
	(1) 農業情勢	24
	(2) 農業経営	31
	(3) 食と農＜野菜の健康機能＞	39
	(4) 税務	46
	(5) 法務	49
	(6) 雇用改善	54
	(7) 農業金融	60
	(8) 農と医療福祉	62
	(9) 保険	69
	(10) その他	73
	(11) レポート	
	「栽培・作業分離型（高度機械設備利用）農業」の市場調査	84
	農業法人の再生可能エネルギー事業意欲を高めるためのポイントは何か	87
	農業法人経営の 6 次産業化に関する要因分析	90
3	日本農業法人協会の概要と活動状況	95

1. 2015 年農業法人実態調査結果

日本農業法人協会は、会員である農業法人及び法人化志向農業者を対象に、経営発展の動向を把握するため、経営の概要や様々な取り組み、政策への意向等に関する調査を実施した。調査は、1,841 会員を対象に 2015 年 9 月～2016 年 2 月の間、会員基礎調査（回答 1,258 会員）及び農業法人実態調査（回答 739 会員）として郵送留置き法で実施した。この結果を会員ごとに統合し 1,574 会員分のデータから集計・分析を実施した。

2015 年の調査内容は、経営者や業種、業態、雇用など経営に関する基本項目に加え、経営課題、農作業事故、労働環境と福利厚生、TPP 交渉大筋合意について、海外事業展開、設備投資の状況、再生可能エネルギーの取組み、制度・政策に関する項目とした。

＜調査結果の概要＞

（カッコ内は No.）

- 設立からの経過年数は平均 20.3 年(2)
- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が 82.2%。業種は稲作が 31.7%。売上規模は 1 億円以上が 31.0%。（農業法人一般では 24%※）(3)
- 経営者年齢は半数以上が 50～60 代。平均年齢は 59.2 歳。(5)
- 役員数は平均 3.3 名。従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均 16.7 名。10 名以上が 5 割以上。（農業法人一般では 33%※）(6)
- 女性が構成員に含まれている経営体数は全体の 89.0%で、「加工」を行っている経営体は、女性従事者数が多い。(7)
- 経営規模は稲作で平均 47.4ha（田のみ）。50ha 以上は 34.0%。（農業法人一般では 7%※）(8)
- 2015 年の平均売上高は、3 億 565 万円で前年比 98.1%。(10)
- 参考資料：過去 5 年間の売上高の比較では、有効回答は少ないものの、2011 年度の売上高を 100 とすると 2014 年は 19.9 ポイント増加。(11)
- 「稲作」は 33.0%が農協系統、22.0%が問屋・卸、16.2%が消費者直接。(17)
- 経営課題は、生産に関する事項が 94.4%を占め、内訳では生産性の向上 68.7%が最多。(24)
- 全体の 34.8%に独立者がおり、独立後も 9 割近くが「つながりたい」、「つながってもよい」との考え。(31)
- TPP による関税引き下げの影響は、「環境は厳しいが経営努力で克服できる」が、稲作（41.1%）、野菜（29.9%）、畜産（50.3%）で最多。(32)
- 再生可能エネルギーの導入状況は、「既に実施済み」が 35.5%。(35)

※当協会会員と農業法人一般を比較するため、「農業経営構造の変化」（農林水産省経営局）より引用。データはいずれも 2010 年のもの。

1

アンケート調査の概要

調査対象 : 公益社団法人日本農業法人協会会員
 実施方法 : 郵送留め置き法

調査名	調査期間	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
会員基礎調査	2015年9月～2016年2月	1,835	1,258	68.6%
農業法人実態調査	2015年11月～2016年2月	1,841	739	40.1%

※ 調査結果は、上記2つの調査を統合し、有効回答数(1,574)から集計しました。

過去調査の概要	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 基礎調査・実態調査	
調査期間	2008年6月～12月	2009年7月～2010年1月	2010年7月～2011年2月	2011年9月～2012年2月	2012年9月～2012年12月	2013年6月～2014年2月	2014年9月～2015年2月	
調査票配布数	1,743	1,744	1,742	1,702	1,722	1,780	1,782	1,777
有効回答数	876	877	901	875	878	867	1,059	714
有効回答率	50.3%	50.3%	51.7%	51.4%	51.0%	48.7%	59.4%	40.2%

※ 図表中の割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

※ 図中表のNまたはnは、有効回答数を示します。

※ 「統計表P～」は、農業法人白書統計表(2015年版)の該当ページ数を示します。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

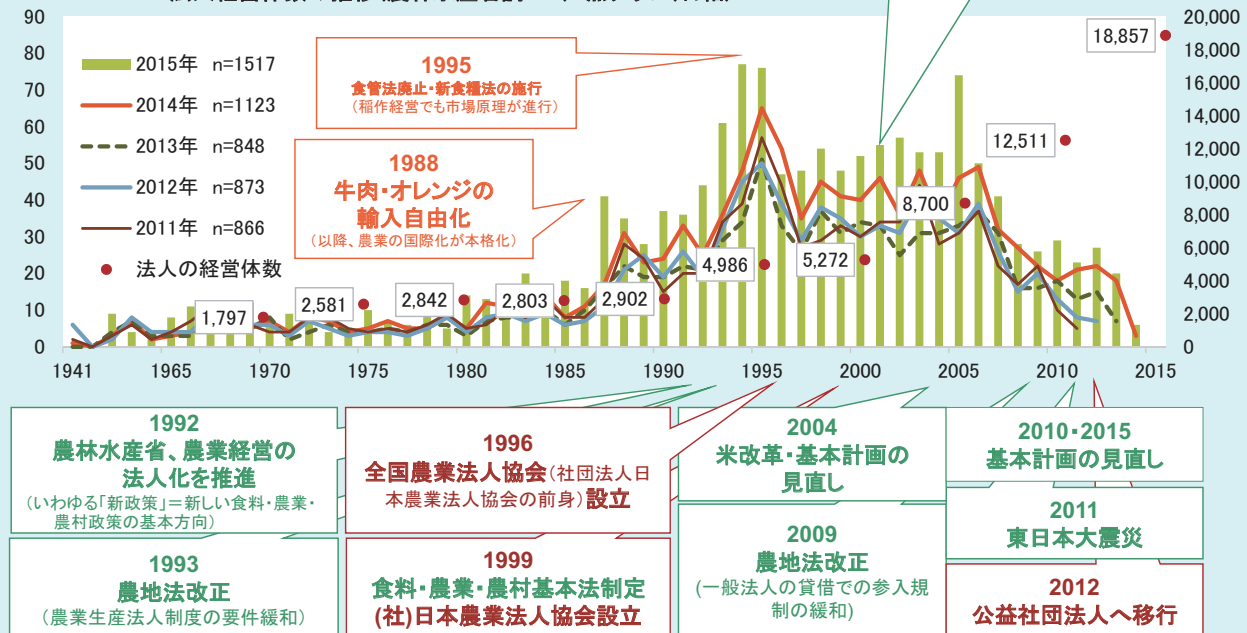
2

回答法人プロフィール

§ 回答法人の設立年度

● 設立からの経過年数は平均20.3年(2015年)

Data 調査年毎の法人設立数: 棒グラフ・線グラフ(左軸)
 法人経営体数の推移(農林水産省調べ※): 点グラフ(右軸)



※法人経営体数は、農林水産省統計部「農林業センサス」による。農家以外の農業事業体のうち販売目的のもので、1990年までは会社のみ、1995年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

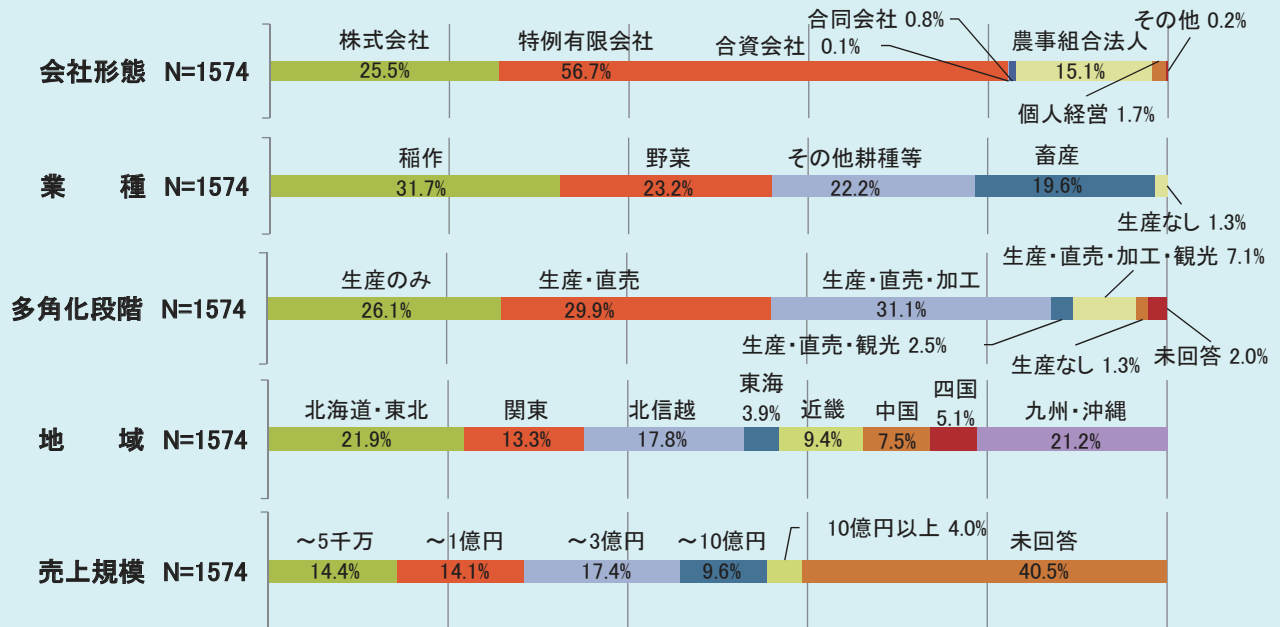
(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

3

回答法人プロフィール

§ 会社形態、業種、多角化段階、地域の構成

- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が82.2%。主業種は稲作が31.7%。
- 経営の多角化段階は消費者直売、加工等の6次化進出割合が7割を超える。



※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P4-5

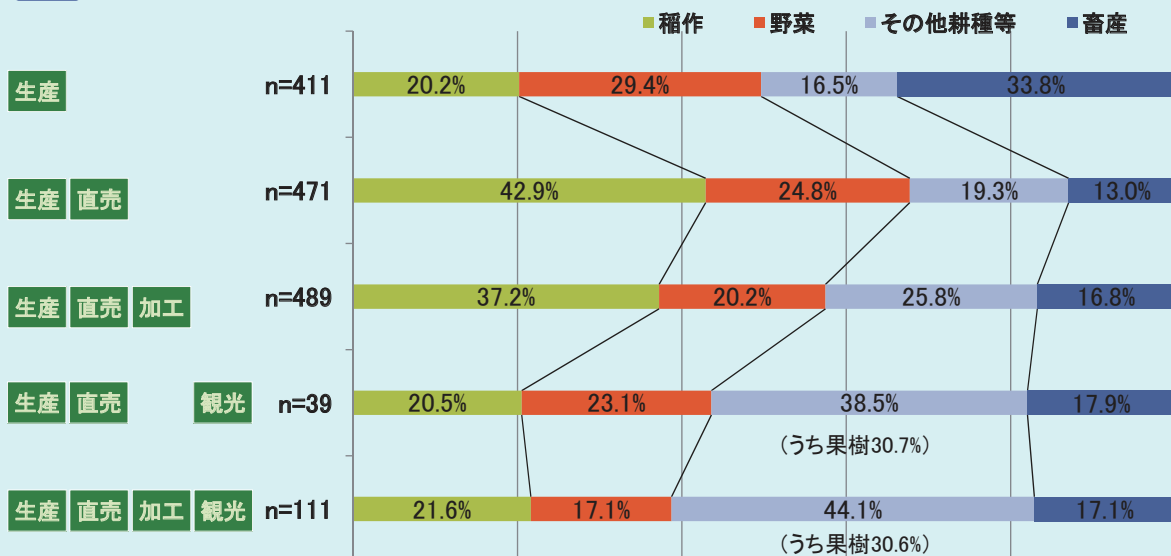
4

回答法人プロフィール

§ 多角化段階と業種の構成

- 「生産・直売」及び「生産・直売・加工」は、稲作(42.9%、37.2%)が最も多い。
- 「生産・直売・観光」及び「生産・直売・加工・観光」は、「その他耕種等※1」が最も多い。

Data 多角化段階と業種構成の割合 (N=1542) ※2



※1 業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。

※2 N=1542には、生産なし(n=21)が含まれる。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

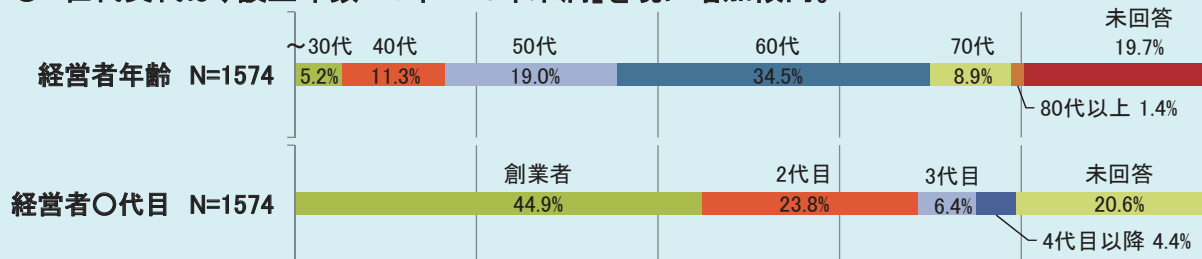
統計表P20-21

5

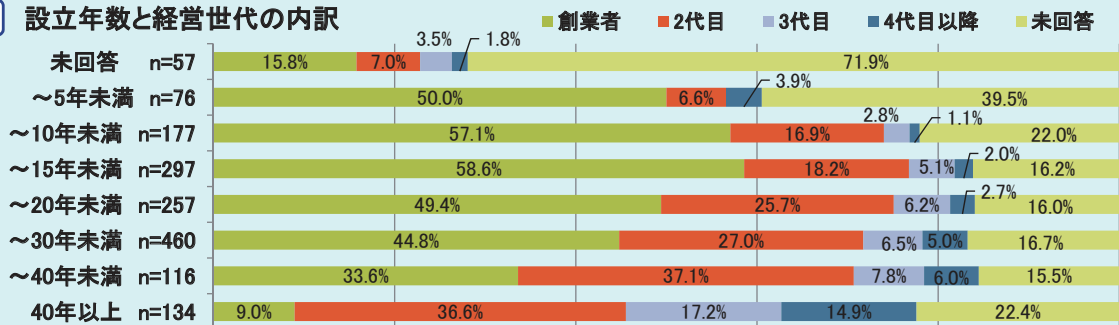
回答法人プロフィール

§ 経営者は何歳？何代目？

- 経営者年齢は半数以上が50～60代。平均年齢は59.2歳。
- 経営世代は創業者が44.9%。経営者の平均代数は1.3代。
- 世代交代は、設立年数「10年～15年未満」を境に増加傾向。



Data 設立年数と経営世代の内訳



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

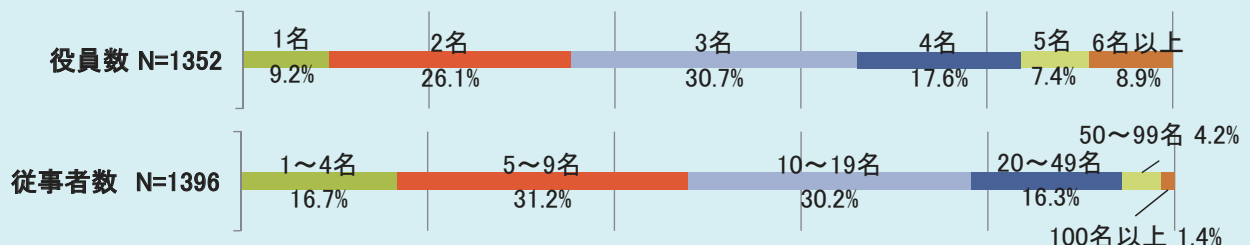
統計表P4-5

6

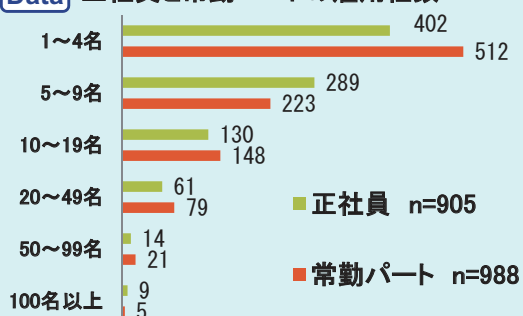
回答法人プロフィール

§ 役員数と従事者数

- 役員数は平均3.3名。約9割が5名以内。
- 従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均16.7名。10名以上が5割以上。
- 障害者雇用は127社(平均2.0名)。外国人実習生受入れは178社(平均5.4名)。



Data 正社員と常勤パートの雇用社数



Data 障害者雇用・研修生受入れ社数



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

※日本人研修・実習生は研修期間1年間以上が対象。 統計表P6-15

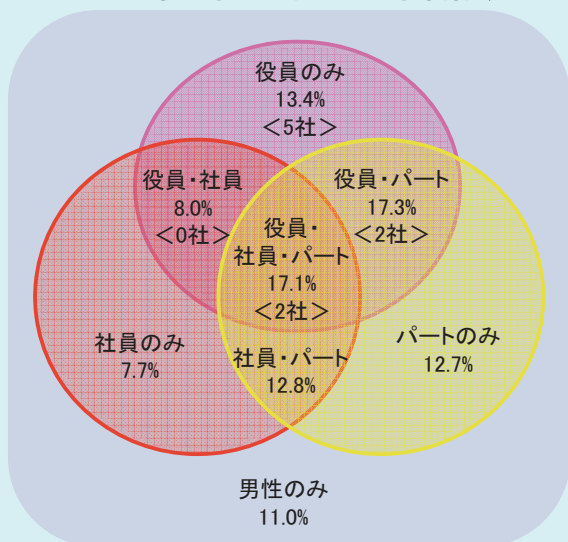
7

回答法人プロフィール

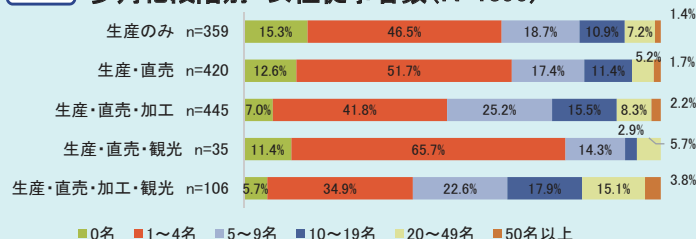
§ 女性参画の状況

- 女性が参画している経営体数は全体の89.0%で、「加工」を行っている経営体は女性従事者数が多い。
- 女性従事者の平均人数が多いのは、「社員・パート」(15.9人)、「役員・社員・パート」(15.8人)で、平均売上高も高い。

Data 女性参画の割合(N=1396)
※<従事者が女性のみの経営体数>



Data 多角化段階別 女性従事者数(N=1396)



Data 女性参画別 平均人数・売上高

女性参画区分	平均人数(人)			平均売上高	
	有効回答	男性	女性	有効回答	(千円)
社員・パート	179	15.3	15.9	153	428,292
役員・社員・パート	239	13.7	15.8	190	423,927
役員・社員	111	8.5	5.0	91	296,724
社員のみ	108	9.9	3.7	82	282,545
役員のみ	187	4.0	1.7	96	261,069
パートのみ	177	6.9	6.2	101	224,338
役員・パート	242	5.8	8.4	125	218,888
男性のみ	153	5.6	—	91	95,033

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P6-15

8

回答法人プロフィール

§ 業種別の経営規模の平均

Data 業種別の経営規模の平均

主業種 (農業生産第1位)	主な経営規模 (平均規模：有効回答)	農林水産省の統計による 経営規模の平均
稲作	田 47.4ha:435社(50ha以上は34.0%)	田 1.7ha(1,947,029ha/1,144,812経営体)※1
露地野菜	畑 22.5ha:137社(50ha以上は8.8%)	畑 1.6ha(1,315,767ha/834,467経営体)※1
施設野菜	生産施設 21,890㎡:123社(3万㎡以上は14.6%)	—
果樹	樹園地 13.2ha:94社(20ha以上は11.7%)	樹園地 0.7ha(188,648ha/270,955経営体)※1
施設花き・花木	生産施設 12,154㎡:50社(2万㎡以上20.0%)	—
きのこ	生産施設 6,468㎡:24社	—
酪農	経産牛 495頭:56社(500頭以上は25.0%)	経産牛 52.8頭(934.1千頭/17.7千戸)※2
肉用牛	肥育牛 2,023頭:41社	肥育牛 13.6頭(740.7千頭/54.4千戸)※2
養豚	母豚 706頭:74社(1,000頭以上は21.6%)	母豚 168.0頭(885.3千頭/5.2千戸)※2
採卵鶏	採卵鶏 22.9万羽:56社(50万羽以上は12.5%)	採卵鶏 6.6万羽(174,806千羽/2.6千戸)※2

※1 出典:2015年農林業センサス ※2 平成27年畜産統計

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P24-31

9

回答法人プロフィール

§ 農業経営の範囲・農業改善計画の認定

- 業種に関わらず、約9割の法人が農業改善計画の認定を受けている。
- 従業員数が100名以上の法人は、平均2.3の市町村において農業経営をしている。

Data 農業改善計画の認定率 (n=579)

全体 n=579	91.9%
稲作 n=206	93.2%
野菜 n=134	88.1%
その他耕種等 n=121	91.7%
畜産 n=118	94.1%

Data 従業員規模別 農業経営改善計画の認定行政数

従業員規模	有効回答	農業経営改善計画の認定行政（市町村）		
		行政数平均	行政数=1 (経営体数,%)	行政数≥2 (経営体数,%)
全 体	532	1.1	479	53
未 回 答	3	1.0	100.0%	0.0%
1 ～ 4 名	41	1.0	95.1%	4.9%
5 ～ 9 名	162	1.1	93.8%	6.2%
10 ～ 19 名	191	1.1	90.6%	9.4%
20 ～ 49 名	94	1.1	87.2%	12.8%
50 ～ 99 名	31	1.3	80.6%	19.4%

Data 従業員規模別 農業経営の行政数（範囲）

従業員規模	有効回答	農業経営の行政（範囲）					
		都道府県			市町村		
		行政数平均	行政数=1 (経営体数,%)	行政数≥2 (経営体数,%)	行政数平均	行政数=1 (経営体数,%)	行政数≥2 (経営体数,%)
全 体	520	1.0	452	16	1.2	421	87
未 回 答	2	1.0	100.0%	0.0%	1.0	100.0%	0.0%
1 ～ 4 名	42	1.0	88.1%	0.0%	1.1	90.5%	9.5%
5 ～ 9 名	158	1.0	89.9%	1.3%	1.1	88.0%	10.8%
10 ～ 19 名	192	1.0	85.4%	3.1%	1.2	82.3%	15.6%
20 ～ 49 名	94	1.0	85.1%	4.3%	1.2	73.4%	20.2%
50 ～ 99 名	23	1.1	82.6%	13.0%	1.7	52.2%	47.8%
100 名以上	9	1.3	88.9%	11.1%	2.3	33.3%	66.7%

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P42-43

10

売上の構成

§ 売上規模別の構成

- 2015年の平均売上高は、3億565万円で前年比98.1%。

年間売上高	2015年 N=936	2014年 N=738	2013年 N=664	2012年 N=752	2011年 N=713
～1,000万円未満	n=30 3.2%	n=24 3.3%	n=21 3.2%	n=19 2.5%	n=31 4.3%
1,000～3,000万円未満	n=83 8.9%	n=63 8.5%	n=62 9.3%	n=83 11.0%	n=85 11.9%
3,000万円～5,000万円未満	n=113 12.1%	n=79 10.7%	n=84 12.7%	n=100 13.3%	n=81 11.4%
5,000万円～7,000万円未満	n=102 10.9%	n=84 11.4%	n=78 11.7%	n=83 11.0%	n=87 12.2%
7,000万円～1億円未満	n=120 12.8%	n=98 13.3%	n=94 14.2%	n=88 11.7%	n=95 13.3%
1～3億円未満	n=274 29.3%	n=218 29.5%	n=202 30.4%	n=221 29.4%	n=210 29.5%
3～5億円未満	n=84 9.0%	n=66 8.9%	n=50 7.5%	n=65 8.6%	n=50 7.0%
5～10億円未満	n=67 7.2%	n=56 7.6%	n=38 5.7%	n=44 5.9%	n=35 4.9%
10億円以上	n=63 6.7%	n=50 6.8%	n=35 5.3%	n=49 6.5%	n=39 5.5%
平均売上高	3億565万円	3億1,142万円	2億6,377万円	2億8,714万円	2億6,007万円

※2015年有効回答(N=936)に対する一致率は、2014年75.9%、2013年59.1%、2012年56.9%、2011年49.6%。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P16-17

11

売上の構成

§ 参考資料：過去5年間の売上高の比較①

※ 2011年～2015年に連続して回答のあった会員について、2015年の業種区分で集計。

- 過去5年間の売上高の比較では、有効回答は少ないものの、2011年の売上高を100とすると2015年は19.9ポイント増加。

	有効回答	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
全 体	279	119.9%	115.9%	111.2%	106.4%	100.0%
稲 作	94	125.0%	127.2%	123.3%	113.6%	100.0%
雑穀・いも・豆類	7	116.7%	187.2%	193.4%	120.2%	100.0%
工芸農作物	7	107.4%	105.2%	103.8%	94.7%	100.0%
野菜	54	112.4%	117.9%	106.8%	105.5%	100.0%
露地野菜	24	106.4%	117.3%	107.6%	103.7%	100.0%
施設野菜	30	121.1%	118.7%	105.8%	108.1%	100.0%
果 樹	18	126.8%	122.4%	117.2%	105.0%	100.0%
露地花き	3	117.8%	111.3%	104.2%	610.6%	100.0%
施設花き	15	119.3%	120.2%	123.4%	112.3%	100.0%
きのこ	4	98.1%	95.7%	95.3%	90.3%	100.0%
畜産	69	120.4%	112.9%	108.7%	104.2%	100.0%
酪農	14	118.2%	113.1%	143.7%	106.0%	100.0%
肉牛	13	140.6%	126.2%	121.4%	101.7%	100.0%
養豚	20	104.5%	115.5%	104.4%	104.9%	100.0%
採卵鶏	19	126.4%	110.0%	99.6%	103.7%	100.0%
ブロイラー	3	109.9%	108.3%	98.6%	105.0%	100.0%

※有効回答数(N=279)には、麦類(n=1)、その他(n=2)、生産なし(n=5)が含まれるが、上表では割愛する。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

12

売上の構成

§ 参考資料：過去5年間の売上高の比較②

※ 2011年～2015年に連続して回答のあった会員について、2015年の区分で集計。

- 2015年の伸びが大きいのは、従事者数「1～4名以上」145.5%、女性人数「50名以上」137.8%。

	有効回答	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
売上規模	279					
5,000万円未満	47	79.1%	123.3%	122.3%	119.8%	100.0%
1億円未満	65	102.0%	114.9%	112.3%	105.8%	100.0%
5億円未満	128	116.9%	114.8%	126.8%	108.4%	100.0%
10億円未満	19	129.2%	120.6%	111.7%	107.4%	100.0%
10億円以上	20	124.5%	113.5%	104.0%	102.9%	100.0%
多角化段階	279					
生産のみ	86	125.6%	114.0%	108.8%	106.5%	100.0%
生産・販売	83	110.8%	122.9%	110.4%	103.7%	100.0%
生産・販売・加工	5	114.4%	116.0%	117.1%	79.4%	100.0%
生産・販売・観光	27	111.2%	113.0%	109.6%	110.9%	100.0%
生産・販売・加工・観光	5	104.8%	104.9%	107.2%	76.1%	100.0%

	有効回答	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
従事者数	278					
1～4名	15	145.5%	143.2%	140.2%	95.6%	100.0%
5～9名	87	128.5%	114.2%	105.2%	106.7%	100.0%
10～19名	92	122.7%	125.6%	140.1%	118.6%	100.0%
20～49名	61	110.2%	107.2%	102.9%	100.7%	100.0%
50～99名	18	113.6%	119.5%	104.2%	103.8%	100.0%
100名以上	5	130.7%	117.3%	111.4%	107.3%	100.0%
女性人数	278					
0名	22	136.6%	127.0%	125.9%	112.5%	100.0%
1～4名	123	125.1%	115.2%	118.3%	107.1%	100.0%
5～9名	53	130.5%	129.8%	126.8%	114.6%	100.0%
10～19名	45	108.5%	107.4%	101.1%	101.1%	100.0%
20～49名	28	110.5%	108.5%	99.1%	101.9%	100.0%
50名以上	7	137.8%	133.9%	121.6%	114.6%	100.0%

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

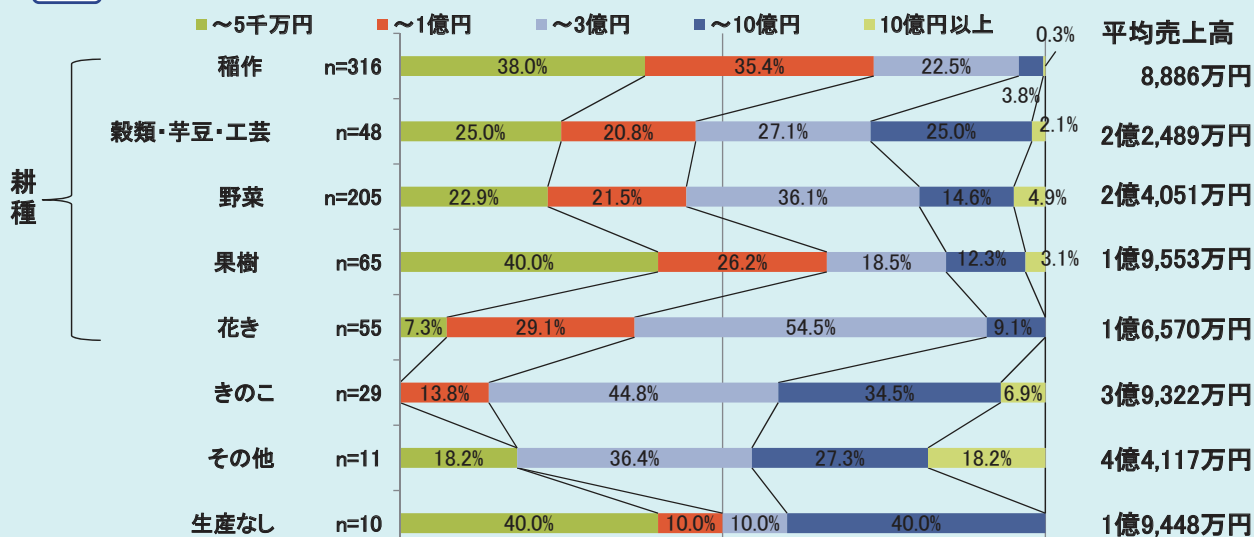
13

売上の構成

§ 業種別の売上規模(耕種等)

- 「稲作」の売上規模は、7割以上が1億円未満。
- きこの売上規模は、8割以上が1億円以上。
- 平均売上高は、稲作が前年同様最も低く8,886万円。

Data 業種別の売上規模構成、平均売上高



※業種は農業生産第1位を集計。

※「その他」は上記目以外を生産する経営体、「生産なし」は直売所経営等を含む。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P16-17

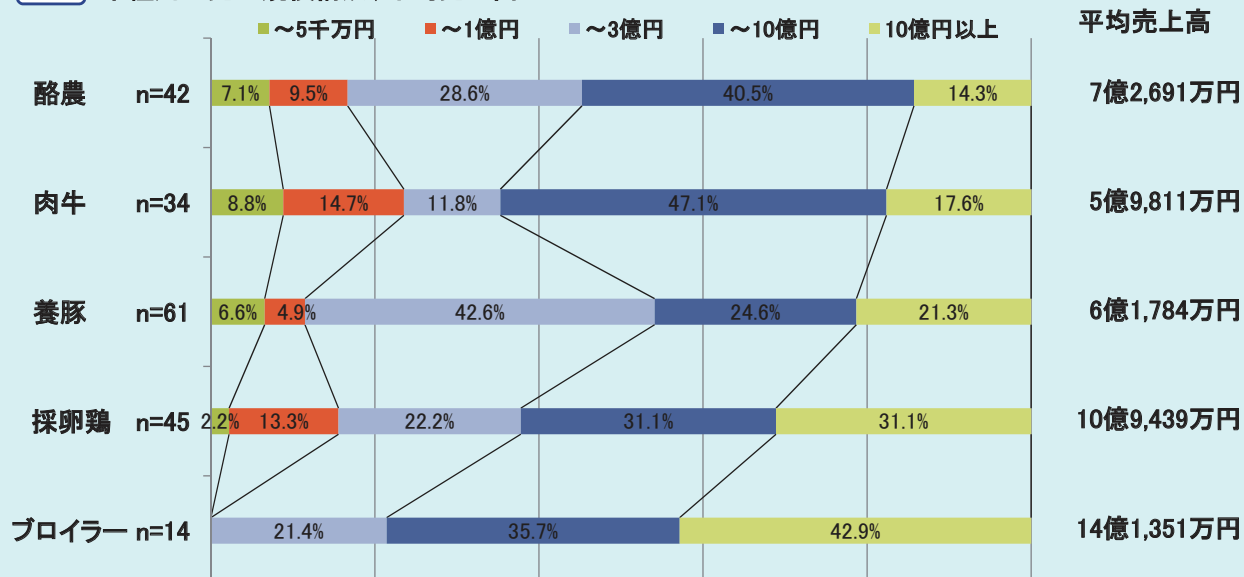
14

売上の構成

§ 業種別の売上規模(畜産)

- 売上規模3億円以上は、酪農54.8%、肉牛64.7%、養豚45.9%、採卵鶏62.2%、ブロイラー78.6%。
- 平均売上高は、採卵鶏・ブロイラーが10億円超。

Data 業種別の売上規模構成、平均売上高



※業種は農業生産第1位を集計。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P16-17

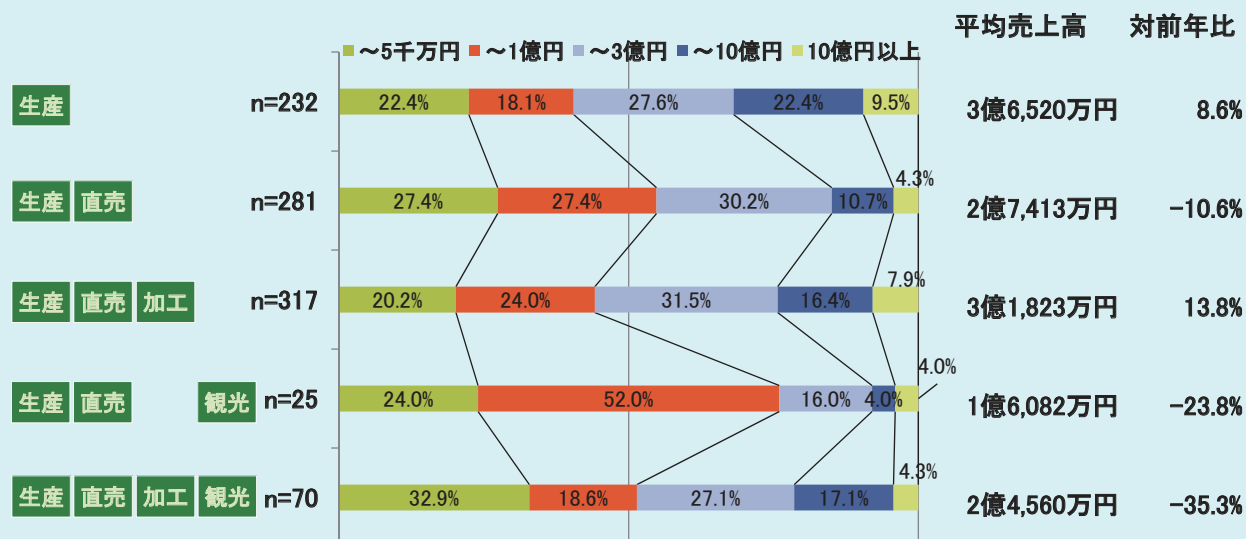
15

売上の構成

§ 多角化段階別の売上規模

- 平均売上高は、「生産のみ」が3億6,520万円、「生産・直売・加工」が3億1,823万円の順。
- 「生産・直売・加工」の平均売上高は、対前年比で13.8%の伸び。

Data 多角化段階別の売上規模構成、平均売上高



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

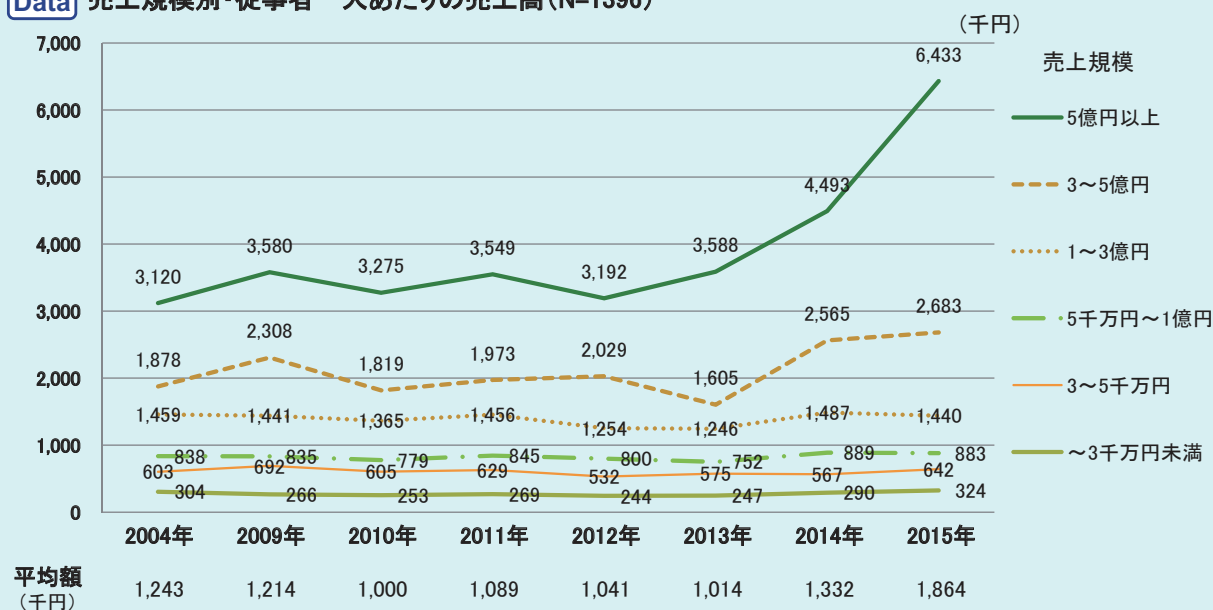
統計表P16-17

16

売上規模と従事者一人あたりの売上高

- 従事者一人あたりの売上高の平均額は1,864千円と昨年より532千円増加。
- 特に、売上規模が5億円以上で伸び率が著しい。

Data 売上規模別・従事者一人あたりの売上高(N=1396)



※従事者一人あたりの売上高＝売上高÷従事者数。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

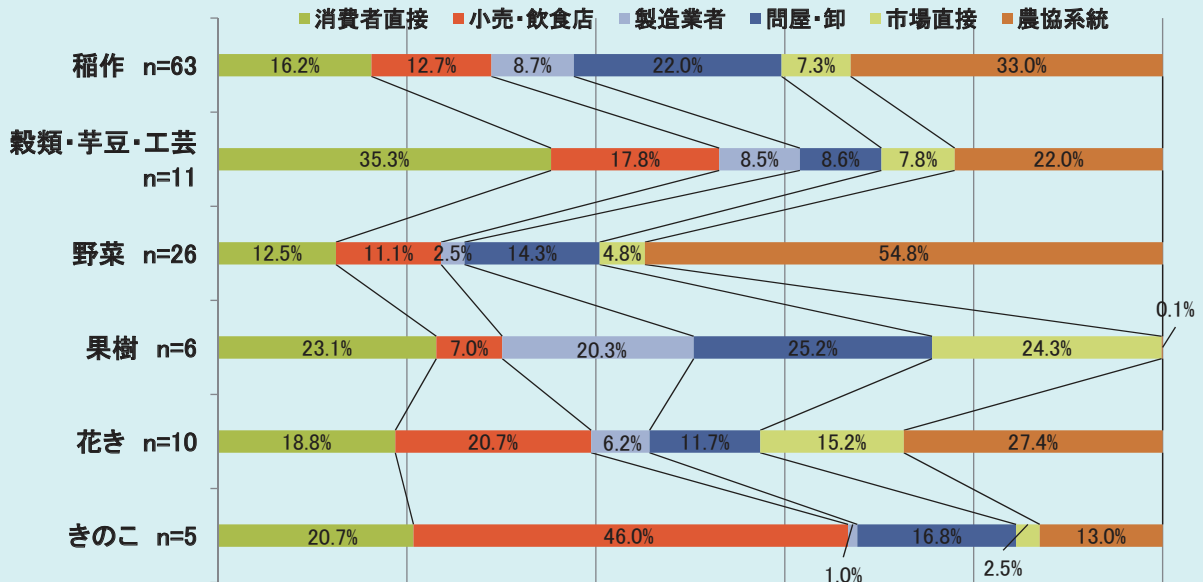
17

販売先の構成

§ 業種別でみた売上高の構成(耕種等)

- 「稲作」は33.0%が農協系統、22.0%が問屋・卸、16.2%が消費者直接となった。
- 「穀類・芋豆・工芸」は問屋卸を通さない経営体が多く、消費者直接、小売・飲食店への売上構成が5割以上。

Data 業種別でみた売上高の構成(耕種等)



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P16-17

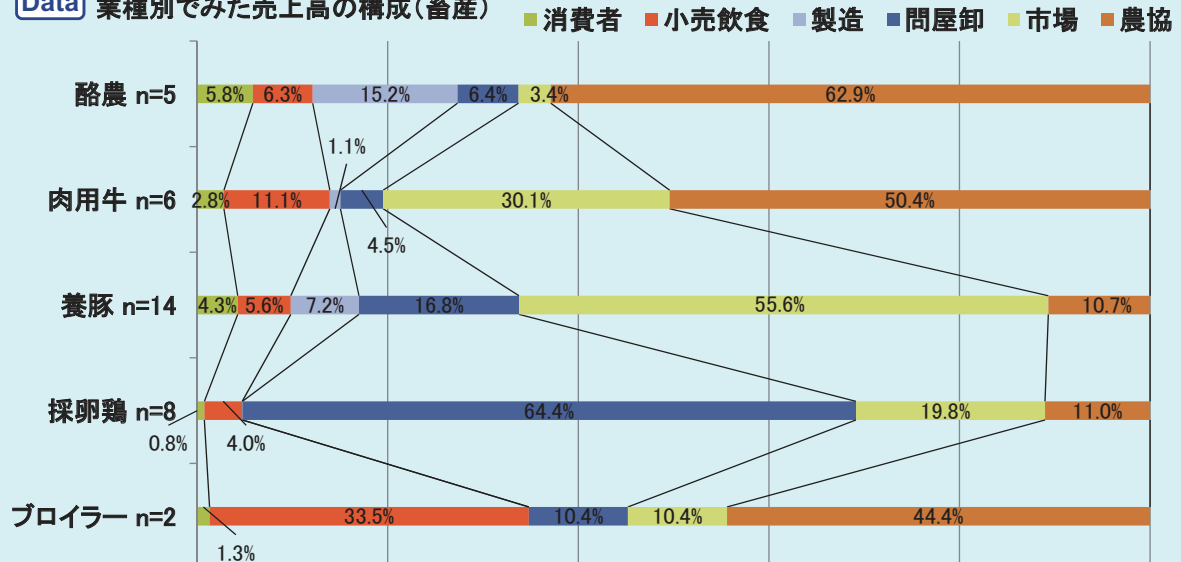
18

販売先の構成

§ 業種別でみた売上高の構成(畜産)

- 「採卵鶏」は問屋卸の割合が高く64.4%、「養豚」は市場の割合が55.6%と最も高い。
- 農協出荷の割合が高いのは、「酪農」62.9%、「肉牛」50.4%。

Data 業種別でみた売上高の構成(畜産)



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P16-17

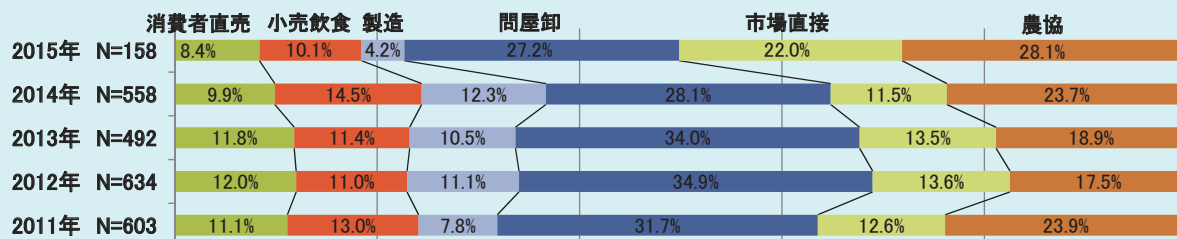
19

販売先の構成

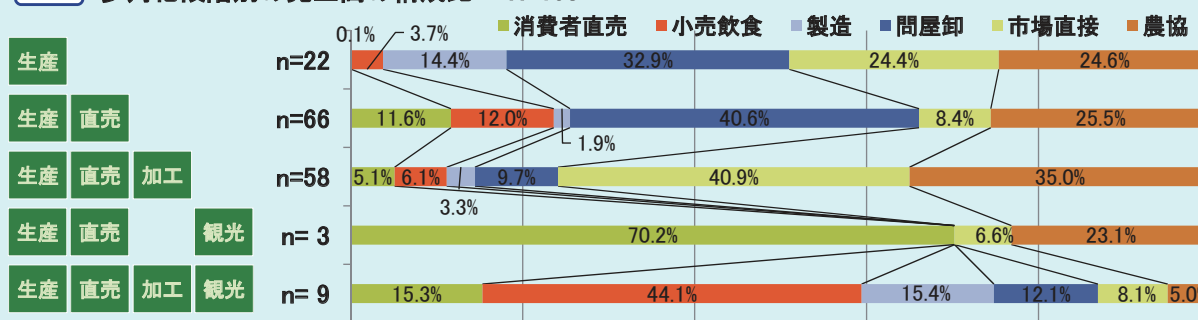
§ 売上高の構成と多角化段階別の状況

- 販売先割合は、前年に比べ市場直接が22.0%と10.5ポイント増加。

Data 売上高の構成比



Data 多角化段階別の売上高の構成比 N=158



※「売上高の構成比」と「多角化段階別の売上高の構成比」の母数は一致しません。

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P16-17

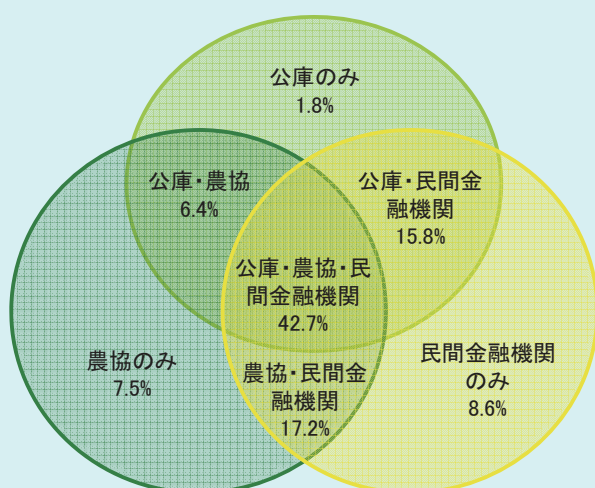
20

金融機関との取引

§ 借入金のある金融機関

- 「公庫・農協・民間金融機関」から借入のある法人が42.7%と最も多い。
- 「公庫」からの借入のある法人は50.1%と最多で、売上規模が拡大するにつれ「民間金融機関」からの借入割合が高くなる。

Data 借入れのある金融機関について(N=733)



※農協には信農連、農林中央金庫を含む。
※公庫とは(株)日本政策金融公庫。

Data 借入金の構成比

項目		有効 回答	公庫※	民間 金融機関	農協※	構成員	その他	私募債
全体		452	50.1%	32.7%	7.9%	7.4%	1.8%	0.2%
売上規模	～5千万円未満	110	48.8%	14.9%	12.6%	20.9%	2.8%	0.0%
	～1億円未満	98	42.9%	14.2%	22.0%	20.4%	0.5%	0.0%
	～3億円未満	133	51.0%	20.4%	13.6%	10.7%	4.2%	0.1%
	～10億円未満	75	56.7%	29.2%	9.4%	4.3%	0.4%	0.0%
	10億円以上	25	44.8%	48.5%	1.1%	4.2%	1.5%	0.0%
	売上未回答	11	85.8%	1.8%	6.2%	5.6%	0.6%	0.0%
業種	稲作	148	51.0%	13.0%	25.6%	9.4%	1.1%	0.0%
	野菜	90	51.8%	26.9%	3.1%	15.7%	2.4%	0.0%
	その他耕種等	103	46.9%	35.2%	8.0%	8.1%	1.0%	0.7%
	畜産	106	50.6%	37.1%	5.6%	4.7%	2.0%	0.0%
	生産なし	5	40.2%	41.9%	8.8%	9.2%	0.0%	0.0%

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P32-35

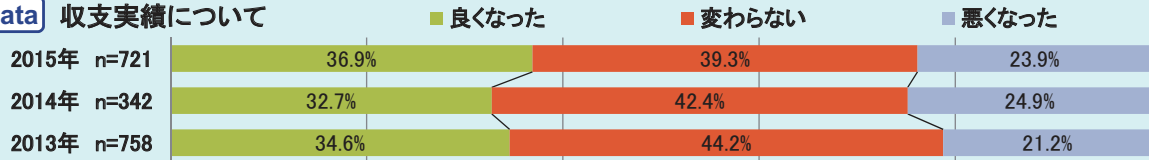
21

過去1年の経営の状況と今後の見通し

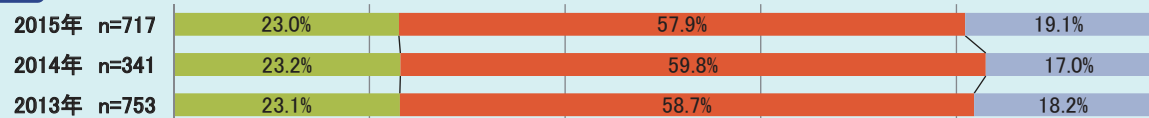
§ 2013年～2015年比較

- 「収支実績」は2014年よりも「良くなった」が4.2ポイント増加。

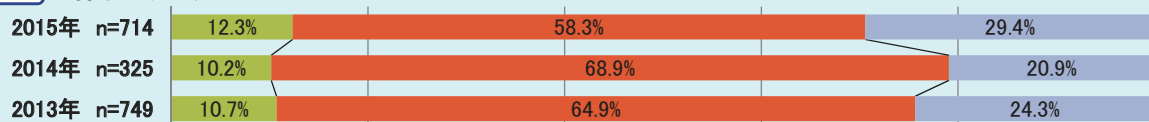
Data 収支実績について



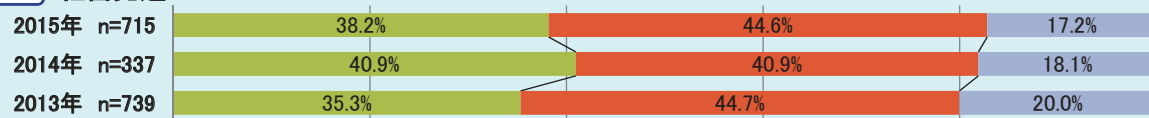
Data 資金繰りについて



Data 時間的ゆとりについて



Data 経営見通しについて



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P36-39

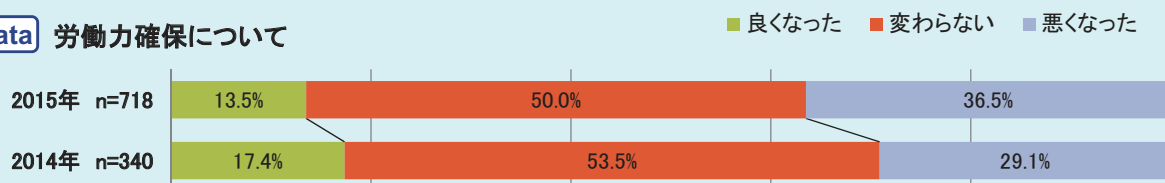
22

過去1年の経営の状況と今後の見通し

§ 2014年～2015年比較

- 2014年と比較し、「経営規模」は2.5ポイント、「売上実績」は1.7ポイント「良くなった」が増加。
- 一方、「労働力確保」は「悪くなった」が7.4ポイント増加。

Data 労働力確保について



Data 経営規模について



Data 売上実績について



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

※「労働力」「経営規模」「売上実績」は2014年度から調査項目に追加。

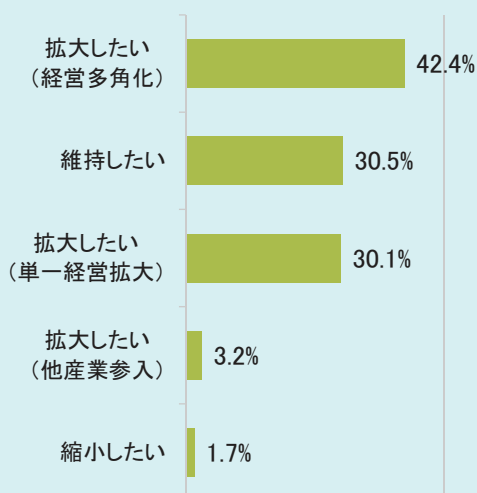
統計表P36-39

23

経営強化の取組み § 将来の事業規模

- 将来の事業規模は、「拡大したい(経営の多角化)」が42.4%と最も多い。
- 稲作、野菜は「拡大したい(経営の多角化)」が最も多い一方、畜産は「拡大したい(単一経営拡大)」が37.3%と最も多かった。

Data 将来の事業規模(複数回答)(n=761)



Data 業種別 将来の事業規模(複数回答)

項目		有効回答	(経営多角化) 拡大したい	維持したい	(単一経営拡大) 拡大したい	(他産業参入) 拡大したい	縮小したい
全体		761	42.4%	30.5%	30.1%	3.2%	1.7%
作目	稲作	262	48.1%	24.8%	30.5%	1.9%	3.4%
	野菜	171	46.8%	24.6%	35.1%	4.7%	0.0%
	その他耕種等	169	40.8%	41.4%	18.3%	2.4%	0.6%
	畜産	153	31.4%	32.7%	37.3%	4.6%	2.0%
	生産なし	6	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%

(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

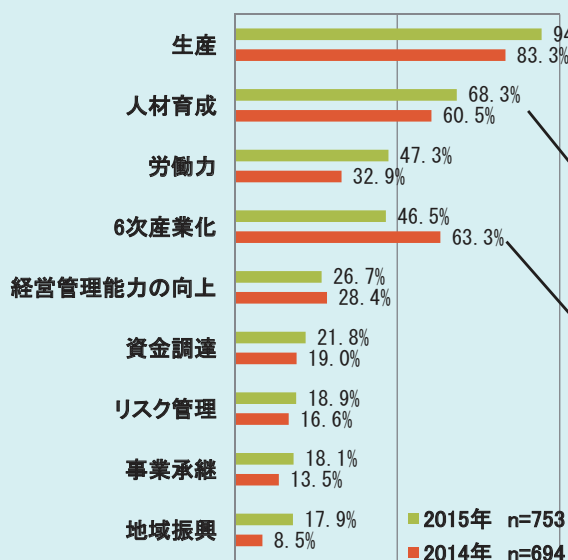
統計表P42-43

24

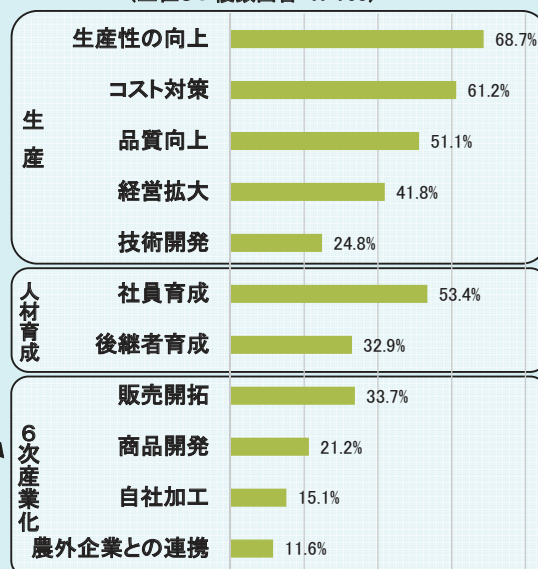
経営強化の取組み § 経営課題について

- 経営課題は、「生産」に関する事項が94.4%を占め、同内訳では「生産性の向上」68.7%が最多。
- 生産以外では、「社員育成」53.4%、「販路開拓」33.7%が上位。

Data 経営課題(上位5つ複数回答)



Data 生産・人材育成・6次産業化内訳
(上位5つ複数回答 N=753)



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

統計表P44-45

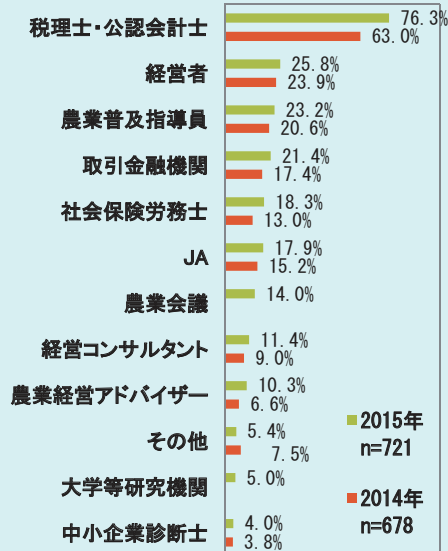
経営強化の取組み

§ 経営課題の相談先

- 経営課題の相談先は、税理士・会計士が76.3%で最も多く、次いで経営者が25.8%。
- 多角化段階別、売上規模別で見ても、1位は全区分において税理士・会計士。

Data 経営課題の相談先

(複数回答)



※「農業会議」「大学等研究機関」は2015年度から調査項目に追加。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

Data 経営課題の相談先上位3位

区分	有効回答	1位	2位	3位
多角化段階	生産	175	経営者	社会保険労務士
	生産・直売	208	普及指導員	経営者
	生産・直売・加工	252	取引金融機関 経営者	社会保険労務士
	生産・直売・観光	24	普及指導員 経営者	農業会議
	生産・直売・加工・観光	56	経営者	取引金融機関
	生産なし	6		
売上規模	～5千万円未満	155	普及指導員	JA
	～1億円未満	151	普及指導員	JA 経営者
	～3億円未満	202	経営者	取引金融機関
	～10億円未満	95	社会保険労務士 経営者	取引金融機関
	10億円以上	43	取引金融機関	経営者

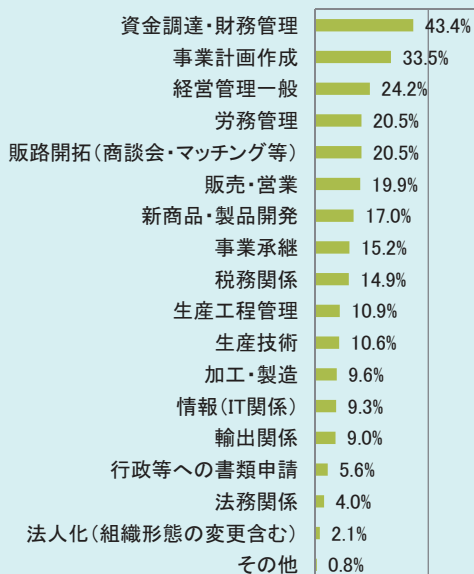
統計表P46-47

経営強化の取組み

§ 農業経営アドバイザーに対するアドバイス内容

- アドバイス希望内容は、「資金調達・財務管理」43.4%が最多。
- アドバイザーの属性は、日本政策金融公庫(37.3%)、税理士・公認会計士(35.8%)が上位。

Data アドバイス希望内容 (上位3つ) N=376



Data どの属性の農業経営アドバイザーに相談するか

項目	有効回答	日本政策金融公庫	税理士・公認会計士	普及員等の地方公共団体	銀行・信金・信組職員	信農連、農協職員	農林中央金庫、農業資材会社社員	飼料・肥料等の	その他
多角化段階	全体	316	37.3%	35.8%	24.7%	21.5%	20.6%	10.1%	11.4%
	未回答	4	50.0%	25.0%	50.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
	生産のみ	70	22.9%	41.4%	21.4%	14.3%	28.6%	11.4%	8.6%
	生産・直売	90	44.4%	33.3%	23.3%	18.9%	22.2%	11.1%	15.6%
	生産・直売・加工	104	40.4%	32.7%	26.0%	25.0%	18.3%	7.7%	5.8%
	生産・直売・観光	12	41.7%	58.3%	25.0%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%
	生産・直売・加工・観光	34	38.2%	32.4%	26.5%	26.5%	14.7%	8.8%	23.5%
	生産なし	2	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P48-51

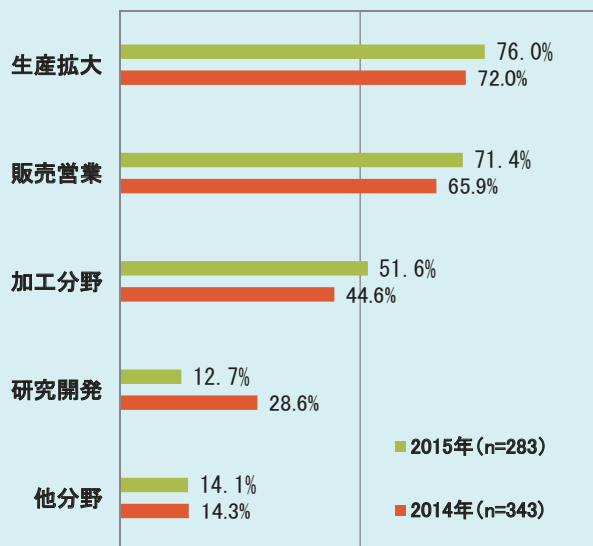
27

経営強化の取組み

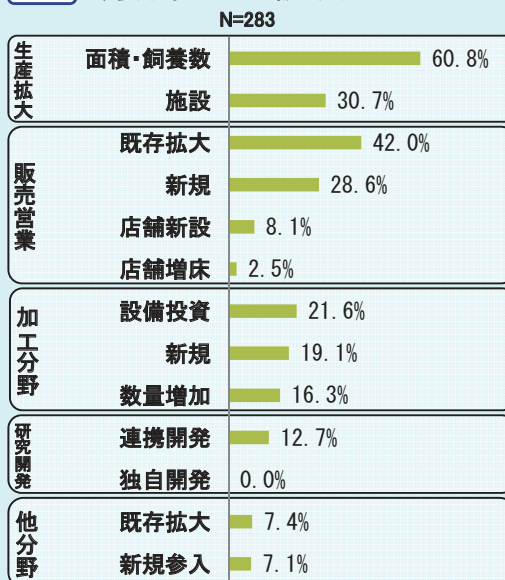
§ 今後の取組み

- 今後の取組みは、「生産拡大」に関する取組みが76.0%を占め、内訳では「面積・飼養数」60.8%が最多。
- 昨年より「生産拡大」、「販売営業」、「加工分野」のポイントが増加した。

Data 経営強化に向けた今後の取組み（複数回答）



Data 今後取組みの内訳(複数回答)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

※「他分野」は、「生産」、「加工」、「販売」以外の分野。

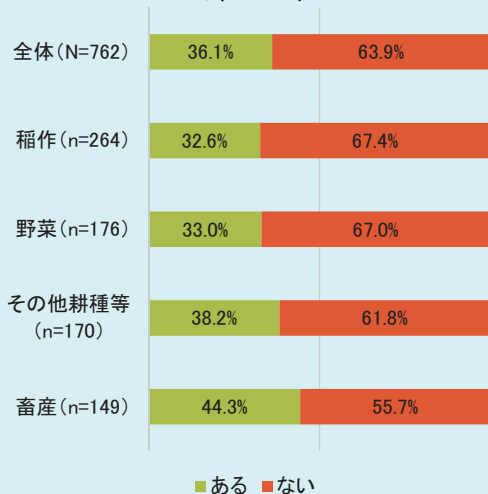
統計表P40-43

28

農作業事故の発生状況

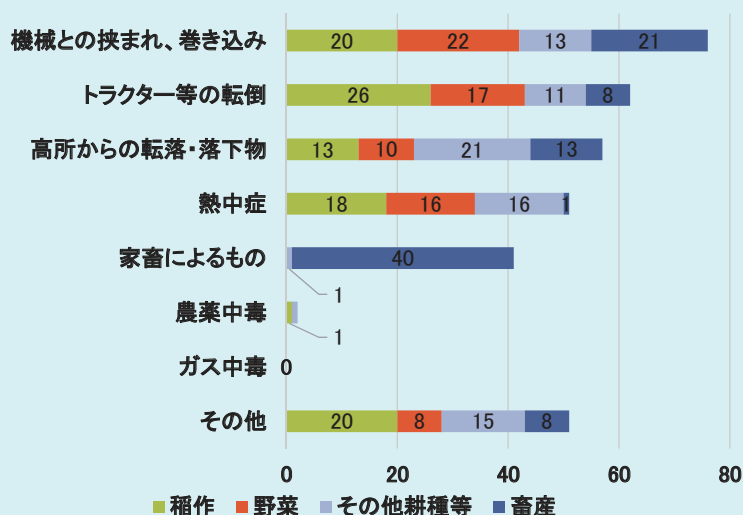
- 自社での農作業事故について、起きたことが「ある」のは全体で36.1%。
- 事故内容では「機械との挟まれ、巻き込み」が最多で、業種に関わらず発生。

Data 自社での農作業事故発生の有無について(N=762)



※「全体(N=762)」は「生産なし(n=3)」を含む。

Data 作目別の農作業事故該当数(n=275)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

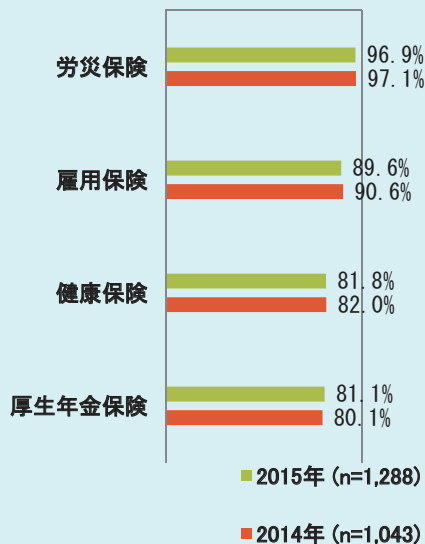
統計表P52-53

従事者の労働環境と福利厚生

§ 社会保険等の加入状況

- 社会保険等の加入状況は、労災保険が96.9%、雇用保険が89.6%、健康保険が81.8%。
- 従業員規模が50名以上は、ほぼ社会保険に加入している。

Data 社会保険等の加入状況
(複数回答)



Data 社会保険等の加入状況(複数回答)

項目		有効回答	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
全 体		1,288	96.9%	89.6%	81.8%	81.1%
従業員規模	未 回 答	57	91.2%	71.9%	59.6%	54.4%
	1 ～ 4 名	180	89.4%	71.7%	75.6%	71.1%
	5 ～ 9 名	377	96.3%	88.1%	77.7%	76.7%
	10 ～ 19 名	387	99.7%	95.3%	86.3%	87.3%
	20 ～ 49 名	212	99.5%	98.1%	86.8%	87.7%
	50 ～ 99 名	55	100.0%	100.0%	96.4%	96.4%
	100 名 以上	20	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
作 目	未 回 答	4	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	稲 作	426	96.5%	82.2%	78.2%	77.9%
	野 菜	305	97.7%	95.1%	81.6%	81.0%
	そ の 他 耕 種 等	283	98.2%	92.6%	78.4%	79.9%
	畜 産	258	95.0%	93.0%	92.2%	88.4%
多角化段階	未 回 答	2	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	生 産 の み	318	95.9%	89.0%	81.4%	79.9%
	生 産 ・ 直 売	388	96.9%	84.8%	79.6%	78.9%
	生 産 ・ 直 売 ・ 加 工	429	97.4%	93.7%	84.8%	84.6%
	生 産 ・ 直 売 ・ 観 光	33	93.9%	81.8%	78.8%	72.7%
	生 産 ・ 直 売 ・ 加 工 ・ 観 光	104	98.1%	97.1%	80.8%	82.7%
	生 産 な し	14	96.9%	89.6%	81.8%	81.1%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P54-55

従事者の労働環境と福利厚生

§ 人材育成制度の導入状況

- 人材育成制度の実施・活用については、「農の雇用事業(雇用就農育成タイプ)」が76.9%と最も活用されている。

Data 従事者規模別人材育成制度導入率(複数回答)

項目		研修制度等の実施・活用			
		有効回答 ※	農の雇用事業 (雇用就農育成タイプ)	農の雇用事業 (法人独立支援タイプ)	青年等就農給付金 準備型
全 体		260	76.9%	6.5%	4.6%
従事者規模	1～4名	33	67.9%	7.1%	3.6%
	5～9名	80	82.5%	11.1%	7.9%
	10～19名	74	84.7%	5.1%	5.1%
	20～49名	49	70.0%	7.5%	0.0%
	50～99名	9	100.0%	0.0%	0.0%
	100名以上	6	66.7%	0.0%	0.0%
業 種	稲作	85	81.2%	5.9%	2.4%
	野菜	52	78.8%	9.6%	3.8%
	その他耕種等	60	80.0%	8.3%	5.0%
	畜産	43	67.4%	4.7%	11.6%

※ 「全体(N=260)」は、従業員規模「未回答(n=59)」、業種「未回答(n=16)」および「生産なし(n=4)」を含む。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P54-55

31

従事者の労働環境と福利厚生

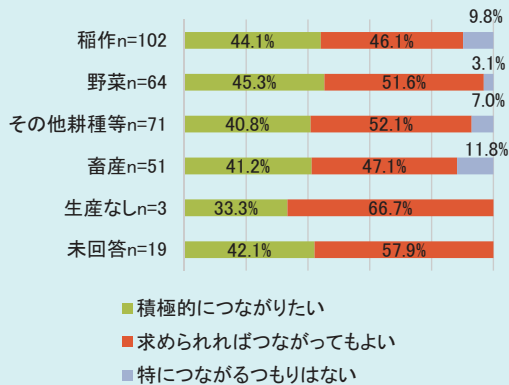
§ 独立支援の取組について

- 全体の34.8%に独立者がおり、独立後も9割近くが「つながりたい」、「つながってもよい」との考え。
- 自社から独立就農した者と持ちたいつながりは、「情報の共有」が最多で48.6%、次いで「技術指導」40.3%。

Data 独立者の有無(N=290)



Data 業種別 独立者とのつながりについて(N=310)



Data 業種別 独立者と持ちたいつながり(複数回答)(N=278)

	全体※	稲作	野菜	その他耕種等	畜産
有効回答※	278	91	58	63	44
情報の共有	48.6%	46.2%	41.4%	55.6%	52.3%
技術指導	40.3%	34.1%	48.3%	47.6%	34.1%
栽培計画等の立案	33.8%	34.1%	34.5%	33.3%	29.5%
経営に関する指導(法人化・6次化)	33.1%	31.9%	31.0%	38.1%	38.6%
農産物の買い上げ	30.6%	28.6%	34.5%	38.1%	22.7%
作業の受委託	28.4%	29.7%	22.4%	28.6%	34.1%
農産物の出荷調整	21.9%	18.7%	27.6%	22.2%	22.7%
農閑期の仕事(アルバイトの提供)	20.1%	20.9%	19.0%	20.6%	22.7%
農地のあっせん	15.8%	13.2%	20.7%	20.6%	13.6%
機械・農機具・資材等の共同購入や販売	15.8%	18.7%	17.2%	14.3%	15.9%
ブランドの提供	13.3%	13.2%	15.5%	14.3%	13.6%
機械・農機具のリース	13.3%	11.0%	17.2%	11.1%	20.5%
出資(独立者が法人を設立するとき)	9.0%	8.8%	6.9%	7.9%	13.6%
親会社からの人材の提供	6.1%	3.3%	5.2%	6.3%	9.1%
資金の貸し付け	2.2%	1.1%	0.0%	4.8%	4.5%
借金の連帯保証	1.8%	1.1%	1.7%	3.2%	2.3%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

※全体の有効回答数には、「生産なし(n=4)」を含む。

統計表P56-63

32

TPP交渉大筋合意について

- TPPによる関税引き下げの影響は、「環境は厳しいが経営努力で克服できる」が、稲作(41.1%)、野菜(29.9%)、畜産(50.3%)で最多となった。
- TPP対策は、野菜では「産地形成やブランドの強化」が40.5%、稲作では「経営規模の拡大」が42.2%で最多。

Data 業種別 関税引き下げの影響(複数回答)

	有効回答	範囲を超えている 経営努力の 環境は厳しいが 経営努力で克服できる	対応済みで心配ない	特に影響はない	新たな事業展開の好機	分からない	その他
全体	724	20.0%	36.2%	5.4%	14.2%	20.6%	26.7%
稲作	236	30.1%	41.1%	3.8%	4.7%	14.4%	31.4%
野菜	164	11.0%	29.9%	6.1%	23.8%	29.3%	23.8%
その他耕種等	165	11.5%	23.0%	4.2%	25.5%	24.2%	29.1%
畜産	149	23.5%	50.3%	8.1%	6.0%	17.4%	20.1%
生産なし	7	14.3%	28.6%	14.3%	28.6%	14.3%	0.0%
未回答	3	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%

Data 業種別 TPP対策(複数回答)

	有効回答	産地形成やブランドの強化	経営規模の拡大	生産コストの削減	販売先・販売方法の変更	6次産業化 (加工直販)	異業種との連携 (農商工連携等)	経営統合(M&A等)	その他
全体	629	41.3%	36.9%	32.8%	26.4%	25.1%	20.2%	8.3%	0.6%
稲作	223	37.7%	42.2%	37.7%	35.0%	23.3%	18.8%	9.4%	1.8%
野菜	131	40.5%	38.2%	24.4%	22.9%	25.2%	23.7%	5.3%	0.0%
その他耕種等	129	46.5%	24.8%	24.0%	25.6%	24.8%	24.0%	9.3%	0.0%
畜産	136	41.2%	40.4%	41.9%	17.6%	27.2%	14.7%	8.1%	0.0%
生産なし	7	71.4%	14.3%	28.6%	14.3%	42.9%	14.3%	14.3%	0.0%
未回答	3	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P64-65

33

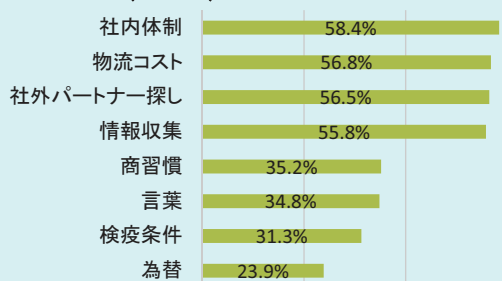
海外事業展開

- 海外事業展開は、「農畜産物・食品輸出」が稲作(55.6%)、畜産(58.3%)で最多。
- 海外生産を検討する理由としては、「国内の需要先細り」が43.4%と最多で、物流コスト、情報収集が課題である。

Data 業種別 海外事業展開の取組み(複数回答) (N=73)

	有効回答	農畜産物・食品輸出	視察研修	商談会参加	資材等直接輸入	無償技術指導	有償技術指導	現地経営
全体	73	54.8%	41.1%	39.7%	15.1%	4.1%	4.1%	0.0%
稲作	18	55.6%	38.9%	22.2%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%
野菜	14	42.9%	78.6%	21.4%	7.1%	0.0%	14.3%	0.0%
その他耕種等	27	55.6%	29.6%	55.6%	18.5%	0.0%	0.0%	0.0%
畜産	12	58.3%	33.3%	50.0%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%

Data 海外事業展開時の課題(複数回答) (N=310)



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

Data 業種別 海外生産を検討する理由(N=113)

	有効回答	国内の需要先細り	生産コスト高	利益が出ない	輸出では利益が出ない	海外での需要高	規模拡大が難しい	国内ではリスク回避	農場分散による	海外でのノウハウを逆輸入	その他
全体	113	43.4%	38.9%	31.9%	31.0%	19.5%	11.5%	8.8%	0.9%		
稲作	28	57.1%	42.9%	28.6%	21.4%	14.3%	3.6%	14.3%	3.6%		
野菜	37	48.6%	45.9%	43.2%	32.4%	27.0%	18.9%	8.1%	0.0%		
その他耕種等	31	32.3%	29.0%	29.0%	35.5%	22.6%	9.7%	6.5%	0.0%		
畜産	14	35.7%	42.9%	14.3%	35.7%	7.1%	7.1%	7.1%	0.0%		

統計表P66-71

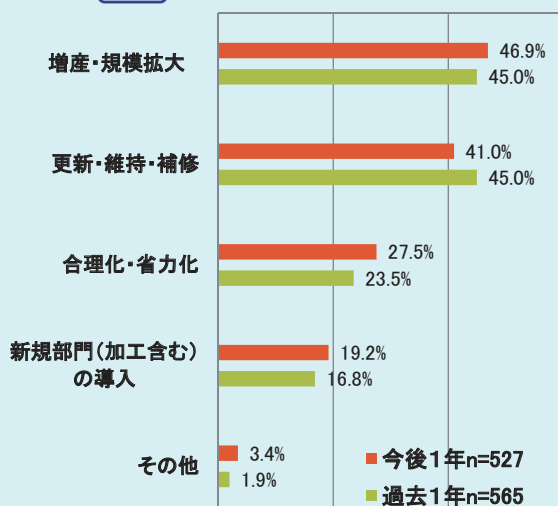
34

設備投資の状況

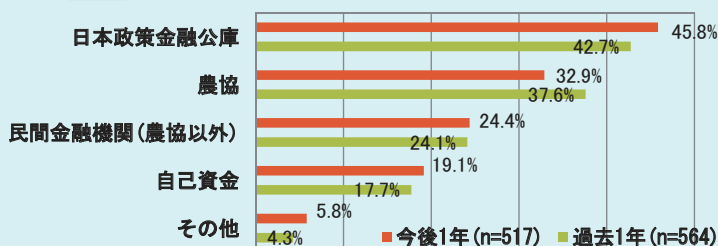
§ 過去・今後一年の設備投資

- 今後1年の設備投資目的は、「増産・規模拡大」の割合が「更新・維持・補修」を上回り、新規設備への投資意欲が向上したことがうかがえる。
- 設備資金の調達先で割合が高いのは、「日本政策金融公庫」の45.8%。一方、運転資金の調達先の割合が高いのは、「農協」の34.8%。

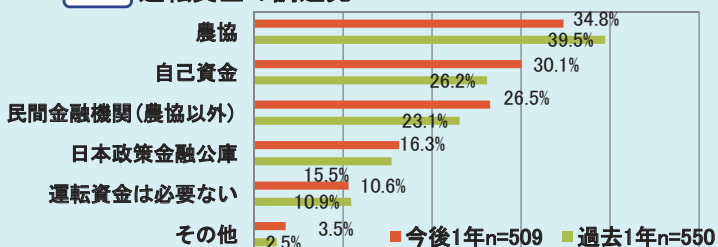
Data 設備投資の目的



Data 設備資金の調達先



Data 運転資金の調達先



(公社)日本農業法人協会「農業法人白書2015」

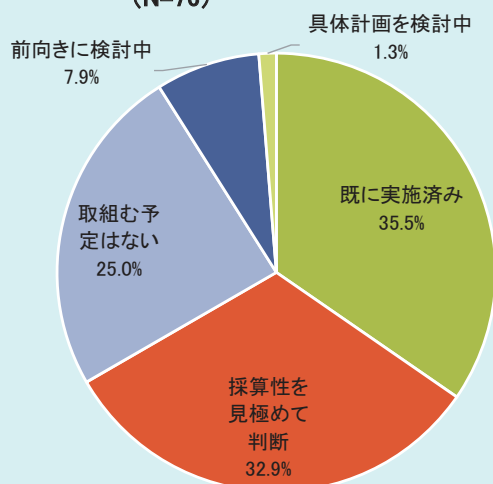
統計表P72-75

35

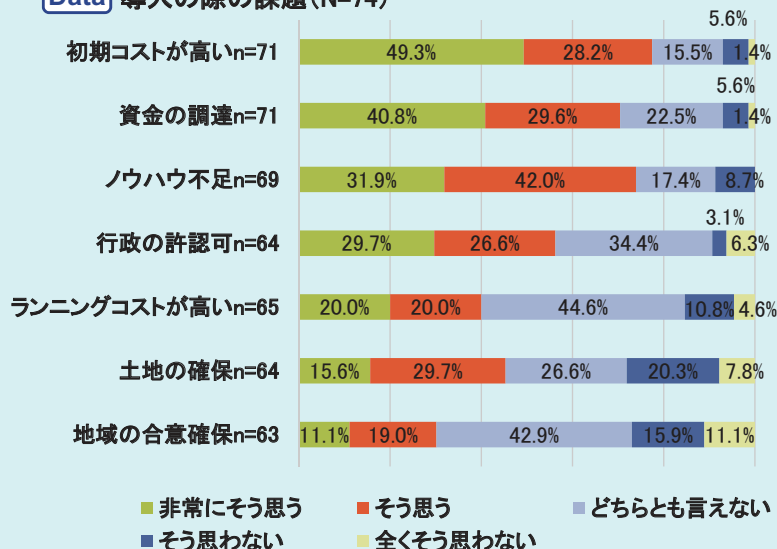
再生可能エネルギーの取組み § 導入状況・導入の際の課題について

- 再生可能エネルギーの導入状況は、「既の実施済み」が35.5%であるが、「採算性を見極めて判断」も32.9%と高ポイントである。
- 導入の際の課題は、「資金調達」や「初期コストが高い」において、「非常にそう思う」および「そう思う」が7割以上を占めた。

Data 再生可能エネルギー導入状況 (N=76)



Data 導入の際の課題 (N=74)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P76-91

36

再生可能エネルギーの取組み § 導入している設備・設置場所

- 「太陽光発電」が21件と最も多く導入されており、業種別では、「野菜」と「畜産」が9件と最多。
- 設置場所は、「農業施設の屋根」が16件と最多。

Data 導入している設備 (複数回答)

	全体	稲作	野菜	その他 耕種等	畜産
有効回答	25	4	9	3	9
太陽光発電	21	3	8	3	7
風力発電	1	1	0	0	0
小水力発電	0	0	0	0	0
バイオガス発電	2	0	0	0	2
鶏糞燃焼発電	1	0	0	0	1
木質バイオマス発電	1	1	0	0	0
その他の再エネ発電	0	0	0	0	0
太陽熱	0	0	0	0	0
バイオガスボイラー	3	0	0	0	3
鶏糞ボイラー	0	0	0	0	0
木質バイオマスボイラー	0	0	0	0	0
地中熱	1	0	1	0	0
その他の再エネ熱	0	0	0	0	0

Data 設備の設置場所 (複数回答)

	全体	稲作	野菜	その他 耕種等	畜産
有効回答	29	4	9	7	9
営農中の農地 (一時転用)	6	0	2	3	1
農地転用後の土地 (上記以外の土地)	3	0	1	1	1
農地以外の土地	8	1	2	0	5
農業施設の屋根	16	4	5	4	3
農業用水路	0	0	0	0	0
その他	4	0	0	2	2

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P76-91

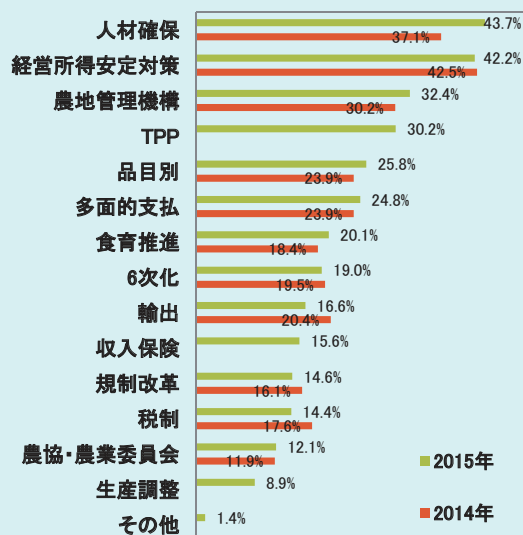
37

制度・政策

§ 政策提言すべき制度・政策について

- 政策提言すべき制度・政策は、「人材確保」が43.7%で最多。
- 業種別の最多回答は、稲作が「経営所得安定対策」で59.3%、野菜(59.0%)・その他耕種等(43.4%)・畜産(48.1%)が「人材確保・育成」。

Data 政策提言すべきと思う制度・政策について(複数回答)



項目・業種	全体 N=652 100%	業種					
		稲作 n=221 34%	野菜 n=144 22%	その他 耕種等 n=143 22%	畜産 n=135 21%	生産なし n=4 1%	未回答 n=5 1%
人材確保・育成	43.7%	31.7%	59.0%	43.4%	48.1%	25.0%	40.0%
経営所得安定対策	42.2%	59.3%	30.6%	24.5%	45.2%	50.0%	40.0%
農地中間管理機構	32.4%	41.6%	33.3%	30.1%	18.5%	50.0%	20.0%
TPP	30.2%	37.6%	18.1%	20.3%	40.7%	25.0%	60.0%
品目別対策	25.8%	14.0%	32.6%	28.7%	34.8%	50.0%	0.0%
多面的支払(日本型直接支払)	24.8%	37.1%	20.8%	18.2%	16.3%	50.0%	0.0%
食の信頼確保・食育推進	20.1%	18.1%	16.7%	18.2%	28.1%	0.0%	60.0%
6次産業化の推進	19.0%	15.8%	19.4%	25.9%	15.6%	50.0%	20.0%
輸出促進対策	16.6%	16.7%	11.8%	23.1%	15.6%	0.0%	0.0%
収入保険	15.6%	22.2%	13.9%	9.1%	14.1%	0.0%	20.0%
規制改革	14.6%	10.0%	15.3%	14.7%	22.2%	0.0%	0.0%
税制	14.4%	14.9%	12.5%	11.9%	17.0%	0.0%	60.0%
農協・農業委員会	12.1%	10.4%	19.4%	11.2%	6.7%	50.0%	20.0%
生産調整	8.9%	19.0%	5.6%	2.1%	3.7%	0.0%	0.0%
その他	1.4%	0.5%	2.1%	2.1%	1.5%	0.0%	0.0%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P92-93

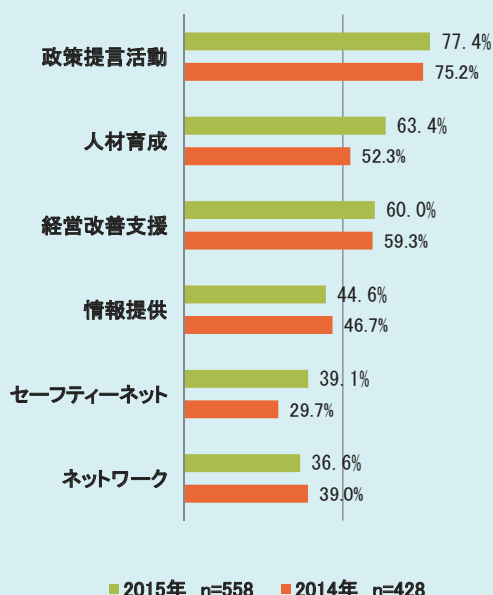
38

当協会活動

§ 当協会活動に期待するもの

- 当協会に期待する活動・サービスは、「政策提言・提案活動」が77.4%、「人材育成」が63.4%。

Data 当協会に期待する活動・サービス等について(複数回答) (N=558)



	全体	稲作	野菜	その他耕種等	畜産
有効回答	558	190	125	116	116
政策提言活動	77.4%	78.9%	65.6%	75.9%	87.9%
政策の提案・提言	58.6%	62.1%	47.2%	57.8%	63.8%
国との情報・意見交換	51.3%	50.0%	44.0%	50.9%	62.1%
人材確保・育成	63.4%	48.9%	81.6%	70.7%	61.2%
合同会社説明会	20.1%	13.2%	27.2%	21.6%	22.4%
農業インターンシップ	35.1%	28.4%	41.6%	41.4%	34.5%
外国人技能実習生受入事業	27.6%	15.8%	40.8%	31.9%	29.3%
新入者基礎研修	27.6%	15.8%	40.8%	31.9%	29.3%
経営改善支援	60.0%	60.0%	67.2%	70.7%	42.2%
販路開拓支援	43.4%	43.7%	50.4%	51.7%	28.4%
輸出促進支援	17.9%	17.9%	16.0%	28.4%	10.3%
取引先信用調査	22.4%	21.1%	28.0%	26.7%	14.7%
情報提供	44.6%	44.2%	44.0%	39.7%	51.7%
アグリビジネス経営塾	35.5%	36.3%	33.6%	30.2%	42.2%
農業法人名鑑	10.4%	9.5%	12.8%	9.5%	8.6%
農業法人白書	12.7%	10.0%	16.0%	12.9%	13.8%
農業セーフティネット	39.1%	32.6%	48.0%	40.5%	37.1%
傷害保険・賠償責任保険	26.3%	24.7%	32.0%	25.9%	23.3%
天候デリバティブ	9.9%	6.3%	19.2%	12.1%	4.3%
経営継承事業 (全国経営支援ネットワーク)	14.2%	9.5%	14.4%	14.7%	19.0%
表彰事業 (「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」WAP100)	3.2%	2.1%	3.2%	6.0%	2.6%
ネットワーク作り	36.6%	32.1%	40.8%	37.9%	38.8%
全国セミナー・ブロック交流会	31.5%	28.9%	35.2%	32.8%	31.9%
ファーマーズ & キッズフェスタ	9.7%	6.3%	12.8%	9.5%	12.1%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2015」

統計表P94-95

2. お役立ち情報

ページ

(1) 農業情勢	24
・水田農業はますます顧客志向に ・デンマークはなぜ農産物輸出大国になれたか ・企業の発想はどこまで農業に適用できるか ・TPP契機に農業の情報発信に工夫を ・数字を意識する農業者を増やすには	
(2) 農業経営	31
・日本とドイツの小麦収量格差の形成要因 ・米価下落のもとでの収入変動の実態と収入影響変動緩和対策 ・ブロックローテーションの再検討と水田畑輪作の意義 ・大豆生産振興と価格形成	
(3) 食と農＜野菜の健康機能＞	39
・機能性表示食品の届出等に関するガイドラインについて～安全性評価～ ・消費者が求める野菜の品質とわかりやすい表示 ・青果物に機能性表示食品が初めて登場 ・トマトジュースに機能性が初めて表示	
(4) 税務	46
・農業の会計に関する指針 ・畜産・酪農における交付金等の会計処理 ・平成28年度税制改正	
(5) 法務	49
・所有者・占有者の責任 ・行方不明者の財産管理について ・消費者保護に関する法令 ・消費者保護に関する法令 2	
(6) 雇用改善	54
・労働基準法の一部を改正する法律案要綱 ・「パワハラ」 ・「無期転換ルール」をご存知ですか ・改正労働者派遣法のポイント	
(7) 農業金融	60
・「平成26年農業経営動向分析結果」について	
(8) 農と医療福祉	62
・地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等 ・地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等（その2） ・地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等（その3） ・地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等（その4） ・地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等（その5）	
(9) 保険	69
・畜産経営における事業継続・経営安定化をサポートする『再生産費用補償保険』について ・「安心・安全のための食品リスクマネジメント」について	
(10) その他	73
・農業法人の農業労災予防に関する実態調査結果報告（その1） －農作業事故の実態と労働安全衛生教育の重要性を中心に－ ・農業法人の農業労災予防に関する実態調査結果報告（その2） －農作業事故の実態と労働安全衛生教育の重要性を中心に－ ・日本農業経営大学校学生からの学校紹介 ・日本農業経営大学校学生からの学校紹介 ・最近の肥料原料・製品価格情勢 ・農業法人投資育成制度による投資を規模拡大等に活用しませんか？	
(11) レポート	84
・「栽培・作業分離型（高度機械設備利用）農業」の市場調査 ・農業法人の再生可能エネルギー事業意欲を高めるためのポイントは何か ・農業法人経営の6次産業化に関する要因分析	

〔農業情勢〕

水田農業はますます顧客志向に

農業ジャーナリスト

青山 浩子

2014 年の秋以来、農村を訪ねると真っ先にのぼる話題といえばコメ。いうまでもなく全農が出した概算金の大幅引き下げにまつわる話題である。

ある農機メーカーが出している機関誌の執筆のため、北海道から九州までの大規模経営者を定期的に取材しているが、稲作経営者を訪ねるたびに「概算金引き下げの影響はどのくらいありますか」と聞いてみる。「うちは農協にはあまり出していないので、さほどの影響はないよ」という答えが結構多かった。「影響は少ない」と答えた経営体の特徴として、作付品種の分散、そして販売先の分散という共通項がある。ほとんどの経営体が主食用米を減らし、加工用米、業務用米に力を入れている。これらのコメはあらかじめ価格が決まっており、概算金下落の影響を緩和させる効果がある。

主食用米の需要が減っている以上、加工用米や飼料米にシフトさせていくのは必然といえるが、たとえば水稻面積全体のうち、「主食用米が半分、残りの半分は酒米」という農家に何人か出会った。主食米の比率がこれほど減っているとは想像していなかった。

同じ主食用米でも「外食向けのコメの面積をだいぶ増やした」という農家も多かった。コメというどうしても“消費者が家で炊いて食べるコメ”をイメージしやすいが、現場の経営者はすでにこのイメージを払しょくし、実需が求めるコメへのシフトを始めている。それにあわせて作付する品種を変えているのはいうまでもない。

販売先についても、外食業者、弁当業者、飲食店、特色ある米屋・・・などかなり多様化さ

せている。仮に一か所から値下げを要求されても、利益幅減少を最小限でくいとめているようだった。

取引先側も JA の概算金が大幅に下がったことは当然知っている。「今年はどこもコメが安いからね」と暗に値下げを要求された経営者もいる。「うちは原価にもとづいて価格設定をしていると以前から話していたんですけどね。でも取引そのものがなくなるのもキツイ」と値下げに応じた。それでもこの経営者は、対極的な取引先を持っていたことで救われた。「別の業者から“高くないコメがほしい”といわれた。つまり安すぎるコメは自分たちにはありがたいが、生産者に無理がかかることを知っている。双方に無理がない適正価格で取引することが互いのためになるとわかっているお客さんもいる。そういうところとの取引を増やせば」とのこと。

なお、納入先として複数の経営者が「特養老人ホーム」と答えていたことが印象に残る。各地に増えている特養老人ホーム。私など建物を見るたびに「やがてここに入ることになるのかな」などと考えこんでしまうのだが、稲作経営者はまったく違う視点から見ている。まとまった量を買ってくれる上に、入居している人は例外なく高齢者。コメの味にはうるさい。「ここはコメがおいしい」という評判が広がれば、入居者を増やすきっかけにもなる。特養ホームは販路として狙い目かもしれない。

飼料米を作付している経営者にも出会ったが、14 年産から交付金が増額された初年度ということもあるせいか、課題を抱えている経営者が多いようだ。

青森県のある農家は稲作農家で組織を作り、畜産農家と契約して 14 年から飼料米生産を始めた。ところが増額されたことでメンバーが奮起し、だれもが反収を予想よりもあげた。収穫量を精査してみたら、畜産農家が 1 年間かけて使う量以上のコメが集まってしまった。このため在庫を抱えることになった畜産農家から「来

年は量を減らして」といわれ、足元をくじかれてしまい、急きょ、別の売り先を見つけざるを得なくなった。農家いわく「飼料米であっても、主食米と同じように売り先を複数持っておかないとだめだとわかった」と神妙に話していた。用途や販路を多様化している農家は何とか概算金引き下げの打撃を食い止められたが、「大半のコメを JA に出している」という大規模経営体がないわけではない。法人設立の経緯や日ごろのつきあいから、主な出荷先とせざるを得ない事情があつてのことだが、まともに影響を受けているはず。今後の販路の見直しなど相当の方向転換をしなければ、経営の維持が難しくなるだろう。

青森県に行った際、「つがるロマン」の概算金が 7,600 円と聞いて驚いた。15 年に入ってからの新規契約についてはさらに 3,000 円減額されたという。ナラシ対策で補てんされるとはいえ、もはや市場原理にもあてはまらないような価格。農家の落胆ぶりは私には想像すらできない。現地を案内してくれた青森県の職員が「経営所得安定対策金（10a あたり 7,500 円）が廃止になる 18 年を契機に離農者が続出し、構造改革が進むと予測していたが、この様子では間違いなく前倒しになるだろう」と話していた。

この先、ますます農地は大規模経営体をはじめとする担い手に集まってくる。一方で、ここまで安くなっても家庭内の需要は回復しないことが証明された。コメ、ごはん、酒、粉、飼料・・・というコメから派生するあらゆる商品への対応のみならず、麦大豆、そばなど穀物全体で面積配分をしていかなければならない。もちろんその前提には買ってくれるお客さんが求める量と品質がある。顧客志向型の水田農業をどこまで極めていけるかが問われる。

〔農業情勢〕

デンマークはなぜ農産物輸出

大国になれたか

農業ジャーナリスト

青山 浩子

デンマークは日本の九州ほどの面積をもつ小国だが、国土の 6 割が農地で農産物および加工品のおよそ 2/3 を輸出している。まさに農業で生きている国だ。経団連のシンクタンクである 21 世紀政策研究所のプロジェクトの一環で、2015 年 3 月同国を訪ねた。

農業の特徴は二つ。ひとつは、同国が発祥といわれる協同組合が主導し生産から加工、流通、輸出まで結びついた製販一体ビジネスが構築されている点。二つめは食品産業が高度に発達しており、原料を加工して付加価値を高め、輸出の道を切り開いてきた点だ。

他の北欧諸国と同じく、社会福祉制度が充実している反面、税金は高く（消費税 25%、所得税 46%）、これが考慮されて人件費も高い。低価格を武器にした農産物の輸出拡大は不可能だ。そこで価格以外の付加価値を安全性に求めることにした。家畜のと畜場および加工、販売をおこなう「デニッシュクラウン」の衛生基準はきわめて高い。食品安全性を担保することで「デンマークの食品は高いが、価格に足だけの付加価値がある」という信頼を得てきた。その結果が、日本円で約 1.4 兆である農業産出額に対し、農産物および農業関連製品（農業機械や設備等含む）が 3 兆円に上るという事実。主な輸出品目は豚肉（20%）、毛皮（8%）、チーズ（6%）、魚介類（13%）だ。

豚肉および加工品の輸出をけん引しているデニッシュクラウンは、豚・牛肉および加工品の輸出量で世界第 2 位を誇る。乳業メーカーのアーラフーズは、乳製品の売上高で世界第 7 位。ともに世界を相手に事業展開している。

いずれも 19 世紀末頃に農民が設立した協同組合が原点だ。輸出企業に転換したのは競合国と地続きの小国の農業が生き残るにはこまでせざるを得なかった農家たちの覚悟なのだろう。

デニッシュクラウンは 1887 年、協同組合によると畜場としてスタートしたが、鉄道や道路などインフラが整備されるにつれ、食肉も遠隔流通をするようになり、徐々に小規模な畜場を統合していった。

EU は大陸だ。大量生産される国の安い製品が次々輸入され、小規模な養豚では維持できなくなった。と畜場はますます集約され、2 組合に集約された。そのひとつがデニッシュクラウンで 77% のシェアを持つ。もう一社とも 15 年中に合併が予定され、最終的には 1 つに統合される計画だ。

これほどの巨大企業になってもなお協同組合の形態を維持しているのは、協同組合発祥の国として、いまでも平等を重んじる国民性が色濃く残っているからだ。

デニッシュクラウンの場合、農家をオーナーとする「amba」という有限責任の協同組合が株式会社である「デニッシュクラウン A/S」の株を 100% 保有している。資金調達を行い、外国企業を買収したりしながら事業拡大を図るのは A/S だ。所有と経営が分離されているわけだが、組合員の代表も A/S の役員としてつとめ、業績を常にチェックする。amba に入った農家は原則的に全家畜をデニッシュクラウンに出荷、同社にはこれを 100% 買い取る義務がある。

デニッシュクラウンの豚肉や加工品は 130 カ国に輸出され、A/S はどの国に、どんな商品のニーズがあるのかを徹底的にマーケティングし、市場にきめ細かく対応している。と畜場を案内してくれた職員が「高品質な精肉は日本向け、内臓は中国向け、ベーコンも国によって好まれる部位やカット方法を変えています」と誇らしげに説明してくれた。

デンマークでは、日本のように地域や個人名

をブランドにした農畜産物はあまり流通していない。所得を増やそうという農家は独自ブランドを立ち上げる方向にはいかず、出荷量を増やすために規模拡大を図ることに集中している。

ただ、規模拡大志向は同国の農業が抱える課題と表裏一体でもある。同国では、親から子へと経営委譲する場合、親子間での農場売買が一般的だ。近年、親が規模拡大を図ったり、別の農場を買収して大型化したりすると、子供が農場を買うための資金も莫大になる。

金融機関は 2008 年のリーマンショック以降、融資条件を厳しくしており、農家は容易に融資を受けられなくなっている。こうした状況を背景に、農家が企業から出資を受けて、経営を続ける“企業型農業”という形が定着するようになった。国内のみならず海外の企業も農家に出資できる。農家にとってはパートナーでもあるが、出資比率が高まれば、株主のことを聞かざるを得なくなり、緊張関係も生まれる。

こうした状況にあっても、強力な協同組合は農家の経営の一定の支えとなっている。同国の輸出相手であるロシアが 14 年、ウクライナ危機をめぐり同国を制裁したことへの対抗措置として、EU からの農産物の禁輸や輸入規制を続けたため、行き場を失った農産物は軒並み大幅下落となった。それでもデニッシュクラウンは養豚農家から買い取る豚肉の最低価格を維持し、一定の防波堤となった。巨大な販売力を持つがゆえになし得たことだ。

日本にはデニッシュクラウンやアーラフーズに相当する組織はない。各農協が集荷した畜肉のうち、一部は全農が精肉や加工品として販売するが、農協を通らない畜肉も含め大部分は卸した先の食肉加工メーカーのブランドで販売される。

日本が農産物輸出拡大を図ろうとしているとはいえ、いきなりデンマークの農業形態を取り入れるには距離がありすぎる。また取り入れることがベストとも限らない。だが、農家の利

お役立ち情報

益確保を大前提としながら加工、販売、輸出へとバリューをつなげているデニッシュクラウンやアーラフーズという組織が存在していることは、日本の農業にとって明るい材料だ。「川下に価格決定権があり農業者にしわ寄せがいく（＝バリューがつながっていない）」、「日本産農産物は価格の高さから輸出市場が広がらない」という現実もやり方次第で変えていくことができる。

アグリビジネス経営塾第 667 号（平成 27 年 10 月 1 日発行）

〔農業情勢〕

企業の発想はどこまで

農業に適用できるか

農業ジャーナリスト

青山 浩子

ある農業法人を訪ねた。稲作がメインの経営体で、当該県内ではトップクラスの経営規模を持つ。6 次産業化にも早くから取り組んできた。他に先駆けて企業の発想を取り入れて経営発展させてきたことでも知られる法人だ。部門ごとに定量的な目標を設定し、実施した結果を検証するという仕組みをまわしている。取材の対応してくれた二代目の社長は、「こうした仕組みを作って、運用してきたことが経営発展につながった面はある」と肯定しつつも「企業の発想が必ずしも農業になじむわけではない」と打ち明けた。

率直な一言、一言に経営者の誠実さが表れていた。そして、企業の発想と農業の距離感について話を聞くうちに共感できた。

ひとつは「独自性のある商品の開発・販売は他との差別化になりうるが、そういった商品を作り、販売するにはそれなりの手間や時間がかかる。そのコストを販売価格で吸収しにくい」ということ。

この法人は総菜や弁当などの加工品も製造販売しており、手づくりを売りにしている。こ

れらを毎朝製造し、数か所ある直売店に届けているのだが、定量定時で作るにはかなりの数のスタッフを擁し、人海戦術で製造していく必要がある。そこにかかるコストは大手企業の類似商品とは比べ物にならないくらい高つく。

もちろん、一般の企業であっても差別化商品を製造しようとすれば手間ひまはかかる。その手間ひまを価格に上乗せできるような販路選択、販売促進をおこなうことでコストに見合った対価をもらう。しかし、農産物や農産加工品の場合、生活必需品であり価格への転嫁といっても限界がある。ここが最大のネックとなる。

「スケールメリットを発揮しにくいのも農業ならではの」とも語った。「稲作ゆえ余計に感じるかもしれないが、規模が増えればそれだけ機械施設への投資額も増える。スケールメリットをいかしてコスト削減するという考え方があてはまりにくい」。

労務管理についても悩みを吐露した。非農家を含め、農業を志す若い人を積極的に採用しており、最近の大学新卒採用者の 8 割は女性だという。食品加工やレストラン事業など女性に関心を持つ事業を展開しており、応募自体も女子学生が多い。試験でも男性以上に優秀な成績を残すのは女性だという。

そこからが問題だ。大学新卒の女性でも加工部門に配属されれば総菜や弁当を作る。ある社員を例に挙げて「本人も最初は意気揚々働いてくれたが意欲がだんだんなくなっていった。あけても暮れても弁当や総菜づくりをしているうちに、本人が何のためにこの会社に入ったのか疑問を抱いてしまったのかもしれない」（経営者）。極力本人の意向に沿った配属をしてあげられればという気持ちを経営者も持っているが、「大企業のように事業部がいくつもあるわけではなく、望むままポストを提供できない」という。

経営者の悩みは、企業の発想を現場に導入してきたからこそ生まれたわけであるし、法人の姿勢を知って女性を含め農業未経験者が入社

お役立ち情報

を希望し、農業を職業として選択するようになったこと自体、農業の位置づけが社会的に前進したといえる。

一方で、農業法人がいま進化の過程にあることを実感した。任意組織として日本農業法人協会が産声をあげたのが1996年。当時は法人経営の重要性が認識され始め、法人経営体を多く誕生させることが目的だったものと想像する。

そこから20年。すでに初代経営者から二代目へとバトンタッチした経営体は少なくない。二代目のなかには異業種を経験し、企業的発想を取り入れている人も多い。しかし運営してみたら、農業がもつ特有性がある、必ずしも企業の考え方が符合するわけではない——。そんな矛盾を抱くのは冒頭の今回の経営者だけではないだろう。

一般企業の経営手法が適用できる部分はどこで、逆にあてはまらないところはどこなのか、どうすれば農業にマッチするのか、そういった情報が積み重なっていけば、若手経営者にとって今後の経営のヒントになるのではないか。

農業の世界に若者が多数入ってくることはプラスには間違いない。ただ若手ばかりで従業員を固めるのもまたリスクをはらむ。時折、大規模で野菜を生産している法人を取材することがある。若い従業員が大勢いて活気があって、取材するこちらが頼もしく感じる。ただ、このまま若いスタッフが定着し、勤続年数を重ねていくとどうなるのかという不安もよぎる。体力が落ちていく反面、人件費の負担が重くのしかかってくる。「若いスタッフが大勢いて頼もしいですね」などと私もつい言ってしまうが、若い人から高齢者までバランスよく社内にいるほう経営側にとってはリスク分散になるかもしれない。

30～40代の経営者が抱えている課題はその親の世代が立ち向かい、克服してきた課題とは大きく異なるはずだ。日本農業法人協会の組織図と見たら、自主研究会のひとつに「若手会」があった。こうした研究会ではどんなことがテ

ーマになっているのか。初代経営者の築いたノウハウの上に、新たなノウハウを積み重ねる。そうやって層の厚い経営組織になっていけばと勝手に期待している。

アグリビジネス経営塾第673号（平成27年11月19日発行）

〔農業情勢〕

TPP 契機に農業の情報発信に工夫を

農業ジャーナリスト

青山 浩子

8月のハワイでの閣僚会議ではまとまらず、ついに漂流するかにも思われたTPP交渉だったが、10月6日に大筋で合意。国内農業への影響を懸念する声は大きく、政府はTPP総合対策本部の設置を決めた。

政府は品目ごとの影響を発表し、検討中の対策の中身についても徐々に報道されている。肉牛生産者の赤字を補ってきた関税収入が大きく減るため、国の財源を恒久的に投入するための法制化が検討されているというニュースも飛び込んできた。影響が大きいとされる畜産分野を始めとする生産者は固唾をのんで見守っていることだろう。だがあえて言いたい。頼るべきは国だけではなく、国民であり、消費者であるということ。

大筋合意が決まってから数日後、政府によるTPPの全般的な合意内容に関する説明会が都内で開かれた。1,200人を収容する会場の座席が半数以上は埋まっており、関心の高さを感じた。内閣府、農水省、外務省、財務省、経産省の担当者がそろって壇上にのぼり、2時間の予定で前半が説明会、後半が質疑応答という流れだった。

内閣府の担当者の話しぶりから、「農業部門は相当がんばって守りました」というニュアンスが漂っていた。確かに数字をみるとそうだ。交渉の舞台にあげた全品目（9,018）のうち、関税を残したのは443品目。そのすべてが農林水産物で、それ以外はすべて関税をなくした。

一方、日本および TPP 加盟国が自国の農林水産物の関税をどの程度維持したのかという表も配布されたが、日本が突出して高く（農林水産物全体の 2,328 品目のうち 19%）、日本以外の加盟国は 0%~5.9%と低い。この点でも「日本はがんばった」ということだ。

その他に説明者が強調したことは、マスコミが食の安全性、医療、投資分野で日本が不利益を強いられると言っているが、従来の制度を維持できるような言葉を条約に盛り込んだという点、TPP は大企業にのみ有利といわれているが、実は中堅企業がメリットを享受できるなどだった。私自身、誤解をしていたところも多く、説明を聞いてわかったことも多かったが、メリットだけが強調され、デメリットについての説明は一切なく、すっきりしなかった。

質疑応答の時間になるとあちこちから手が挙がったが、タイムリミットは 1 時間。質問できたのは 10 名程度だった。質問の前に所属や氏名を名乗ることになっており、5 名が農林業関係者だった。この確率から想像する限り、会場内には相当多くの農業関係者が来ていたのだろう。

指名された果樹関係者 2 名、肉牛と養豚の関係者各 1 名、林業関係者 1 名は、いずれも質問というより、「農業は甚大な被害を受ける」「大筋合意の内容にショックを受けた」という不安とともに「若い世代が希望を持って農業を続けられない」「しっかりした対策を講じてほしい」といった要望を語り、その都度農水省の役人が返答をしていた。

生産者で作る組織を代表している人もいた。背後に控えている生産者のことをおもんばかりで、必然的にこのような話しぶりになるのだろうが、少々もったいない気がした。

農業について疎い人が、続けざまに苦しい生産現場の事情を語る様子を聞くと「農業はそんなにたいへんなのか」「農家はやはり自立できていないのでは」と感じてしまう。当の質問者にしてみれば、自分たちのことで精いっぱい、

来場者に気をつかう余裕などなかったと憤慨するかもしれない。だが対策費を負担するのは国民であり、納税者である。その国民たちをいかに農業の味方につけるかという戦略が不可欠だ。その意味で数百人が集まったあの場所は、農業関係者にとって絶好のチャンスだった。

今回の説明会に限らず、農業界全体として情報発信のあり方を刷新していく時期に来ていると思う。これまでは情に訴えながら、国民の農業への理解を求めるやり方が多かった。しかし「私は農業にこんな夢を抱いている」、「こんな戦略で農業をやっていききたい」「苦境をこうやって乗り越えていきたい」といった前向き発言をすることで農業の理解者を増やしていくほうがより効果的ではないか。取材で出会う生産者は例外なくプラス思考で経営をしている。また作業効率を必死に上げてコスト削減を図ったり、新商品を作って販路開拓に乗り出したりといった経営努力がごく当たり前におこなわれている。その取り組みは消費者には十分に知られていない。

一方で、経営者の多くが懸念しているのは、消費構造の変化だ。少子化、単身世帯の急速な増加により、料理をする人が減り、加工品の需要が増えている。加工品が増えれば、その分輸入の素材が多く使われる。「価格より品質」とこだわりの農産物を直接農家から取り寄せてきた高齢者層が徐々に減っているという話も聞く。新たな市場、消費者を作っていくためにも、これまでとは異なった情報発信で国産農産物の魅力、優位性を伝える必要がある。さもないと TPP とは関係なく、国産農産物の需要は縮小していく。

ウルグアイラウンド交渉後の 6 兆円が必ずしも農業の体質強化につながらなかったことは繰り返し報道されている。今回の TPP 対策費がどこでどう使われるのか、体質強化が図られたのか、国民のチェックは厳しくなるはず。その厳しい視線を逆手にとって、消費者の心をつかむための情報発信のあり方を業界全体で考

えていければと思う。

アグリビジネス経営塾第 682 号（平成 28 年 2 月 11 日発行）

〔農業情勢〕

数字を意識する農業者を増やすには

農業ジャーナリスト

青山 浩子

取材や会合で元気な農業法人経営者と話をする機会が多い。例外なく前向きな人ばかり。経営を率いていくためには不可欠な要素だ。そうした元気な経営者ばかりではないのが日本の農業の実情だ。収入や経営が思わしくなく、必死でもがいている農業者もいる。そうした農業者がいかに早くトンネルを抜け出し、経営を軌道に乗せていくか。これも日本の農業が抱える重いテーマだ。幸い、そうした農業者が経営改善するために手を差し伸べようという人たちもいる。両者をつなぐことも法人経営者たちができる役割だと思う。

日本政策金融公庫農林水産事業本部が実施する「農業経営アドバイザー制度」がある。農業に関する専門的知識を持ち、試験に合格した人に与えられる資格だ。ふだんから農業者との接点を持つ金融関係者、税理士・会計士、JA 関係者、普及員など 3,574 名（2016 年 2 月事時点）が認定されている。私も、面接試験の審査員の役を仰せつかっている。受験者との質疑応答から、農業者が置かれている現実があぶり出される。

受験動機を訪ねると、「経営で苦労している農業者を支援したい」という答えが多い。「夫婦で年収 200 万円届かない農業者を見ると心が痛む」という受験者がいた。話を聞くと、夫婦は仕事には真剣に向き合っているという。それでも生産や販売、経営管理の歯車がかみ合わず結果的に低収入に甘んじているようだ。

印象に残ったのはある品目で圧倒的な生産量、ブランド力を確立している大産地をエリア

にする金融機関の受験者の話だった。受験者に寄せられる相談の多くが前向きな投資案件ではなく、緊急の運転資金の融資の依頼だという。後継者も育っており、元気のいい産地として知られているのだが、足元は決して盤石でなく、農業者は薄氷の上を歩いていることが垣間見えた。受験者は「相場変動の影響を受け、しかたない面もあるが、日頃から計画性のある経営がおこなわれていないところに原因がある」とも語っていた。

別の金融機関の受験者は、経営がおもしろくないハウス農家に対し、ハウス一棟ごとの収支表をはじきだし、コスト削減や作物転換の参考にして貰えればと助言するそう。「きちんと受け止めて経営改善の努力に向かう人と、向かわない人に分かれてしまう点が悩みの種」といつていた。受験者が共通していることは「どの農業者も、ものづくりには絶対の自信を持っているが数字への執着が弱い」。同時に「どうかして数字に関心をもってもらいたい」、「経営者になってもらいたい」という思いを強く持っている。それが受験の動機にもつながっている。

では、法人化している経営者であれば常に数字を意識しているかという点、残念ながらそうともいえない。農業法人を担当している税理士資格を持つ受験者が先日「利益が減ると人件費を減らすなど“削る”ことがばかり考えて行動してしまう経営者がいる」と話していた。「PL や BS から経営上のどこがよくないのか、どこから改善すればいいかを一緒に考える気持ちになれば、数字を意識するようになる。そういった働きかけを行っていききたい」と殊勝な発言もあった。

個人経営だからどんぶり勘定になりがちで、法人化すれば数字を意識した経営体になるというものではない。むしろ個人経営のうちから数字を意識した経営のくせをつけることによって、法人化後の事業拡大やよい人材の雇用など経営に生きてくる。

「農業者のサポートがしたい」という熱い思

いを持つアドバイザーは実に多い。ただ、支援を必要としている農業者にこのことが知られていない。つなぎ役として各県の農業法人協会がふさわしいように思う。

各県の農業法人協会が様々なセミナーや研修会を開いている。研修の内容によっては法人化していない農業者も含め、広く参加を呼びかけると聞いている。ただ、敷居の高さから個人農家は足がなかなか向かないのではないかな。時には表向きに法人協会という看板をはずして敷居を低くし、意欲を持ちながら手段が見つけれずにいる農業者が参加しやすい勉強会したり、アドバイザー制度を紹介したりできるのではないかな。

自らの収益確保もおぼつかない農業者がコンサル料を支払いながら経営改善指導を受けるとするのは現実的ではない。といってアドバイザー費用を無料にすることもできない。期間や内容を限定した上で、国や県などのソフト事業の検討も必要だ。

なお、日本農業法人協会が「全国農業経営支援ネットワーク」を設立し、専門家と連携してさまざまな農業経営にかかわるアドバイスをおこなっている。法人、個人を問わず無料（無料期間は16年3月まで）で利用可能とのことなので、活用するのも一案だろう。

13年に閣議決定された日本再興戦略のなかで、10年間で法人数を5万経営体まで増やす目標を掲げているが、まずは経営を意識する農業者を増やすことが前提だ。それが農業の底上げにつながり、そこから法人化にステップアップにつながっていくように思う。

〔農業経営〕

日本とドイツの小麦収量格差の

形成要因

農研機構 中央農業総合研究センター

企画管理部 梅本 雅

§ 日本における小麦収量の低位性

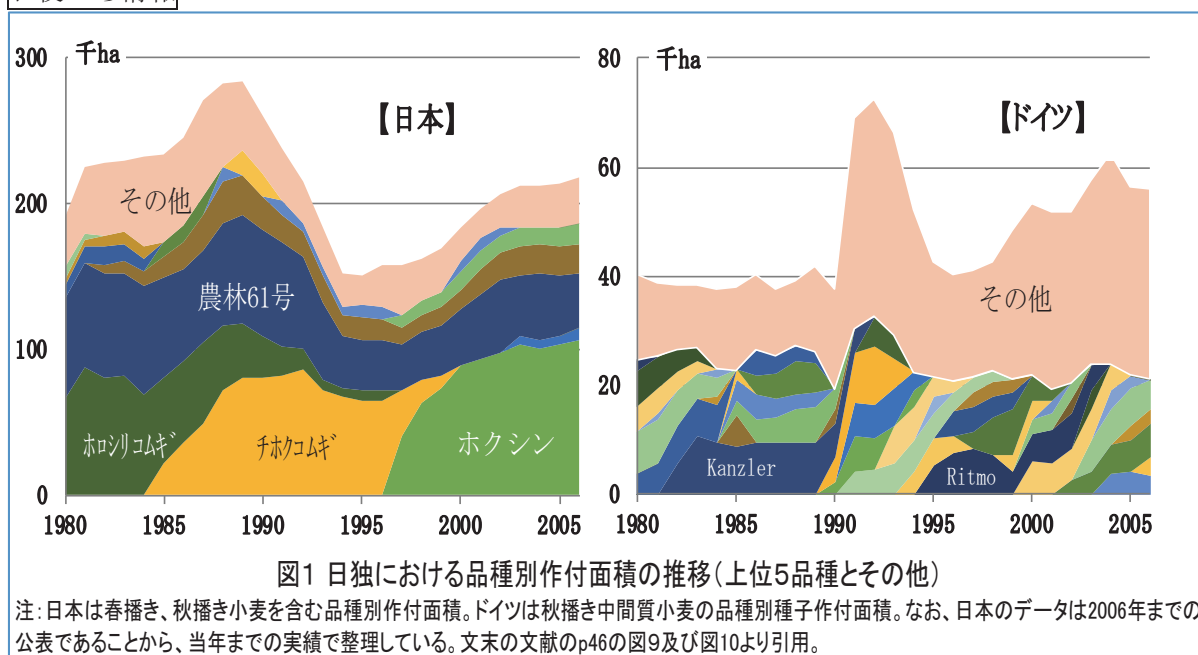
前回も紹介しましたが、国連食糧農業機関の統計（FAOSTAT）によれば、1961年以降、わが国の小麦収量の年平均増加率は0.91%と低いのにに対して、ドイツでは1.76%と高い水準にあります。この結果、2013年の小麦収量はドイツの800kg/10aに対して日本は380kg/10aと大きな格差が生じています。

わが国の小麦生産を安定化していくには収量向上が不可欠ですが、作物の収量性には、新品種の開発や、その普及動向が大きな影響を及ぼします。そのため、日本とドイツにおける小麦収量格差の形成要因の解明を目的に、農研機構中央農業総合研究センターの関根久子主任研究員が、小麦新品種の登録・普及状況や、生産者の品種選択行動に与える取引の仕組みについてドイツとの比較・分析を行いましたので、その概要を紹介します。

§ 品種交替のテンポ

図1は、日本とドイツの品種別作付面積の推移を見たものですが、まず、日本では、小麦は特定の品種が長期間作付けされていることが分かります。具体的には、1980年から2006年までの27年間で上位5位に入った品種はわずか13種類であり、この上位5品種で小麦作付面積の7割以上を占めます。また、品種交替のテンポについて北海道を例に見ると、1980年代後半に「ホロシリコムギ」から「チホクコムギ」、1990年代後半に「ホクシン」、そして2010年前半に「きたほなみ」へと、おおよそ10年のサイクルで品種が交替しています。

一方、図1に示すようにドイツでは多数の品



種が作付けされており、品種交替のテンポも日本と比べて速いという傾向があります。品種別作付面積に関するデータが得られないためここでは種子作付面積を用いていますが、これによると1980年から2006年までの27年間に上位5位に入った品種は36に上ることに加え、かつ、それでもこれらの全作付面積に占める割合は半分程度にすぎないことが分かります。このように多数の品種が作付けされ、また、品種の交替についても、北海道ではおおよそ10年のサイクルだったのに対して、ドイツでは5年程度で更新されています。

§ 新品種の登録数とその普及状況

2003年から2010年までの小麦品種登録数は、日本の36に対してドイツでは約3倍の117品種となっています。したがってドイツではかなり積極的な品種開発がなされていることが分かります。しかし、小麦生産量そのものは日本の86万tに対して、ドイツではその26倍の2,243万t(2012年)なので、産業規模の違いを考慮すると、先の数字でもって日本の品種登録数が少ないとは評価できません。この点でいけば品種開発に大きな差はないと言えますのですが、問題は、品種の普及度合いです。

図2は、日独の登録品種数と普及率を見たものですが、日本でも2009年の「きたほなみ」のように登録2年後に6割以上の普及率となったものがあるものの、図に示すように他の品種についてはほとんど普及していません。これに対して、ドイツでは、登録された品種のうち毎年数品種が登録後すぐに10～20%の割合で作付けされています。

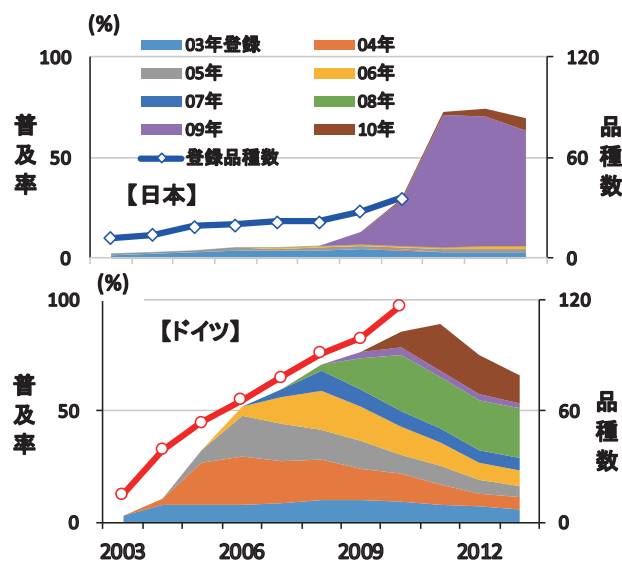


図2 日独の登録品種数(類型)と普及率

注: 日本は品種別検査数量の割合。ドイツは中間質小麦の品種別種子作付面積の割合。中央農業総合研究センター関根久子氏作成資料より引用。

§ 品種普及を促す小麦の取引体制

新品種の普及率格差の背景には、生産者の品種選択行動に影響を与える小麦の取引体制の違いがあることも見逃せません。日本では小麦

は産地品種銘柄ごとに取り引され、それ以外の非銘柄品種の販売や複数品種の混合はランク低下となり、生産者が受け取る交付金は減少します。このため、生産者は、都道府県が産地品種銘柄として設定した品種を主に作付けすることになります。

一方、ドイツでは品質グループで取引されており、複数の品種を混合しても収入低下につながりません。このため、圃場条件や輪作体系に適合する品種を複数作付け・出荷するという対応がなされます。こうした取引体制のもとで、ドイツの生産者は新品種の導入を積極的に行っているのです。

§ 新品種の収量性

ドイツで 2003 年から 2012 年に作付け上位 5 位に入った品種は 17 品種ありますが、このうち継続して収量データが得られた一品種を基準に上位 5 品種の平均収量指数の推移をみると、約 7% 増加しています（年次変動の影響を控除）。このことから新品種は旧品種と比べて収量性が高いこと、すなわち、新品種の普及はドイツにおける収量の向上に寄与していることが分かります。

§ 新品種導入を促す仕組みの必要性

本稿で見たように、新品種の開発・普及に関わる様々な条件の違いは、日本とドイツとの収量水準に大きな影響を与えていると考えられます。この点で小麦収量の増加に向けては、新しい品種の積極的な導入を促すような仕組みの構築が今後必要であると言えるでしょう。

なお、本稿の詳細は、関根久子・梅本雅「小麦収量水準格差の形成要因－日本とドイツの比較分析－」、中央農業研究センター研究報告、第 24 号、2015 年、p31-55 を参照して下さい。

〔農業経営〕

米価下落のもとでの収入変動の実態

と収入影響変動緩和対策

農研機構 中央農業総合研究センター

企画管理部 梅本 雅

§ 米価下落とナラシ対策

収入影響変動緩和対策（以下「ナラシ対策」）は、経営安定対策の中でも重要な位置付けがなされており、特に、収入減少時にそれを補填するものとして担い手の経営安定には不可欠な役割を果たしています。

周知のように平成 26 年産米価は大きく下落し、稲作収入の大幅な減少が生じました。そのため、このナラシ対策が改めて注目され、その意義や必要性が再認識されています。

ところで、このような米価下落のもとで、ナラシ対策にも加入していたにもかかわらず交付金が十分受け取れなかった事例があります。これは大豆作に積極的に取り組んでいる水田作経営（以下、A 経営）のケースですが、これをもとにナラシ対策に関する実態や課題について検討を行ったので紹介します。

§ ナラシ対策の仕組み

収入減少影響変動緩和交付金は、生産者による積立金と政府からの拠出に基づき支払われます。具体的には、当該年度（今回は平成 26 年度）の収入額と標準収入額の差額の 9 割に 0.75 を乗じて計算される交付金額と積立金に基づく交付金限度額のうちより少ない金額が、平成 27 年度に支払われる「26 年産の収入減少に対応した交付額」となります。

一方、ナラシ対策は経営単位での計算になるので、例えば、水稻と大豆を作付けている場合には、各作物の収入変動を考慮して交付額が算出されます。

お役立ち情報

表 収入減少影響緩和対策における収入減少の補填状況と実際の収入の変化

収入減少影響緩和対策における収入の変化と交付金の状況													
	標準的収入額					平成26年度収入額					収入の 変化(万円)	収入減少 額の9割 (万円) (①－ ②)* 0.9)③	交付金 額(万 円) (③× 0.7 5)
	単収 (kg/10 a)	単価(円 /60kg)	面積 (ha)	単位面積 当たり標準 的収入額 (円/10a) ①	標準的 収入総 額(万円)	単収 (kg/10a)	単価(円 /60kg)	面積 (ha)	平成26年 産単位面 積当たり収 入額(円 /10a)②	平成26 年産収入 総額(万円)			
米穀	533	13,649	12.9	121,249	1,564	562	10,509	12.9	98,434	1,269	-294		
大豆	114	7,019	17.1	13,337	227	136	11,726	17.1	26,579	453	226		
計					1,791					1,723	-68	62	46

A経営における実際の収入の変化											
	平成25年度収入(実績)					平成26年度収入(実績)					収入の 変化(万 円)
	単収 (kg/10 a)	平均販売 単価(円 /60kg)	作付面 積(ha)	単位面積 当たり販売 額(円 /10a)	販売金 額(万円)	単収 (kg/10a)	平均販売 単価(円 /60kg)	作付面 積(ha)	単位面積 当たり販売 額(円 /10a)	販売金額 (万円)	
水稻	535	11,984	13.4	106,857	1,432	565	8,544	14.0	80,484	1,123	-309
大豆	154	13,807	16.4	35,438	583	168	1,978	16.1	5,525	89	-493
計					2,014					1,212	-803

注: 収入減少影響緩和対策交付金計算書及びA経営の会計資料に基づき作成。この経営は20%減収分に対応するコースに加入している。交付金計算書には単価に関する記載はないが、収入と単価から計算して示した。

この点を先のA経営に即して示したものが表です。標準収入額は、県の統計に基づく平均単収と入札価格から計算されますが、平成26年度の水稲10a当たり収入は98,434円/10a(19%減)と大きく減少しました。これは単価が対前年比77%となったことによるものです。

一方、大豆は、米とは逆に単価がほぼ倍増したため、26年度収入は26,579円/10aに増加しました。そして、A経営では、大豆を17.1haと多く作付けていることもあり、大豆作による収入の増加分が226万円という計算となり、それらが水稻作の収入減少分294万円と相殺され、経営全体としては68万円の収入減少、そして、それを補う交付金が46万円となったものです。

§ 収入変動の実態

上記の計算手順はナラシ対策の規定に沿ったものです。米価下落にも関わらず交付額が少なかったのは、経営を単位として大豆の収入増加もカウントするという制度設計によるものであり、やむを得ない面があります。しかし、このようなナラシ対策の計算がA経営の収入変動の実態と整合していたかというところかなり問題があります。

表の下欄にはA経営の平成25年度から26年度にかけての実際の収入変動の状況を示して

います。これによると、水稻と大豆を合わせた農産物販売収入は、平成26年度は前年に比べ803万円という大幅な減少でした。

まず、米について、平成26年度の実際の米販売代金は、ナラシ対策の26年度収入に比べ146万円少なくなっています。これは、概算金が8,400円/60kgにすぎなかったことから米販売代金がかかなり少ないのに対して、ナラシ対策の単価は入札価格のため、金額としてはより高くなっているからです。生産者の実感としては、米の販売収入の減少は制度において計算される金額以上に大きかったということでしょう。ただ、標準収入の計算においても入札価格を使用しているので、収入の下落幅については実態と大きな違いはなかったと言えます。

ナラシ対策と実態が大きく異なっているのは大豆です。A経営では、大豆作収入についても平成25年に比べ26年度は493万円も減少しています。

その理由ですが、まず、平成25年度について見ると、24年産大豆は実需者と直接取引している黒大豆であり、その販売代金が入金されました。黒大豆のため数量払はありませんが、販売単価は300円/kgと高く、そのため、大豆販売代金も多くなりました。

一方、26年度については、25年産大豆概算

金のみが大豆収入となっています。25 年産大豆の価格は高騰し、それがゆえにナラシ対策での収入も多くなっているのですが、それは実際の収入とは連動していません。なぜならば、大豆の精算は年次が遅れて行われるので、平成 26 年度決算には反映されないからです。25 年度収入の多さは黒大豆という A 経営固有の要因によるものですが、26 年度収入の少なさは、大豆の生産・販売に関わってかなり普遍性を持つ問題と言えます。

§ 収入の安定化に求められること

このように実際の経営収支では大幅な赤字となっているにもかかわらず、ナラシ交付金が交付されないという事態が生じています。平成 27 年度には 25 年産大豆の清算金が支払われることになりますが、A 経営の資料によれば、精算単価は 5,184 円/60 kg であり（平成 27 年 2 月入金）、概算払いの 2,760 円/60 kg を加えても、当該品種の落札価格 11,673 円/60 kg とはかなりの差があります。また、共乾施設の乾燥調製料金の高さ（1,998 円/60kg）や、生産物価格に対する流通経費の割合が大きいことも、生産者の大豆収入を少なくしています。

複合経営では、収入変動の効果が相殺される場合もあることから、収入減少の際に期待した通りの交付金が得られない事態も生じます。また、単収低下による収入減少の場合には共済金との相殺も行われるため、当該年の収入減少がナラシ対策の交付対象となるか否かの判断はさらに複雑となります。

この点で、農業者に対する収入変動の影響を緩和するという観点に立つならば、農業経営の実際の収入変動と可能な限り連動し、それが大きく減少した時には、実態としても一定の補填がなされる仕組みの構築を検討する必要があると言えるでしょう。

〔農業経営〕

ブロックローテーションの再検討と 水田畑輪作の意義

農研機構 中央農業総合研究センター

企画管理部 梅本 雅

§ 水田ブロックローテーションの評価

ブロックローテーションは、転換畑を 2～4ha 程度の作業単位、あるいは水系単位にまとめ、それら団地ごとに水稻と麦類・大豆との輪換を行うことで生産性を向上させるという方式です。

このようなブロックローテーションは、これまで、個別転作を解消し、①担い手への耕作地の集積、②麦大豆作における連作障害の回避、③水稻との灌漑水系分離による湿害の低減、④田畑輪換による雑草制御や収量増加等の効果をもたらすものとして積極的に取り組まれてきました。水稻中心の意識が強く残る中で、水田の合理的利用を促し、作業の効率化や土地利用率の向上を可能とするとともに、地域的な土地利用調整など地域農業の組織化につながったことも見逃せません。

しかし、ブロックローテーションの限界についても認識しておく必要があるように思われます。また、それらを踏まえた新しい水田利用の取り組みも生まれてきています。そこで、本稿では、これまで実施されてきた水田ブロックローテーションの再検討を行うとともに、最近取り組まれている水田の畑地的な利用の状況について紹介します。

§ ブロックローテーションの問題点

従来のブロックローテーションの問題点としては、第一に、水田利用方式の再編というよりは、米の生産調整対策への対応という性格を強く持っていたことが指摘できます。ブロックローテーションは、一般には転作割当に対応して 3 年 1 巡などの方式で地域全体を対象に実

お役立ち情報

施され、畑期間も1年とする対応が取られてきました。これは転作を平等に負担しようという考えからであり、作物生産にとってどの圃場に何を何年間作付けするのが合理的かという判断に基づくものではありませんでした。ある意味、過剰作付けの発生を避けるための取り組みであったとも言えます。

第二の問題点は、このような方式は地力維持という観点からも十分な機能を持つものではなかったことです。水稲－麦類－大豆という輪作体系のもとでは堆肥や土壌改良資材を十分に投入する時間的余裕がないことがまずありますが、食味を確保するために水稲作では堆肥投入が好まれないという点も大きく影響しました。

このような事情もあり、全体として施肥の投入は控えられ、徐々に地力低下が進行してきました。稲麦大豆2年3作といった体系は本来的な地力維持機能を内包するものではなく、水稲作における用水等からの養分供給と、畑転換した時の乾土効果に依存していた面が大きかったと思われます。そして、輪作における畑期間が長くなる中で徐々に地力が低下し、それが近年の麦大豆収量の低位不安定性につながったと考えられるのです。

また、雑草制御や病虫害防除においても、湛水状態にしても死滅しない雑草種子や病原菌も多く、水稲と畑作物との輪作で全て問題が解消するわけではありません。水田輪作は実態と

しては、作付体系というよりは作業の体系という性格が強く、地力維持や雑草・病虫害制御という点での意味合いは必ずしも十分ではなかったといえます。

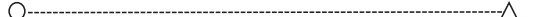
第三は、大豆や麦類は水稲との輪作となることから、常に排水対策に関する問題が発生するという点です。そのため、畑作時には畝立てや暗渠・明渠などの排水対策が取られてきましたが、その効果は限定的なものとならざるを得ませんでした。特に、近年の異常気象による短時間の豪雨では、排水対策を講じても低地にある水田では余剰水の排水先がないため湛水しやすく、麦類や大豆が被害を受けることも多くあります。これらは、いずれも水田という水をためる機能が必要となる立地条件において畑作物を栽培することに起因する本質的な問題と言えるでしょう。

§ 水田の畑地的利用の必要性

以上のようなブロックローテーションを中心とする輪作体系の問題を踏まえれば、今後は、むしろ水田における畑地的利用を前提とする輪作体系の可能性を検討していく必要があるように思われます。輪作という点では前述したブロックローテーションと同じですが、これらは水稲と麦大豆等との輪作が中心であるのに対して、畑輪作は麦類、大豆、飼料作物、野菜類など畑作物による輪作を念頭に置いています。但し、地目はあくまでも水田です。

今日、麦類、大豆、飼料作物は生産拡大が強

表 水田の畑地的利用に取り組む経営事例(岩手県・M農場)

労働力		5名(家族4名、常時雇用1名。うち、オペレータ 3名)												
経営面積		75.1ha												
部門構成		水稲 24.3ha(移植栽培9.5ha、乾田直播栽培12.7ha、無代かき湛水直播栽培2.1ha)、小麦 39.4ha、大豆 9ha、子実トウモロコシ2.3ha、パレイシヨ0.1ha												
主な機械装備		トラクター9台、コンバイン(汎用1、自脱1、麦大豆用1)、プラウ5台、レーザーレベラー1台、グレンドリル1台、カルチバクター1台、乗用管理機、田植機6条1台、大豆播種機、マニュアルブレッダー1台、ブロードキャスター3台、乾燥機4基												
水稲乾田直播栽培の概要		10a当たり労働時間 5.7時間、10a当たり収量 611kg、60kg当たり費用合計 6,500～8,400円												
作物・作業の体系		主な適用圃場	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水稲	移植	旧開地の水田												
	乾直													
小麦	大豆	開拓地の転換畑												
子実トウモロコシ														

注:中央農業総合研究センター農業経営研究領域迫田登稔上席研究員作成資料及び聞き取り調査に基づき作成。年次は2015年実績。なお、M農場ではパレイシヨやキャベツの栽培にも取り組んでいたが、2015年度は栽培及び販売対応面での課題から作付けを停止している。図の下欄の○印は移植及び播種を、△は収穫を示したものである。

く求められています。わが国には低湿である、あるいは重粘土壤であるといった条件から水稲以外の作物の作付けが困難な圃場も多くあります。そのような土壌条件の水田では、飼料用米、米粉用米、飼料稲などの生産拡大が求められるでしょう。一方、乾田化が可能な水田においては、麦類や大豆に加え、子実トウモロコシやデントコーン、牧草などの飼料作物、あるいは露地野菜等の生産を増加させていく必要があります。

§ 営農現場での新たな取り組み

このような畑地的水田利用はすでに営農現場で実践されつつあります。例えば、岩手県の M 農場では、表に示すようにプラウ耕体系のもとでグレンドリルやカルチパッカーなど畑作用機械を用いた水稲乾田直播栽培を導入するとともに、開拓地の転換畑圃場を中心に、小麦や大豆に加え、子実トウモロコシも取り入れた畑輪作を実施しています。但し、この水田畑輪作体系を構築するためには多岐に渡る課題解決が必要とされます。特に、畑輪作は雑草制御や地力維持対策の実施が不可避の課題となります。また、どのような作付順序とするかも、地域条件、土壌条件に合わせて決定していく必要があります。このように従来の水田輪作と比較し定型化できない部分がかかなり多くなりますが、しかし、本来の輪作体系は、元々このような性格を持つものであったとも言えます。

水田畑輪作に対して都府県の水田地帯等を対象とした研究蓄積はまだ少なく、データや知見も十分ではありません。しかし、稲麦大豆水田輪作体系だけではなく、麦類、大豆、飼料作物、野菜類等を組み合わせた水田畑輪作という新たな水田利用方式の構築を図っていくことは、水田複合経営の形成に大きく寄与するものであり、また、水田利用の観点から土地利用型農業の再編を進めていくことにもつながるテーマであると言えるでしょう。

〔農業経営〕

大豆生産振興と価格形成

農研機構 中央農業総合研究センター

企画管理部 梅本 雅

§ 大豆生産振興の必要性

水田作経営が今後、経営展開を図っていくためには、主食用水稲以外の作物からの収益確保を図っていくことが不可欠ですが、そのような米に換わる作物の一つに大豆があります。食用大豆の自給率は 21%程度と低位にあります。しかし見方を変えれば、関税がない状態でこの自給率水準を確保しているとも言えるのであり、今後、競争力の強化を図れば、国産大豆需要拡大の余地はかなり大きいと考えられます。

そのためには大豆作が経営の基幹部門の一つとして位置付く必要があります。特に、国産大豆の 8 割以上は水田での作付であることから、水田大豆の収益拡大がまず求められます。それには、生産量（収量）の増加と販売単価の上昇の二側面からの接近が必要ですが、本稿では後者の大豆価格形成に関わる現状や問題点を整理したので紹介します。

§ 大豆作収入の動向

米価下落から近年の稲作収入はほぼ一貫して減少してきていますが、一方、大豆作収入は、平成 21 年以降、図に示すようになんかなり増加してきています。そして、この要因に大豆価格の高騰があります。特に、平成 25 年産、26 年産は高水準であったことから、60kg 当たりで大豆が米を上回る状況にあります。

もちろん、この 25 年産、26 年産大豆の価格はやや高すぎる水準にあるとも言えるのであり、この価格が今後も継続すると考えるのは早計です。しかし、平成 15 年産以降、大豆価格は比較的安定しており、数量払を加えると最近では 2 万円/60kg 近い実質単価となります。

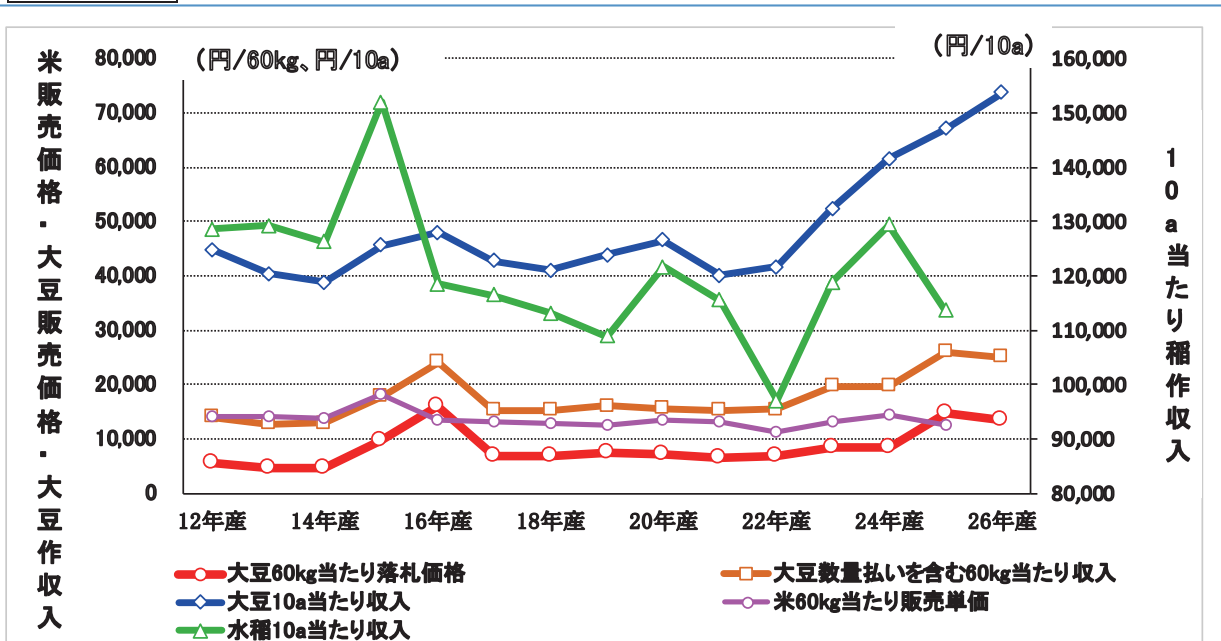


図 大豆及び水稲の販売価格及び10a当たり収入の動向

資料：日本特産農産物協会「大豆入札取引価格」、大豆情報委員会資料、農林水産省統計部「作物統計」各年
 注：大豆10a当たり収入は、作物統計の10a当たり収量（俵）×（大豆落札価格＋畑作物の直接支払い交付金大豆数量払単価）（60kg当たり）で計算している。26年産の稲作収入、販売単価はまだ公表されていない。

10a当たり収入で見ても、稲作にはまだ及ばないものの、大豆作は費用が少ないことを勘案すると、10a当たり所得では主食用水稲とそれほど変わらない水準となってきました。この点では、大豆は単なる転作作物ではない位置付けとなってきたと言えるでしょう。

§ 大豆価格形成の問題

ただし、この大豆作収入の増加が実際の農業経営における収入増加につながっているかという点必ずしもそうではありません。

次頁表は、関東地域（A県）の平成25年産大豆の上場・落札数量、落札価格と、県内で大規模な大豆作を実施している水田作経営（B経営）における大豆生産者受取価格の状況を整理したものです。25年産大豆の販売代金は、収穫した翌年（26年）に概算金、また、翌々年の27年に清算金が支払われるため、当該年産大豆の市場評価は分かりにくい構造にあります。また、大豆作収入の多くを占める営農継続支払や数量払、あるいは、水田活用の直接支払交付金等の各種の助成金の交付時期もそれぞれ異なるため、このことも大豆作の経済性の把握を難しくしています。

表は、平成25年産大豆に限った整理を行ったものですが、この25年産大豆価格はかなり高騰したことから、落札価格はタチナガハ中粒で16,942円/60kgにも達しています。納豆小粒はそこまでではありませんが、それでも小粒で8,500円/60kgです。この表に示すようにタチナガハは全量落札されていますので、この価格が市場で形成された水準と言えます。

表 平成25年産大豆落札価格とA県産大豆生産者受取価格

平成25年産大豆 上場・落札数量と落札価格						
品種銘柄	粒別	上場数量 (俵)	落札数量 (俵)	落札価格 (円/60kg)	1等	等級別比率(%) 2等 3等
タチナガハ	大粒	9,847	9,847	14,139	10.6	48.1
	中粒	2,907	2,907	16,942	1.3	17.7
納豆小粒	小粒	1,485	165	8,500	100.0	0.0
	極小粒	7,692	165	8,050	100.0	0.0

平成25年産大豆生産者受取価格						
品種銘柄	粒別	全集連			(参考)全農	
		最終精算単価 (生産者受取価格)	概算金(平成26年に支払い)	追加清算金 (平成27年に支払い)	概算金(平成26年に支払い)	追加清算金 (平成27年に支払い)
タチナガハ	大粒(2等)	7,480	3,600	3,880	9,020	3,360
	中粒(3等)	7,122	3,600	3,522	8,356	2,880
納豆小粒	小粒(1等)	5,732	2,400	3,332	4,678	2,400
	極小粒(2等)	4,076	2,160	1,916	4,866	2,400

注：平成25年産大豆上場・落札数量と落札価格等については日本特産農産物協会『大豆入札取引結果』より引用。平成25年産大豆生産者受取価格についてはB経営資料及び聞き取り調査に基づき作成。なお、B経営は全集連に出荷しているが、参考としてJA出荷の場合の生産者受取価格についても示した。

一方、表の下欄にはB経営の25年産大豆の生産者受取価格を示していますが、先の中粒タチナガハの最終精算単価（25年産大豆として支払われた価格）は7,122円/60kgにすぎません。先の落札価格と比べると約1万円の差で

お役立ち情報

あり、生産者価格を大きく上回る金額が流通等に関わる経費として徴収されたこととなります。流通経費は、米の場合が概ね 2,000～3,000 円/60kg 程度であることと比較すると大きな違いです。

B 経営の経営者は大豆落札価格の状況を把握しており、平成 27 年度に支払われる追加清算金にかなり期待していました。しかし、概算金が 3,600 円/60kg（タチナガハ）にすぎない中で、追加清算金が 4,000 円/60kg にも満たなかったことから、経営者の落胆は大きかったと言えます。

§ 今後の課題

作物生産に関する農業者の意欲を引き出し、ていくためには、収量の高位安定化を図るとともに、生産物に対する市場評価が正しく伝わる体制を構築していく必要があります。特に、大豆については、販売額の支払時期が分かれることに加え、収入が交付金に依存する割合も大きいことから、生産者が市場動向に対応した行動をとりにくいという問題があり、そのことが、助成金に依存する作付行動を誘発する一因となっていました。

上述したように、大豆作の収益性は高まっていますが、そのことがまずは生産者に伝わるのが重要です。この点では、大豆作における概算金も、米と同様に、可能な限り最終的な支払価格に近い水準とされる必要があるでしょう。また、A 県の事例では大豆の流通コストはかなり大きなものとなっています。品種、等級、各生産者の取り扱いが共同計算となっていることや、A 県特有の事情があるかもしれませんが、大豆の流通過程そのものについても効率化を図る必要があると思われます。

大豆作が経営として収益確保につながるものと認識されれば、生産者の営農意欲も高まり、収量向上に対する取り組みの強化など、生産拡大に向けた好循環の形成に寄与するでしょう。そのような体制整備が、今後、求められます。

アグリビジネス経営塾第 652 号（平成 27 年 5 月 21 日発行）

〔食と農〕

野菜の健康機能（6）

機能性表示食品の届出等に関するガイドラインについて～安全性評価～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. はじめに

機能性表示食品は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 3 項第 1 号）の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものとして、消費者庁長官に届け出られたものです。ただし、科学的根拠等について消費者庁長官による個別審査を経ないという点で、特定保健用食品とは異なります。

本制度については、食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に規定されているところですが、消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとするためには、安全性の確保及び機能性表示を行う上での必要な科学的根拠、適正な表示による消費者への情報提供等が適切に担保されることが重要となります。こうした観点を踏まえ、本ガイドラインは、食品関連事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針として、本制度の適正な運用を図ることを目的として策定されました。その骨子は以下の通りで、①安全性評価（対象食品および成分の考え方・摂取量の在り方、生産・製造および品質の管理、健康被害等の情報収集等）、②機能性評価（製品を用いた臨床試験、製品または機能性成分に関する研究レビュー等）、③機能性表示方法（適切な機能性表示の範囲、容器包装への表示、容器包装への表示以外の情報開示等）。なお、本制度は、食品関連事業者の責任において科学的根拠を基に機能性を表示するという、従前の機

能性表示制度とは全く異なる考え方に基づく制度であることから、本制度の施行の状況を勘案し、本ガイドラインの内容について検討を加え必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。

2. 安全性評価について

届出をしようとする食品の安全性については、食経験及び最終製品に含有する機能性関与成分と医薬品との相互作用等の観点から、届出者の責任において自ら評価するとされています。具体的には、食経験の評価をまず行い、食経験に関する情報が不十分である場合には既存情報により安全性の評価を行う。食経験及び既存情報による安全性の評価でも不十分な場合には、安全性試験を実施して、安全性の評価を行う。なお、全ての食品について、医薬品と機能性関与成分の相互作用の評価が必要となります。また、複数の機能性関与成分による機能を表示する場合には、機能性関与成分同士の相互作用についても評価をする必要があります。食経験については、喫食実績又は既存情報を用いて評価しますが、

(i) 全国規模で、機能性を表示する食品を摂取すると想定している摂取集団より広範囲の摂取集団（例えば、高齢者による摂取を主眼としているが、それ以外の者も摂取するなど）において、機能性関与成分の一日当たりの摂取目安量を同等以上含む食品について一定期間の喫食実績があること。

(ii) 日本人の食生活・栄養状態、衛生面、経済面等を勘案し、類似の国又は地域で、機能性を表示する食品が想定している摂取集団より広範囲の摂取集団において、機能性関与成分の摂取目安量が同等以上であり、かつ、一定期間の喫食実績があること等を評価することを基本とする。

なお、生鮮食品や限られた地域で製造された単一の農林水産物のみが原材料である加工食品（乾しいたけ、煮干し、押麦、ストレートジュース、緑茶など）については、品目・品種ご

とに生産好適地や食品の流通量が異なる等の事情から、必ずしも全国規模での評価ができなくともよいとされています。評価対象について、届出をしようとする最終製品又は類似する食品に係る喫食実績をもって食経験を評価する際は「既に流通している当該食品」で評価する以外に、「当該食品と類似する食品」からでも評価できることとされています。ただし「類似する食品」とは以下の点を全て説明できるもの。

①届出をしようとする食品に含まれる機能性関与成分と同じ成分で、同等量含有している食品であること。②届出をしようとする食品と比べ、機能性関与成分の消化・吸収過程に大きな違いがないこと。③食品中の成分による影響や加工工程による影響等により機能性関与成分が変質していない食品であること。①から③までを満たすものの例としては、機能性関与成分を含む果実を機能性関与成分及び一日当たりの摂取目安量当たりの含有量が変質するような加工をせずに複数混合し、一つの食品としてそのまま飲食することが想定されるミックスジュース等が挙げられています。評価方法について、「既に流通している当該食品」又は「当該食品と類似する食品」における喫食実績の評価については、以下の項目を参考に十分な評価ができるか否かについて考察する。なお、一般的には加熱して食べる食品を、生食用として販売しようとする場合、加熱調理した食経験情報を用いることはできない。（例：サラダほうれんそうの食経験評価に、加熱調理した一般的なほうれんそうの食経験情報を用いること）

喫食実績の評価項目

- ・ 摂取集団（例：国籍、年齢、性別、健康状態、規模）
- ・ 摂取形状（例：生鮮野菜）
- ・ 摂取方法（例：生食、加熱して摂取）
- ・ 摂取頻度

食習慣等を踏まえた機能性関与成分又は当該成分を含有する食品の日常的な摂取量（例：機能性関与成分〇g/日）

お役立ち情報

機能性関与成分の含有量（例：〇g/100g）

市販食品の販売期間（例：西暦〇〇年から流通されている）

これまでの販売量（例：年間〇kg、過去〇年間で〇kg）

健康被害情報等

なお、機能性関与成分については、届出をしようとする最終食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる当該成分の量以上（サプリメント形状の加工食品については摂取量の5倍量、その他加工食品及び生鮮食品については摂取量の3倍量まで）の場合における健康被害情報を確認する。

アグリビジネス経営塾第659号（平成27年7月16日発行）

〔食と農〕

野菜の健康機能（7）

～消費者が求める野菜の品質と わかりやすい表示～

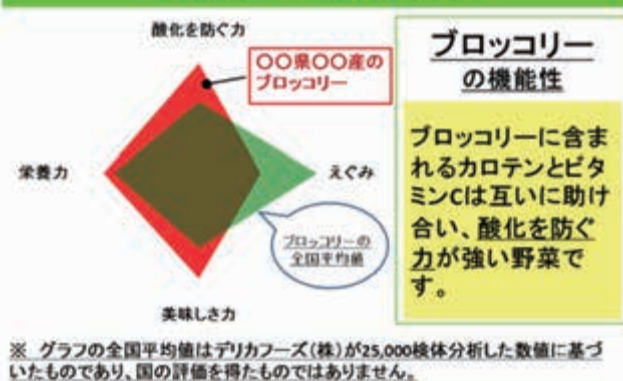
東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. 消費者にわかりやすい表示

本年4月から機能性表示食品制度が始まり、野菜の機能性表示についても関心が高まっています。機能性表示とは、その野菜が体にはたらきかけるよい機能がある、ということを伝えるものです。野菜が本当に健康の助けになるためには、ごく微量に含まれる1つの成分に基づ

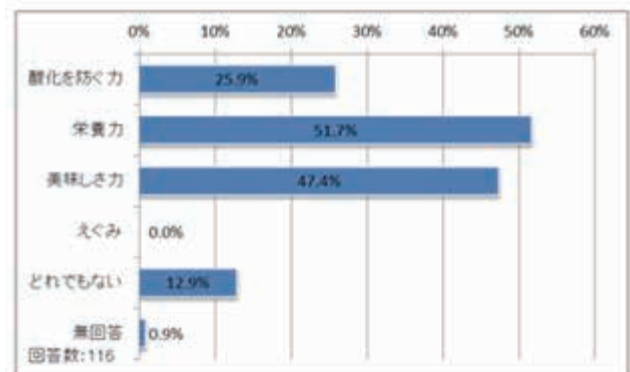
図1. 野菜の機能表示 事例
～ブロッコリーのチカラ～



いた機能性だけを取り上げるのではなく、野菜まるごとのチカラ（図1）を表示する必要があります。

消費者が求める野菜の品質は「安全で」「美味しく」「健康に良い」ことなので、糖度などの「美味しさ力」と、健康に寄与する「栄養力」と機能性で表現できます（図2）。野菜の健康機能は何と言っても抗酸化力（酸化を防ぐ力）です。

図2. 「野菜のチカラ」に対する消費者の関心度合い



そこでデリカフーズでは、食品である野菜をできるだけ包括的に（まるごと）評価しようと、毎日産地や市場から入荷する野菜について、糖度、ビタミンC、抗酸化力、硝酸イオンという4つの項目の分析を開始し、現在までの15年間に約25,000サンプルのデータを蓄積しました。これらをもとに野菜別データベースを構築することで、国内外の産地で生産された野菜が、季節毎の国産野菜（全国平均値）と比較して、美味しさや栄養価、健康機能性に優れているかどうか、数値として見える化（表示）できるようになりました。

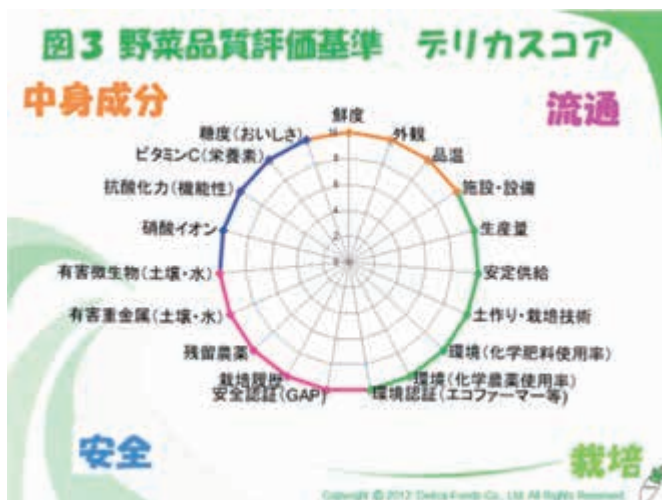
また、品種、産地、栽培方法、収穫時期などは、野菜の品質を裏づける（保証する）重要な情報として欠かせません。野菜の品質をサプライチェーン全体で保証するための野菜品質評価基準「デリカスコア」も構築しましたが（図3）、単なる野菜取引基準ではなく、多様化する野菜ニーズを評価するツールとして、更に、より付加価値の高い野菜生産を目指す取組み指標と考えています。

2. 野菜品質評価基準 デリカスコア

お役立ち情報

<デリカスコア（安全編）> ～残留農薬、有害微生物、有害重金属、栽培履歴など～

農産物の安全性は消費者の大きな関心事であり、生産者や加工・流通業者は、食品衛生法等に基づきその確保が義務付けられている。農薬はもとより、食中毒を引き起こす 0-157 腸管出血性大腸菌やサルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、ノロウイルスなどにより農産物が汚染されることを防ぐとともに、水銀やヒ素、鉛、カドミウムなどの有害重金属に侵された土壌・培地での農産物栽培を避ける必須である。



<デリカスコア（栽培編）> ～生産量・安定供給、土づくり・栽培技術、環境配慮～

野菜生産は気象の影響を大きく受けるため、年間を通して安定的な供給量と価格を確保することが最重要課題である。また優れた農業技術（土づくり、栽培技術など）の継承が難しい近年、それらの課題を解決し、食に対する消費者ニーズの多様化にも対応して行くことが重要である。更に生産性を保持しながら持続的に農業を行っていくには、環境への配慮も欠かせない。

<デリカスコア（中身成分編）> ～糖度、ビタミンC、抗酸化力、硝酸イオン～

「安全で、美味しく、健康に良い」との野菜に対する消費者ニーズに基づき、美味しさとして「糖度（Brix）や酸度」、栄養素として「ビタミンCやβカロテン」、機能性として「抗酸化力（DPPH法、ORAC法、ESR法など）」、また安全

の一つの指標として「硝酸態窒素（硝酸イオン）」を評価している。

<デリカスコア（流通編）> ～鮮度、外観、品温／冷蔵施設・設備～

野菜の鮮度保持・菌数管理に最も効果的な条件は低温を保ち湿度を下げないことだが、種類によっては低温や高湿度により障害（生理障害）を受ける野菜もある。収穫後の鮮度を高く保持するためには、産地～流通～消費に至るすべての過程において、適切な温度／湿度管理が重要である。

今後、デリカスコア（野菜品質評価基準）に基づいて、消費者にわかりやすい「野菜のチカラ」を表示することを提案します。

アグリビジネス経営塾第 674 号（平成 27 年 11 月 26 日発行）

〔食と農〕

野菜の健康機能（8） ～青果物に機能性表示食品が 初めて登場～

東京デリカフーズ株式会社
執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. 機能性みかん

本年 4 月から機能性表示食品制度（消費者庁）が始まり、青果物（野菜や果物）の機能性表示についても関心が高まっています。機能性表示とは、その青果物が体にはたらきかけるよい機能（健康効果）がある、ということを伝えるものです。

JA みっかび（静岡県浜松市）では 11 月 5 日、



「骨の健康に役立つ」との機能性を表示した温州みかんを大田市場（東京都）や本場市場（名古屋市）に初出荷しました。

お役立ち情報

事業者の責任で健康効果を表示できる機能性表示制度に基づき、同 JA は「三ヶ日みかん」に含まれる「β-クリプトキサンチン」を機能性成分として、ヒト試験における有効性科学論文評価や安全性評価とともに消費者庁に届け出て、生鮮食品で初めて受理されました。日経新聞によると、代表的な優品（Mサイズ）は初セリで 1 箱 10kg3,300 円（消費税別）と、前年より 2 割弱（500 円）高く競り落とされました。

長崎産や熊本産に比べても 100～300 円高かったことから、一般消費者の健康志向の高まりを反映しているものと考えられています。この動きを追い風として、消費低迷が続く国産果物が反転、消費が拡大することで、生産者の収入増も期待されています。出荷用段ボールや店頭販売用の小分け袋に健康効果が表示されているが、機能性表示をきっかけに関東からの引き合いが強まったようで、5 日の京浜地区向けに約 50 トンが出荷されました。実際には、大手スーパーや青果店で販売される見込みですが、環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意もある中、購買層の拡大など需要向上に繋がるものが特に期待されています。

2. 消費者庁に届け出された資料概要

(1) 安全性評価 ～食経験と喫食実績～

当該製品である温州みかんは、全国規模で極めて長い期間の喫食実績があり、海外の先進国においても 30 年以上の喫食実績があることから、その安全性は自明である。

温州みかんは日本原産で、中国から渡来したかんきつから 500～600 年前に偶発的に発生したと考えられており、300 年以上前に鹿児島県で発見されて以来、老若男女を問わず、広く親しまれてきた日本の果物の代表格である。国内においては冬期を中心に 9 月から翌年 3 月頃まで全国流通しており、ほとんどが手軽に生食されている。一度に食べられている量は 1 個から数個で、統計調査の結果によると、温州みかんは年間約 80 万トン出荷されており、日本人は、1 人当たり年間 4 kg 程度を消費している

（平成 25 年）。また、年間 3 千トン程（平成 26 年）が海外に輸出されており、とりわけ、カナダ向けでは 30 年以上の長い輸出実績があることから、クリスマスシーズンのテーブルオレンジとして定着し、多くの人に喫食されている。

(2) 衛生管理・安全性の確保

三ヶ日町農業協同組合が生産・出荷する温州みかんは、「しずおか農水産物認証制度」の認証を受けている。この制度は、静岡県産農水産物の安心と信頼を確保することを目的に、県内の農水産物の生産者が行う農場管理や消費者への情報提供について、静岡県が認証する制度です。具体的には、適正な生産環境の確保、適正な防除、生産履歴の記録・保管・点検、残留農薬の分析等を実施している。

(3) 生産段階における均質性の確保・高品質生産の管理体制

「三ヶ日みかん管理マニュアル」や集出荷施設（柑橘選果場）の選果システムと連携した独自の情報管理システムの導入により、全ほ場の栽培状況を把握し、品質管理を実施している。温州みかんは、生産者が収穫後、柑橘選果場において選果システムによる生産者ごと・ほ場ごとの品質（大きさ・糖度・酸度・色・キズなど）の情報を管理しており、この情報を基に、当組合の指導員が、ほ場ごとの施肥・灌水・剪定方法などの栽培指導を実施する体制としている。この体制により、全ほ場での均質性の確保及び高品質な温州みかんの生産に取り組んでいる。

(4) 選果・選別段階における衛生管理体制

柑橘選果場は、平成 13 年度に整備された施設で、みかんの選果場としては日本一の規模を誇る。選果場は、作業従事者の手洗設備の設置、選果ライン等への有害小動物の侵入を防止する構造としており、異物混入や包材からの汚染を防止する対策などの衛生管理を実施している。選果ラインでは、①熟練したスタッフによる外観の選別（腐敗・生傷・規格外果の除去）、②「光センサー糖度計」や「酸度センサー」による味の選別、③「腐敗果センサー」による選

別、④「外観カメラ」による大ききの選別、⑤熟練した選果スタッフによる最終確認等、あらゆる観点からの確認を行い、「規格」に合致する温州みかんを出荷している。なお、 β -クリプトキサンチンは、独立行政法人等の試験・研究機関の研究により、糖度と高い相関関係があることが知られている成分のため、糖度が一定基準より低い温州みかんを規格外品として除外することにより、機能性表示の対象となる商品の含有量を担保している。

(5) 機能性に関する評価

β -クリプトキサンチンを多く含む温州ミカンの継続摂取による、骨の維持に対する機能を明らかにするため、PubMed、JDreamⅢ、医中誌に掲載された日本語、英語の論文のうち、健康者において温州ミカン由来の β -クリプトキサンチンの摂取による骨代謝マーカーへの影響を報告した査読付き群間比較試験（被験者を①処置をする群②処置をしない群、に無作為に分け、効果を確認する試験）に関する論文を検索、抽出し、順序立てて精査した。採択された個々の論文について、効果の有無や「研究の質（結果に対する信頼性の高さ）」により仕分けを行い、試験デザイン（試験方法等）、対象者の特性（男女、年齢等）、機能性関与成分の摂取量や摂取期間等に関する情報を抽出し、集計した。さらに、利益相反、作用機序（人の体に効果を及ぼす仕組み）に関する考察を加味した上で、評価対象機能に対する科学的根拠の全体像を取りまとめ、5名の外部有識者からなる委員会において総合評価を行った。その結果、健康者に対する3報の群間比較試験を分析した結果、 β -クリプトキサンチンを1日0.3～6mg、2～3ヶ月摂取することで、骨代謝マーカーの変化（骨形成マーカーの上昇と骨吸収マーカーの低下）が確認された。結論として、 β -クリプトキサンチンを含む温州ミカンの継続摂取は、骨の維持に有効であると考えられた。

〔食と農〕

野菜の健康機能（9）

～トマトジュースに機能性が

初めて表示～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

1. 機能性トマトジュースが発売

カゴメ株式会社は、2016年2月2日（火）より全国のコンビニエンスストア、スーパーマーケットなどで機能性表示食品「カゴメトマトジュース」4品の発売を開始したが、出荷実績が前年に対して328%と好調である事を発表した（カゴメニュースリリースより）。カゴメでは、トマトの栄養素リコピンの研究を長年続け、様々な効果効能を検証してきた。トマトに含まれる自然由来の栄養素であるリコピンは、体内の血中HDL（善玉）コレステロールを増やす働きがあることが報告されている。血中コレステロールには、LDL（悪玉）コレステロールやHDL（善玉）コレステロールがあり、過剰なLDL（悪玉）コレステロールは、血管内壁へのコレステロール蓄積を増やし、健康に悪影響を及ぼすことがわかっている。一方、HDL（善玉）コレステロールは血管内壁に溜まったコレステロールを取り除く働きがある。リコピンには、血中HDL（善玉）コレステロールを増やす働きがあることが報告されており、トマトジュースは血中コレステロールが気になる方にお勧めです（食品産業新聞より）。販売されている「機能性表示トマトジュース」の科学的根拠等に関する基本情報について、消費者庁に届けられた資料から紹介する。

2. トマトジュースの安全性に関する基本情報

トマトジュースは十分な喫食実績があり、また機能性関与成分であるリコピンについても、既存情報により安全性が確認できているので、「カゴメトマトジュース」は安全な製品である

お役立ち情報

とされる。販売するトマトジュースは国内では1933年から販売されている食経験の長い製品である。国内では、年間で約8万トン以上生産されており、上位2社で生産量の8割前後を占めている(参考文献(1))。カゴメは、国内では累計218百万函(1,243万トン相当)のトマトジュースの販売実績がある。食品なので摂取量は決まっていないが、1日の摂取目安である缶容器(160g、190g)、紙容器(200ml)、PET容器(280g)1本、あるいはPET容器(720ml)や紙容器(1000ml)のコップ1杯で約16~28mgのリコピンが含まれている。トマトジュースは全国で販売されており、幅広い年代層の方々に摂取されていると考えられる。唯一報告されているリコピン摂取による有害事象に、カロテン血症がある。カロテンを多量に摂取した際に血中のカロテン値が上昇し、皮膚の色が黄色くなる状態がカロテン血症である。食品やサプリメントより β -カロテンを多く摂取するとこの症状があらわれることが知られているが、リコピンに関する報告例はきわめてわずか。また、米国健康医学諮問機関では、カロテン血症は、生物学的に無害であると認めている。以上のように、本邦を含む全世界における長い喫食経験において、また、システマティックレビューに用いた論文並びに既報および公的なデータベース情報から、生鮮、ジュース、調理品、サプリメント等の最終摂取形態に関係なく、トマト並びにリコピンに関する重篤な健康被害報告はみられない。したがって、トマトジュースを1日摂取目安量であるコップ1杯(200ml)を摂取した場合には、ヒトの健康に害を及ぼすことはないと評価した。

参考文献(1)：中村光次，国産加工原料用トマトの生産の動向と課題，農林金融，8，42-56(2002)

3. 生産・製造及び品質管理に関する基本情報

トマトジュースの製造設備であるカゴメ株式会社富士見工場 PETライン及び静岡工場 PETラインでは、「総合衛生管理製造過程」の承

認を取得し、同規格に沿った管理を行うことで製造施設・従業員の衛生管理等の体制や規格外の製品の流通を防止するための体制をとっている。また製造設備であるカゴメ株式会社那須工場 PETラインでは、「FSSC22000」や「総合衛生管理製造過程」などの認証規格等は取得していないが、同工場内にある「総合衛生管理製造過程」の承認を取得している製造設備(カゴメ株式会社那須工場紙パックライン：厚生労働省発関厚1115第1号)と同等の製造施設・従業員の衛生管理等の体制や規格外の製品の流通を防止するための体制をとっている。

4. トマトジュースの機能性に関する基本情報

「カゴメトマトジュース」に含まれる機能性関与成分「リコピン」による血中 HDL コレステロール上昇作用および血中 LDL コレステロール、血中中性脂肪、血中総コレステロールの低下作用に関するメタ分析を含むシステマティックレビュー※について。

【目的】リコピンを含有する生鮮トマトやトマト加工品(ジュースやサプリメント)に血中 HDL(善玉)コレステロール(HDLc)上昇作用および血中 LDL(悪玉)コレステロール(LDLc)、血中中性脂肪(TG)、血中総コレステロール(Tc)の低下作用があるかを検証することを目的とした。

【背景】トマトに多く含まれるリコピンには、摂取することで血中コレステロールに影響を与え、動脈硬化や心疾患の発症を低減するという研究報告が古くからある。厚生労働省は HDLc の低値や LDLc、TG の高値を動脈硬化のリスクファクターとしている。HDLc は増えすぎたコレステロールを回収し、さらに血管壁にたまったコレステロールを取り除いて、肝臓へもどす働きをする。増えすぎた LDLc が動脈硬化を促進するのとは反対に、HDLc は「善玉コレステロール」と呼ばれ、動脈硬化を抑制する働きがある。リコピンを含む生鮮トマトやトマト加工品(ジュース、サプリメント)

お役立ち情報

を摂取することで、HDLc の上昇作用および LDLc や TG、Tc の低下作用があるかを検証することは、お客様の健康増進のために大切なことだと考えた。

【レビューの内容】ヒトの血中コレステロールに対するリコピンの作用が記載されている関連研究（研究論文等）について、データの偏り（バイアス）を避けながら、治療や予防等の効果の有無や程度を系統的に評価しました。対象者は疾病に罹患していない方（未成年者、妊産婦および授乳婦を除く。ただし、特定保健用食品の被験者として適用されている範囲内の軽症者は含めた。）とし、リコピンを含む食品を摂取すると、HDLc や LDLc、TG、Tc にどのような影響があるかを検証した。検索は、著名な 19 種類の研究論文データベースを用いて実施した。論文に報告されている研究の妥当性と信頼性を評価した。

【主な結果】上述のような研究論文調査によって、3 編の研究論文が抽出された。これらの研究論文に示された結果を統計学的方法であるメタ分析を行うと、生鮮トマトで 22.5 mg/日以上またはジュースやサプリメントで 15 mg/日以上のトマト由来リコピンを 8 週間以上摂取すると、血中 HDLc を増やす作用があることが示された。しかし、軽症者（血圧が高めの方）を除いた場合には、血中 HDLc を増やす作用については有意な変化があるとはいえなかった。また、LDLc や TG、Tc にも有意な変化があるとはいえなかった。

【結論】「カゴメトマトジュース」に含まれるトマト由来リコピンを 1 日 15 mg 以上（本品として、摂取目安量は 200 ml）、8 週間以上摂取すると、HDLc を増やす作用が期待できる。トマト由来リコピンは、血中コレステロールが気になる方にお勧めです。

【エビデンス（得られた情報）の質】全体を通して、取り上げた研究は概ね信頼できるもの

であったが、データの一部に不確かなところもあった。しかし、複数の論文から得られた結果の違いは少なく、リコピンを含む生鮮トマトやトマト加工品を摂取することで得られる HDLc を増やす作用に関する情報には一貫性があると考えられた。

※システマティックレビューとは、研究論文にくまなくあたり、偏りを限りなく除きながら、質の高い研究データであるかを評価、分析し、科学的根拠に基づいた食品の機能性に関する情報の収集と吟味を行う調査のこと。



アグリビジネス経営塾第 653 号（平成 27 年 5 月 28 日発行）

〔税務〕

農業の会計に関する指針②

畜産・酪農における交付金等の会計処理

森税務会計事務所所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会会長

税理士 森 剛一

はじめに

今回は、昨年 5 月 29 日の第 611 号に続き「農業の会計に関する指針」についてです。この指針に基づいて（公社）日本農業法人協会などの後援による第 3 回農業簿記検定が 7 月 5 日（日）に実施されます（受験申込 6 月 5 日まで）。

1. 畜産・酪農における交付金等の会計処理の留意点

売上高は、商品の販売などによって実現したものに限りませんが、農畜産物の販売数量に基づき交付される補填金・交付金は、販売代金そのものではないものの、農畜産物の販売によって実現するものであるため、営業収益（売上高）

の区分に「価格補填収入」（営業収益）として計上します。畜産・酪農では、肉用牛肥育経営安定特別対策補填金（新マルキン）、肉用子牛生産者補給金、肉用牛繁殖経営支援交付金、養豚経営安定対策補填金、鶏卵価格差補填金、加工原料乳生産者補給金、チーズ向け生乳供給安定助成金などが「価格補填収入」となります。

ただし、平成 25 年度以降の養豚経営安定対策については、国税庁長官の指定が行われなかったことから、生産者積立金の損金算入が認められていません（平成 27 年度の取扱いは未定）。このため、積立金を拠出したときに「預け金」として経理し、補填金を受け取ったときも半額を「預け金」、半額を「価格補填収入」とすることに注意してください。一方、養豚経営安定対策以外の生産者積立金については「共済掛金」（製造原価）として損金算入され、補填金の全額が「価格補填収入」となります。

また、飼料生産型酪農経営支援交付金は、飼料作付面積に応じた交付金ですので、「作付助成収入」（営業外収益）とします。この交付金は、自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対して交付されるものです。なお、平成 27 年度からは飼料作物の二期作、二毛作の 2 作目の面積や契約栽培により耕種農家が飼料作物を作付けする面積も、飼料作付面積に算入されることになりました。

2. 配合飼料価格安定補填金の会計処理と税務上の取扱い

配合飼料価格安定補填金は、「価格補填収入」ではなく、配合飼料価格の高騰にともない交付されるものであるため、製造原価報告書において材料費から控除するのが原則です。具体的には、「飼料補填収入」として飼料費の次行において控除形式により表示しますが、飼料費から直接控除しても構いません。この場合、生産者負担金は、「共済掛金」等の勘定科目によって製造原価に計上します。

肉用牛免税において配合飼料価格安定補填金をどのように取り扱うか、これまで明確にな

っていませんでした。このたび平成 26 年分の所得税確定申告にあたって、熊本国税局から『「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例」を適用されている方へ』という文書が配布されました。この文書では、「配合飼料の価格の一部が補填される配合飼料価格差補てん金など、特定の肉用牛に係る必要経費（売上原価や費用）についてその目的に沿った支出をした場合に交付される補助金等については（中略）当該売上原価や費用を補助金等の必要経費として取り扱うこととしました。したがって、特定の肉用牛に係る必要経費を補填する性質を有する補助金等については、実質的に所得税は課税されないこととなります」としています。

また、同文書において「売上原価に係る補助金等は、（中略）農業所得に係る必要経費として控除（中略）しても差し支えありません」としており、製造原価報告書において材料費から控除するという「農業の会計に関する指針」の取扱いを追認した形となりました。

なお、同文書では、「上記により、税額を多く申告されていたときには、補助金等の明細を明らかにした上で更正の請求書を提出していただき、その請求内容が正当と認められた場合には納めすぎた税金が還付されます」としています。更正の請求についての取扱いが個人農業者だけでなく農業生産法人にも適用されるかどうかは明らかではありませんが、注目すべき点と言えます。

3. 畜産・酪農における交付金等の収益の計上時期

補填金・補給金等の収益の計上時期については、支払の通知を受けた日をもって収益の実現の日とするのが原則です（交付金等通知日基準）。これは、農業に関する交付金等については、価格動向によって交付単価が事後的に決められるものも多く、また、交付対象となる数量等の確定に農産物検査が義務付けられているため、その交付の原因となった農畜産物の出荷

お役立ち情報

の事実からこれに関する交付金の交付までの期間が長く、その金額の見積もりが困難な場合が多いことによります。

ただし、肉用牛免税に関連する交付金等は、税務上、1頭ごとに収益と費用を対応させる必要があることから、対象牛を売却した日をもって収益の実現の日とします(交付事実発生日基準)。また、配合飼料価格安定補填金についても、その給付の原因となった配合飼料購入の日の属する事業年度において未入金の場合には、未収計上したうえで製造原価から控除することになります。

アグリビジネス経営塾第 683 号(平成 28 年 2 月 18 日発行)

〔税務〕

平成 28 年度税制改正

森税務会計事務所所長

(一社)全国農業経営コンサルタント協会会長

税理士 森 剛一

平成 28 年度税制改正大綱は平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定され、関連法案が平成 28 年 2 月 5 日、国会に提出されました。農業関係では、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が見直されたほか、農地の保有に係る課税の強化と軽減が措置されます。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_ref/outline/fy2016/20151224taikou.pdf

§ 農地等に係る贈与税納税猶予制度の見直し

贈与税納税猶予を受けた農地について、平成 28 年 4 月以後、農地中間管理機構に貸し付ける場合は納税猶予の適用期間にかかわらず納税猶予が打ち切られないことになりました。改正前は、最低でも 10 年、貸付時に 65 歳未満なら 20 年を経過しないうちに貸し付けると納税猶予が打ち切りになるため、事実上、贈与税納税猶予適用農地を農業法人に貸し付けることができませんでした。今回の税制改正によって、

農地中間管理機構を通せば、贈与税納税猶予適用農地を農地所有者自らが設立した農業法人に貸し付けることもできるようになります。さらには、農地中間管理機構による農地の再配分によって担い手ごとに面的集積しやすくなると期待されます。

また、今回の改正により、4 月 1 日以後、特例適用農地等に区分地上権が設定された場合においても、農業相続人等がその特例適用農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予が打ち切られないこととなりました。一方で、贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者を認定農業者等に限ることとなりました。

なお、農地等に係る不動産取得税の徴収猶予制度についても、農地等に係る贈与税納税猶予制度と同様に措置されます。

§ 農地の保有に係る課税の強化・軽減

まず、農地保有に係る課税の強化については、平成 29 年度から一定の遊休農地の固定資産税が 1.8 倍になります。課税強化の対象となるのは、農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地です。課税の強化は、評価方法の変更によって行われ、対象となる遊休農地については、その農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられている割合(平成 27 年度の評価替えにおいて 0.55)を乗じないこととなります。

次に、農地保有に係る課税の軽減については、新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税及び都市計画税が 2 分の 1 に軽減されます。対象となるのは、10a 未満の自作地を除く所有する全ての農地について 10 年以上の賃借権等の設定をした場合で、固定資産税等について最初の 3 年間、課税標準が価格の 2 分の 1 になります。さらに、15 年以上の賃借権等の設定をした場合は、最初の 5 年間、課税標準が価格の 2 分の 1 になります。

§ マイナンバー制度の導入と農業法人への影響

一方、平成 28 年からマイナンバー制度が導

お役立ち情報

入されました。農業法人では、従業員だけでなく農地の貸し手からもマイナンバーを提示してもらうことが必要になる場合があります。法人が農地賃借料など不動産の使用料等について同一の個人への年支払合計が15万円を超える場合、税務署に農地の貸し手の支払調書を提出しなければなりません、マイナンバー制度の導入で平成28年分から税務署提出分の支払調書には農地所有者のマイナンバーの提供を受けて記載しなければならなくなりました。ところが、マイナンバー制度では、マイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを他人に不当に提供したりすると処罰の対象になりますので、提示されたマイナンバーの管理には細心の注意を払う必要があります。

そこで、マイナンバー制度対策として農地中間管理機構を活用することをお勧めします。農地中間管理機構を通して借りた農地は、賃借料の支払先が農地中間管理機構なので農業法人などの借り手は農地所有者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける必要がありません。また、農地中間管理機構は法人なので農地中間管理機構から借りた農地の賃借料について農地中間管理機構のマイナンバー（法人番号）の提供を受ける必要もありません。

農業法人が農地所有者から直接借入れている農地を農地中間管理機構経由で農業法人が借入れるように変更すれば、農地所有者が固定資産税等を軽減されるメリットを受けられるだけでなく、農業法人はマイナンバー制度対応や農地賃借料の支払いなどの事務負担を減らすことができます。

§ その他の税制改正事項

農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されることに伴い、① 農業経営基盤強化準備金、② 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除、③ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例について、規定の整備が行われます。

このほか、平成28年度税制改正による変更

点のうち、農業法人に有利になった点としては、法人税率の引下げがあります。一方、農業法人に不利になる変更点として、減価償却制度の見直しが行われます。平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定率法が廃止され、定額法が適用されます。また、生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、適用期限をもって廃止されました。

アグリビジネス経営塾第663号（平成27年8月13日発行）

〔法務〕

所有者・占有者の責任

寺本法律会計事務所

弁護士 磯井 美葉

1 今回は、土地工作物責任についてご説明します。

たとえば、ブロック塀が倒れてきて、車が壊れた、あるいは、ケガをした場合、誰かに修理代や治療費を請求できるでしょうか。

2 「民法」という法律では「占有者」と「所有者」の責任について定めています。

たとえば、家主のAさんが土地に家とブロック塀を建てて、それをBさんに貸していたとすると、Bさんは「占有者」、Aさんは「所有者」です。なお、もしBさんが10日間ほど旅行に行っていて、家にいなかったとしても、Bさんは「占有者」です。また、Bさんが、さらにCさんにその家を又貸していた場合、BさんとCさんの両方が「占有者」となります。

ブロック塀を「占有」している人(Bさん)は、塀の設置又は保存に瑕疵があった場合に、他人がそれによって受けた損害を賠償する責任を負います。他方、Bさんが、ブロック塀が壊れないようにきちんと管理し、対策を講じていた場合には、責任を負いま

せん。

この結論はある意味当然のようにも思えますが、その場合であっても所有者の A さんは責任を負うことになります。つまり A さんは B さんに家を貸し、B さんがきちんと管理をしていたはずなのにそれでも何らかの事情（たとえば地震など）でブロック塀が壊れてしまった場合、所有者として、落ち度がなくても責任を取らなければならない（無過失責任といいます）ことになります。

このような考え方は、危険なものを所有する人は、所有物から発生した危険について責任を取るべき、というものです。「危険なもの」といっても、建物など、日常生活でありふれたものも多いのですが、時と場合によっては危険なものになりうるためです。

- 3 ここに言う「土地工作物」とはどんなものか、ということが具体的な事例に関して問題になっています。一般的には、人工的作業によって土地に接着して成立したものなどと言われており、建物や塀、電柱・電線、線路・踏切、看板などが考えられ、これらの物の欠陥によって損害が生じたときは、占有者・所有者が責任を負うことになります。過去の裁判例では、水道管施設のため掘削された穴やガス管理設工事の溝、土砂採取跡や建築会社の残土置場の水たまりなどで事故があった場合にも、土地の占有者・所有者の責任が認められました。

他方、土砂の集積場、融雪水によって土地にできた水たまりなどについては、土地の工作物とは言えず、責任は発生しないとした判例もあります。土地に作られた穴や水たまりなどは、「土地の工作物」と言えるのかケースバイケースの判断になります。

例えば、所有地が崖になっていて、雨が降って崩れて隣地に被害を与えた場合、その土地が自然の崖であれば「土地の工作物」とは言えず、責任が生じないかもしれませんが、その土地を畑などにして使用してい

た場合は責任が生じる、というような違いが出てくることも考えられます。

- 4 なお、このような責任は、樹木や竹の栽培方法や支持の仕方に瑕疵があった場合には、その樹木や竹の占有者・所有者にも認められます。特に、所有者の責任は、無過失責任で、木が古くなって枯れて倒れてきたような場合など、所有者に落ち度がない場合でも発生しますので、注意が必要です。

また、動物を占有している人・管理している人についても、似たような責任があります。民法の条文では、動物の種類及び性質に応じて、相当の注意をもって管理していたときは、責任を負わないとされているのですが、実際の裁判では、相当の注意をもって管理していたと認められる事例はほとんどありません。

アグリビジネス経営塾第 668 号（平成 27 年 10 月 8 日発行）

〔法務〕

行方不明者の財産管理について

寺本法律会計事務所

弁護士 磯井 美葉

1 不在者の財産管理制度

民法では、人が行方不明になった場合の制度について定めています。

一つは、不在者の財産管理についてです。

民法は、「従来の住所または居所を去った者」が、自分で財産の管理人を決めていなかったときは、家庭裁判所が必要な処分を命ずることができるものとしています。

このような手続を開始するには、利害関係人または検察官が家庭裁判所に申立てをし、通常は「不在者財産管理人」が家庭裁判所から選任されます。親族等、不在者に近くて財産上の利害関係のない方や、弁護士・司法書士等の専門家になることが多いようです。

不在であることの証明として、住民票や戸籍

お役立ち情報

による調査、親族への聞き取り調査等が行われます。

不在者財産管理人は、財産目録を作って財産を管理します。なお、通常の財産の保存・改良行為を超えて、財産を売却するなどの処分をしたり、不在者に代わって遺産分割協議に参加したりするには、別途家庭裁判所の許可が必要です。

2 失踪宣告

もう一つの制度は、失踪宣告です。これは、単なる不在者の財産管理ではなく、長い間行方不明になっている人について、法律上は死亡したのと同じ効果を生じさせる制度です。そのため、財産関係では相続が発生し、また、失踪者が結婚していた場合は、死亡によって夫婦関係が解消し、残された配偶者は再婚することができます。失踪宣告は、戸籍にも記載され、そのような記載がある者は、死亡したものと扱われます。

失踪宣告が認められるためには、生死が7年間明らかでないことが必要です。

但し、戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中にいた者、その他死亡の原因となるような危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後、または危難が去った後、1年間明らかでないときにも、失踪宣告が認められます。

この失踪宣告は、時間の経過によって自動的に認められるものではなく、利害関係人の申立てによって手続を始めます。そのため、法律上決められた時間が経過しても、行方不明者の帰りを信じて待ちたい場合は、申立をする必要はありません。

申立がされると、家庭裁判所が調査をし、また、裁判所の掲示板に催告を出す等の手続を経て、認定します。

失踪宣告は、このようにして、生死不明の人に対して法的に死亡の効力を発生させるものですから、その後、生存が判明したという例もあります。その場合は、本人または利害関係人

の請求によって、失踪宣告が取り消されます。その場合、原則として、死亡前の法律関係が復活するのですが、相続した財産を売却してしまったり、再婚してしまった場合など、関係者が本当に本人の生存を知らないで行った場合は、効力が覆ることはなく、新しい現状が維持されます。

3 具体的な事例

例えば、10名ぐらいの集団で共有している土地があり、その土地を売却しようとしたとします。しかし、10名のうち1人が行方不明になっていて、連絡が取れないと、いつまでもその土地は売却できないことになります。

そのような場合には、どれぐらい行方が分からないかにもよりますが、通常は、家庭裁判所に申立てをして、不在者の財産管理人を選任し、かつ、財産管理人がその共有財産の売却の許可を受けて、本人に代わって売買の手続に参加することになります。

7年以上行方不明で、生死が分からなくなっている場合は、失踪宣告の申立てをすることもありますが、失踪宣告は影響が大きいので、このような事例では申し立てることは少ないかもしれません。失踪宣告の場合は、本人は法的には死亡したこととなりますので、相続が起こり、相続人が売買の当事者になることとなります。

アグリビジネス経営塾第678号（平成28年1月7日発行）

〔法務〕

消費者保護に関する法令

寺本法律会計事務所

弁護士 磯井 美葉

1 消費者と事業者の取引

今回は、消費者と事業者の取引に関する法規制についてご紹介します。

たとえば、クーリング・オフという言葉は多くの人がご存知だと思います。いったん締結し

た契約を、消費者側から一方的に取り消せる制度のことです。

本来であれば、一度約束したことは、守らなければならないというのが取引・契約のルールです。しかし、消費者と事業者では、商品に関する知識や情報収集力、交渉力に大きな差があります。また、消費者の取引は、1件1件は少額のことも多いですが、同じような取引を多数の人が行いますので、誠実でない事業者がいると、多くの人が少しずつ被害を受けることにもなります。

そのため消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法などにより、消費者に有利な制度をいくつか定めその権利を守っています。

インターネットや電話の通信販売などの方法により、一般の消費者に直接農産物や加工食品を販売している農業法人の方も多いと思います。

2 消費者契約法

まず、消費者契約法では、事業者が契約の勧誘をする際に不適切な行為があったときは、消費者側から契約を取り消すことができるとしています（4条）。

不適切な行為とは、例えば、商品の質や用途、価格について、事実と異なることを言っていたり、「この商品を買えば必ず値上がりする、儲かる」というようなことを発言したり、自宅や職場に訪問して、「帰ってほしい」と言われているのに居座って、あるいは、店舗や営業所にいる顧客が「帰りたい」と言っているのに帰さずに、強引に（相手を困惑させて）契約した、というような場合がこれにあたります。

また、事業者の損害賠償責任を全額免除したり、重大な損害についても賠償を制限したり、高額な違約金やキャンセル料を取ったりするように、消費者の不利益になる条項は、無効とされます（8条）。

消費者契約法は、事業者と消費者の契約全般に適用されますが、特定商取引に関する法律や割賦販売法では、通信販売など、一般的に店舗

で販売するのとは異なる契約形態や、代金分割の契約について、事業者側に一定の制約を課しています。

3 「消費者」とは

ところで、これらの法律による特別の権利は、原則として、「消費者」にのみ認められます。たとえば、消費者契約法によって契約を取り消したり、不当な条項の無効を主張したりできるのは、「個人」とされ（2条）、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合」は除くとされています。このため、法人でなく、個人であっても、私的な消費のために物やサービスを購入するのでなく、事業目的で購入した場合には、この主張はできません。「事業」とは、営利、非営利にかかわらず、反復継続して行われる行為と解釈されているので、NPO法人などの契約は消費者契約にはなりませんし、個人でも営利・非営利の事業のための契約は該当しません。

ですが、この点に関しては、そもそもの法の目的が、知識や情報収集力、交渉力において、消費者と事業者では大きな差があり、不公平が生じていることから、これを解消するためのものであるところ、事業者であっても、個人事業者、中小零細事業者等の契約に関して、解釈が問題となることがあります。

たとえば、個人事業者は、自分の扱っている商品については知識があるかもしれませんが、事務機器のリース契約、ホームページ制作やソフトウェアの購入契約等は、専門業者の言われるままに契約することも多いでしょう。あるいは、事業のために購入したパソコンを、個人の趣味としても使用している場合など、事業かどうか一概に決められない場合もあります。

裁判では、「取引の実態から判断すべき」として、消費者契約法や、特定商取引法の適用を認めた例もあります。次回以降、特定商取引法の内容についてもご紹介します。

〔法務〕

消費者保護に関する法令 2

寺本法律会計事務所

弁護士 磯井 美葉

1 特定商取引法による規制

今回は、前回に引き続き、消費者保護に関する法令についてご紹介します。

消費者と事業者では、商品に関する知識や情報収集力、交渉力に大きな差があるためいくつかの法令によって取引・契約のルールを修正することにより、消費者の権利を保護しています。

2 対象となる取引形態

特定商取引法では、以下の 7 つの契約形態につき、特別扱いをしています。

- ①訪問販売 消費者の自宅や職場等に訪問して、商品販売やサービス提供を行う取引、キャッチセールス等
- ②通信販売 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等の方法で広告し、郵便、電話、電子メールやインターネット等により申込みを受ける取引。ネットオークションも含む。
- ③電話勧誘販売 電話をかけて顧客を勧誘し、申込みを受ける取引
- ④連鎖販売取引（マルチ商法） 個人を勧誘して販売員とし、その個人がさらに次の販売員を勧誘して、販売組織を連鎖的に拡大して行う取引
- ⑤特定継続的役務提供 長期かつ継続的なサービスの提供に関する取引。現在、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の 6 種類が指定されています。
- ⑥業務提供誘引販売取引 いわゆる内職商法等。「この商品を買えば（この資格を取れば）仕事をあっせん・提供するので収入が得られる」といって勧誘し、商品やサービスを販売する取引。

⑦訪問購入 事業者が個人の自宅等に訪問して、商品を購入する取引。近年、自宅に業者が来て、貴金属や着物などを強引に安価で買い取られ、持っていかれてしまういわゆる「押し買い」（押し売りの逆）の被害が、高齢者を中心に増えたことから、2013 年から規制の対象となりました。

この中で、農業法人の皆様に関連するのは、特に②の通信販売が多いのではないかと思います。

3 規制の内容

まず、クーリングオフについては、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入では 8 日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引では 20 日間、消費者からの無条件解約ができます。

他方、通信販売については、このような規定はありませんが、法律上、原則として、商品の引渡し等を受けた日から 8 日間は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除ができるとされています。ですが、事業者側で返品を不可とする等の特約を設けることができ、それを広告に記載した場合は、申込み撤回や契約解除はできないこととなります。（ただし、欠陥があった場合などは別です。）また、商品が既に引渡されていた場合の返還費用は、原則として消費者の負担となります。

このほか、上記①から⑦の取引を行う事業者には、主に以下の制約が課せられています。

- i 勧誘開始前に、事業者名や目的等を消費者に告げる義務
- ii 不当な勧誘行為の禁止（虚偽説明、重要な事実をあえて告げない、威迫したり困惑させたりする方法での勧誘や、断っているのにしつこく勧誘する再勧誘や迷惑勧誘は禁止されます
- iii 広告規制（重要事項、返品特約などの表示の義務づけ、虚偽広告や誇大広告の禁止、相手の請求や承諾のない電子メール広告の送信禁止）

お役立ち情報

vi 契約締結時に、重要事項を記載した書面を交付する義務

特に、通信販売に関する広告規制では、以下のような項目を表示することが義務となっています。

①販売価格、②送料、③それ以外に購入者が負担すべき金銭がある場合はその内容と金額、④代金支払いの時期と方法、⑤商品の引き渡し時期、⑥申し込みの撤回・売買契約の解除に関する事項、⑦商品に隠れた瑕疵がある場合の事業者の責任についての規定、⑧事業者名（法人の場合は代表者または責任者名）、住所、電話番号

アグリビジネス経営塾第648号（平成27年4月16日発行）

〔雇用改善〕

労働基準法の一部を改正する

法律案要綱

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長

キリン社会保険労務士事務所所長

特定社会保険労務士 入来院 重宏

厚生労働省が、平成27年2月17日に、労働政策審議会に諮問した「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」について、同審議会労働条件分科会と安全衛生分科会で審議が行われた結果、3月2日、同審議会から塩崎 恭久厚生労働大臣に対して答申が行われました。厚生労働省は、この答申を踏まえて法律案を作成し、今通常国会への提出の準備を進めるとしています。法律案要綱のポイントとして、①中小企業における月60時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止、②健康確保のために時間外労働に対する指導の強化、③年次有給休暇の取得促進、④フレックスタイム制の見直し、⑤企画業務型裁量労働制の見直し、⑥特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロ

フェッショナル制度）の創設、⑦企業単位での労使の自主的な取組の促進、があげられます。

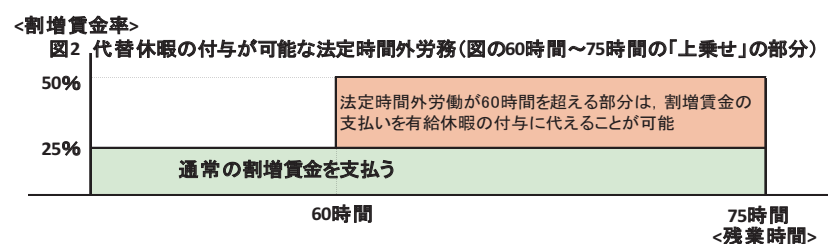
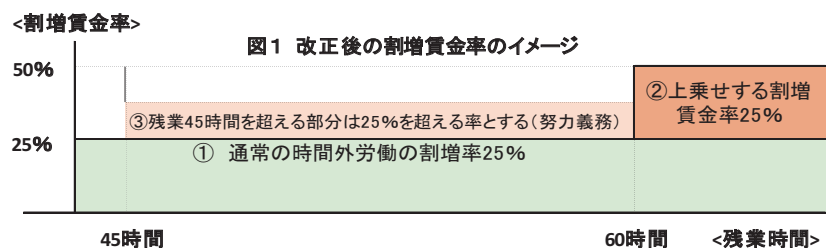
（施行期日：①については平成31年4月1日、他は平成28年4月1日）

これらのポイントの中で⑥は、いわゆる「残業代ゼロ制度」と呼ばれマスコミに大きく取り上げられているのでご存知の方も多いでしょう。具体的には、為替ディーラーや研究開発など、高度の専門的知識を必要とする業務に従事し、平均年収の3倍額を相当程度上回る人（年収1,075万円以上を想定）を対象としており、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議などを要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とするというものです。また、①は中小企業にとって、非常に大きなインパクトのある改正です。

§ 中小企業における月60時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止

これは、月60時間を超える時間外労働に関する割増賃金率（50%超）について、中小企業への猶予措置を廃止する（平成31年4月1日施行）というもので、大企業については、平成22年4月1日から施行されています。具体的には、平成31年4月以降は、生じた時間外労働を日々積算し、60時間を超えた以降は、通常の割増賃金の率（図1の①）に上乗せして、50%以上としなければなりません。（図1の②）

また、時間外労働が限度時間を超えた場合の



お役立ち情報

割増賃金率を 25%を超える率にする努力義務が設けられています。(図1の③)

また、60 時間を超えた時間外労働について、労使協定を締結した場合、割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することができるようになります。(以下、「代替休暇」という。)

例えば、図2のケースでは、「代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率」は 50%、「代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率」は 25%なので、換算率(代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率)は 25%になり、代替休暇として付与する時間は、「60 時間を超えた時間外労働時間 × 換算率」で計算されるので、3 時間 45 分 ($0.25 \times 15 = 3.75 \Rightarrow 3 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$) が代替休暇として付与できる時間となります。

厚生労働省の主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について行われた調査(「平成 25 年就労条件総合調査結果の概況」)によると、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、代替休暇制度がある企業割合は 27.4%と 4 分の 1 強の企業となっています。労働者規模からみると、30 人から 99 人の規模の制度導入が 33.1%、労働者数が増加するに従い代替休暇制度の導入が少なくなり 1,000 人以上規模の制度導入は 14.1%という調査結果になっています。

農業においては、労働基準法上、時間外労働や休日労働に対する割増賃金の適用除外(労働基準法第 41 条)となっていますので、現段階では、多くの農業法人において、「中小企業への猶予措置を廃止」することによる対応を迫られることはありませんが、6 次産業化した農業法人においては、割増賃金の支払いを必要とするケースもあり、これらの農業法人においては、今後、時間外労働の削減が大きな検討課題となることが予想されます。

アグリビジネス経営塾第 655 号(平成 27 年 6 月 19 日発行)

〔雇用改善〕

「パワハラ」

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長

キリン社会保険労務士事務所所長

特定社会保険労務士 入来院 重宏

厚生労働省は、「平成 26 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめ、6 月 12 日に発表しました。「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の 3 つの方法があります。

総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では、いわゆるパワーハラスメント(以下パワハラ)を示す「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が前年度比 5.1%増の 62,191 件と、3 年連続で最多となり、初めて 6 万件の万台を超えました。

相談内容は、上司や事業主から暴言を受けたり、無視されたりしたことを訴える事例が多く、パワハラに関する認知度が上がったことで労働者の問題意識が高まり、上司からの指導などを労働問題として認識し相談する事例が増えていることが背景にあるとみられています。

農業の現場でも、事業主のパワハラ問題を耳にすることは年々増えていますが、そもそも労働者に対してどんなことを言ったり、またやったりするとパワハラになるのでしょうか。

まず、知っておいていただきたいのですが、パワハラの法律上の定義はありません。この言葉は和製英語(造語)であり、平成 14 年頃からマスコミ等で取り上げられるようになってから急速に広まりました。パワハラは、

お役立ち情報

労働契約法等の法律に定義が規定されているわけではなく、パワハラがあった場合の法律上の効果が規定されているわけではありません。

しかし、法律上の定義がないからといっても、実際にいろいろな職場でパワハラが問題になっており、職場でパワハラがあった場合には、①モチベーション低下リスク、②人材の流出リスク、③労災申請リスク、④損害賠償請求リスク、⑤企業の信用低下リスクなど、さまざまなリスクが生じることが考えられ、これらのリスクを避けるためにも、また、職場において適切な業務指導を行うためにも、パワハラとはどういうものか理解しておくことは大切です。

厚生労働省「職場のいじめ、嫌がらせ問題に関する円卓会議 ワーキング・グループ」

別表

①身体的な攻撃	暴行・傷害
②精神的な攻撃	脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
③人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
④過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
⑤過小な要求	業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
⑥個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

パワーハラスメントの裁判例

名古屋南労基署長事件（名古屋高判平19年10月31日労判954号31頁）

原告（自殺したAの妻）が被告（国：名古屋南労基署長）に対し、労災保険法に基づく遺族補償年金及び葬祭料の支給を請求したが、不支給決定を受け、審査請求、さらに再審査請求をしても裁決されなかったため、訴訟を提起し勝訴したものです。

<争点となった上司の行為>

以前に注意したことについて改善がみられないとして、幾度も呼び出し、他の課員にも聞こえるような場で厳しく指導を行い、場合によっては、「主任失格だ」、「お前なんか、いてもいなくても同じだ」、といった発言もあった。また、職場で結婚指輪をはめていることが注意力低下を招いているとして、Aのみに対し、呼び出し面談の際に、「目障りだから、そんなちゃらちゃらした物は着けるな、指輪は外せ」、といった発言をした。同様の発言は、少なくとも2回行われた。

<判旨>

上司は、Aに対して「主任失格だ」、「お前なんか、いてもいなくても同じだ」などの文言を用いて感情的に叱責し、かつ、結婚指輪を身につけることが仕事に対する集中力低下の原因になるという独自の見解に基づいて、Aに対してのみ…複数回にわたって、結婚指輪を外すよう命じていたと認められる。これらは、何らの合理的理由のない、単なる厳しい指導の範疇を超えた、いわゆるパワーハラスメントとも評価されるものであり、一般的に相当程度心理的負荷の強い出来事と評価すべきである。

で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

また、同報告にはパワハラに当たりうる行為類型として、別表の①～⑥を挙げています。

なお、この報告は「定義の試み」をしたものに過ぎません。違法性を有する可能性の高い典型的な行為を抽出したものですから、この定義に該当すれば違法性を有する可能性が高いと考えられますが、該当しなければ違法性を有しないということではありませんので注意してください。

は、平成24年1月30日、パワーハラスメントを次のように定義した報告を行いました。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場

〔雇用改善〕

「無期転換ルール」をご存じですか

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長

キリン社会保険労務士事務所所長

特定社会保険労務士 入来院 重宏

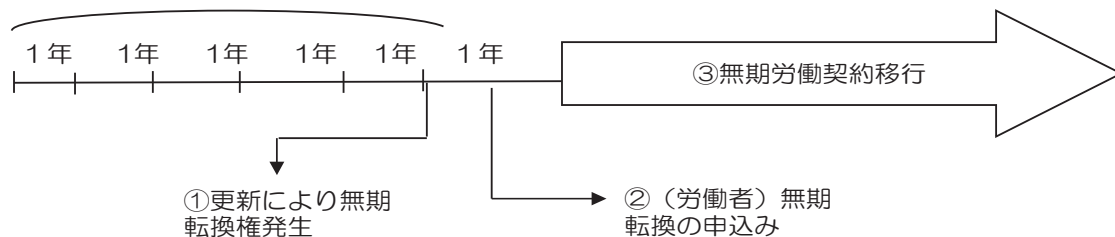
労働契約法の改正により有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール（無期転換ルール）が導入されています。通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

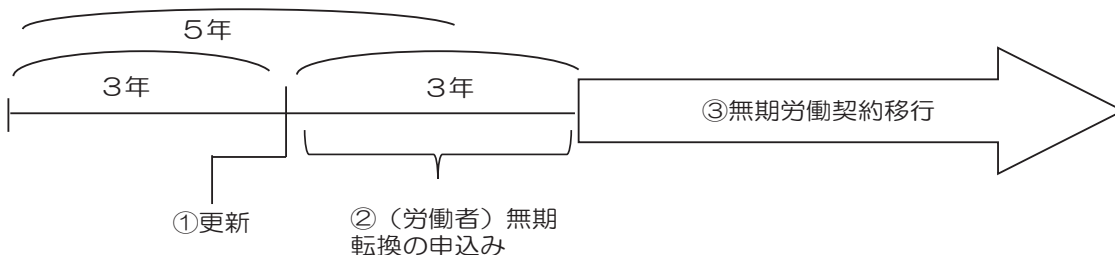
有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入。この場合、「別段の定め」がない限り、従前と同一の労働条件となる。

＜契約期間が1年の場合＞

有期労働契約通算5年



＜契約期間が3年の場合＞

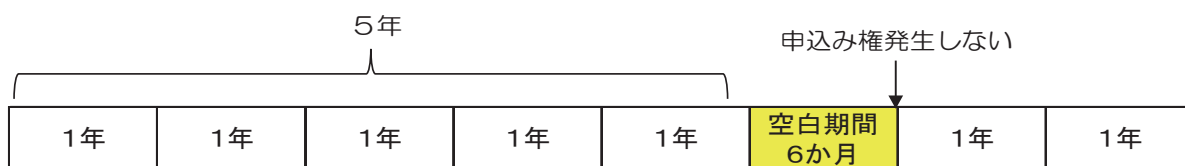


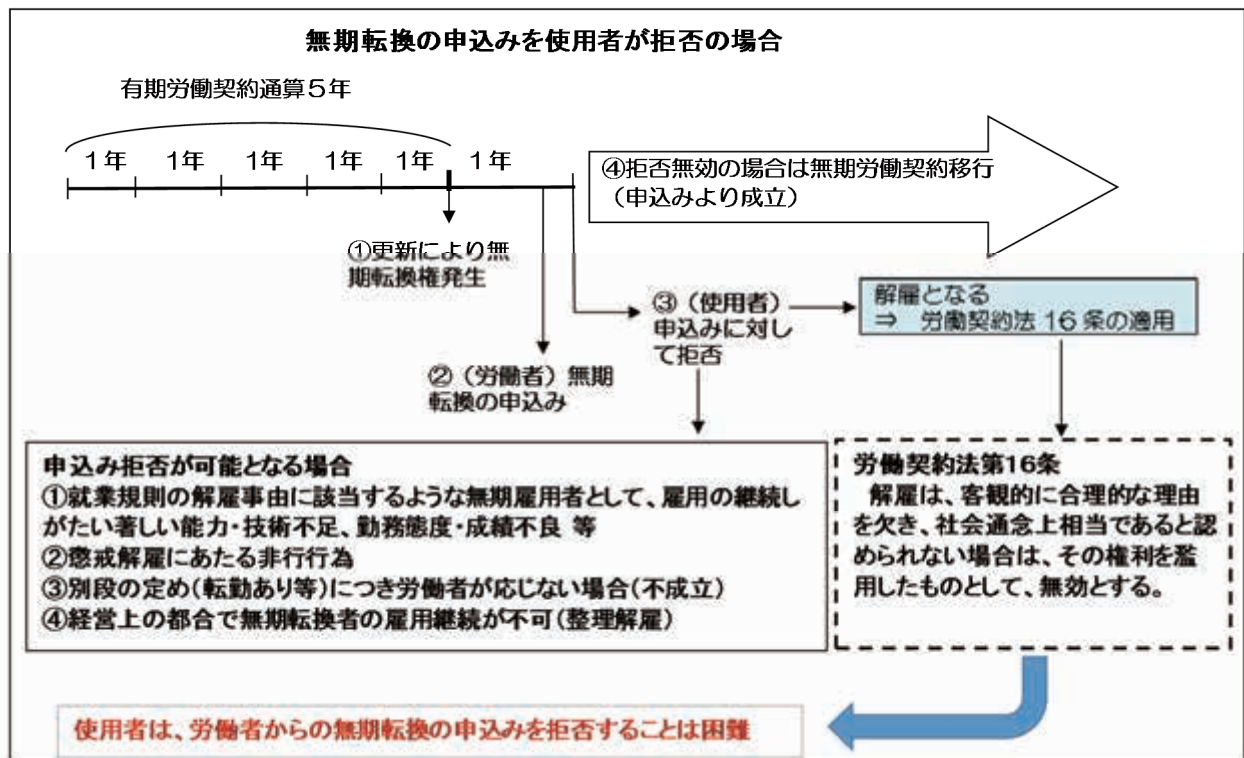
平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができる。

＜クーリング期間＞

空白期間（無契約期間）のこと。有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一使用者の下で働いていない期間）が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めない。

通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間があれば、それ以前の有期労働契約は5年のカウントに含めない。





この「無期転換ルール」を定めた改正労働契約法が平成 25 年 4 月 1 日に施行されてから 3 年目を迎え、通算 5 年をカウントする場合の折り返し時期にあたるところでもあり、無期転換が円滑に進むよう、厚生労働省は「無期転換後の労働条件のあり方について、労使であらかじめよく話し合い、就業規則や労働契約書などに規定しておくこと」と企業に呼びかけています。

就業規則等については、たとえば、現在「正社員は無期契約社員、非正社員は有期契約社員」という括りが一般的であり、多くの企業が正社員と非正社員との間で労働条件に諸々の差を設けていますが、有期から無期労働契約への移行が行われるようになると、無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となるので、短時間勤務で、かつ無期契約という、正社員と非正社員の中間的な労働者が発生することになります。このような「無期契約のパートタイム労働者」という、いわば準社員、転換社員という新タイプの労働者ですから、これらを対象とする新しい就業規則や労働条件の検討、整備が必要になるでしょう。

ところで、無期転換ルールの導入は、労働者

の雇用の安定を図ろうとするものですが、このルールの導入に伴い、有期契約労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

たとえば、平成 25 年 4 月 1 日以降の新規の有期契約について、契約時に「5 年を超えて更新しない」とする契約は有効と考えられ、多くの企業等で導入していると考えられますので、5 年以下の期間で契約終了となるケースが増加すると懸念されています。

厚生労働省では、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについてもよく理解し、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、対応するよう呼びかけています。

〔雇用改善〕

改正労働者派遣法のポイント

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長

キリン社会保険労務士事務所所長

特定社会保険労務士 入来院 重宏

平成 27 年 9 月 11 日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、9 月 30 日に施行されました。

今回の改正は、①労働者派遣事業の許可制への一本化、②労働者派遣の期間制限の見直し、③キャリアアップ措置、④均等待遇の推進、⑤労働契約申込みみなし制度等からなります。

①労働者派遣事業の許可制への一本化については、施行日以降、常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う「特定労働者派遣事業」と登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する「一般労働者派遣事業」の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となります。一般派遣事業の許可要件は「基準資産額 2,000 万円×事業所数」、「現金・預金 1,500 万円×事業所数」など、厳格な条件があり、経過措置はあるものの、今後はこれらの許可要件をクリアした企業のみ派遣事業を行うことになります。

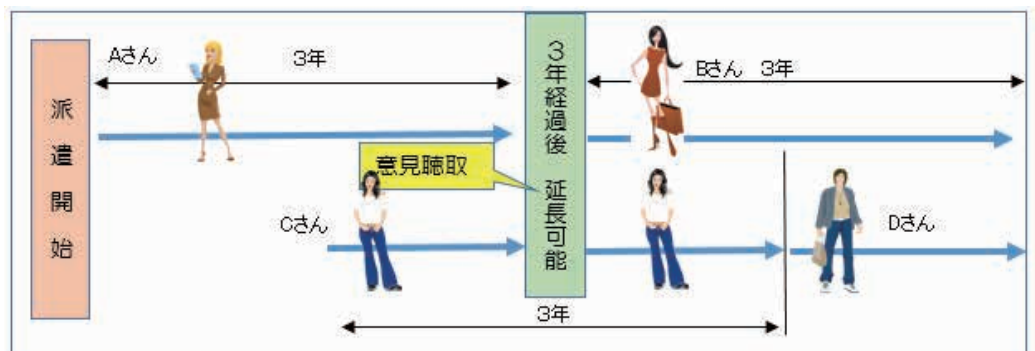
今回の改正では、とくに②労働者派遣の期間制限の見直しが大きなポイントです。改正前の、いわゆる「26 業務（ソフトウェア開発、秘書、添乗等）」への労働者派遣には期間制限を設けない仕組みが見直され、施行日以後に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣には、すべての業務で、次の 2 つの期間制限が適用されます。

派遣先事業所単位の期間制限

派遣先の同一事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則 3 年が限度となります。派遣先が 3 年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先の事業所の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります。

施行日以後、最初に新たな期間制限の対象となる労働者派遣を行った日が、3 年の派遣可能期間の起算日となります。（上の図では A さんを受入れた日が起算日となります。）それ以降、3 年の間に派遣労働者が交替したり、他の労働者派遣契約に基づく労働者派遣を始めた場合でも、派遣可能期間の起算日は変わりません。

したがって、派遣可能期間の途中から開始した労働者派遣の期間は、原則、その派遣可能期間の終了までとなります。派遣可能期間を延長した場合でも、個人単位の期間制限を超えて、同一の有期雇用の派遣労働者を引き続き同一の組織単位に派遣することはできません。（上の図では、A さんは、3 年経過後延長が可能となった場合は B さんと交替することになります。C さんも延長可能となった場合も 3 年が限度となり、引き続き派遣を受け入れる場合は D さんに交替することになります。）



派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一組織単位に対し派遣できる期間は、3 年が限度となります。組織単位を変えれば、同一の事業所に、引き続き同一の派遣労働者を（3 年を限度として）派遣することができますが、事業所単位の期間制限による派遣可能期間が延長されていることが前提となります。（この

お役立ち情報

場合でも、派遣先は同一の派遣労働者を指名するなどの特定目的行為を行わないようにする必要があります。) また、派遣労働者の従事する業務が変わっても、同一の組織単位内である場合は、派遣期間は通算されます。

なお、①派遣元事業主に無期雇用される派遣労働者を派遣する場合、②60歳以上の派遣労働者を派遣する場合、③終期が明確な有期プロジェクト業務に派遣労働者を派遣する場合、④日数限定業務(1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下であるもの)

に派遣労働者を派遣する場合、⑤産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に派遣労働者を派遣する場合は、例外として期間制限がかかりません。

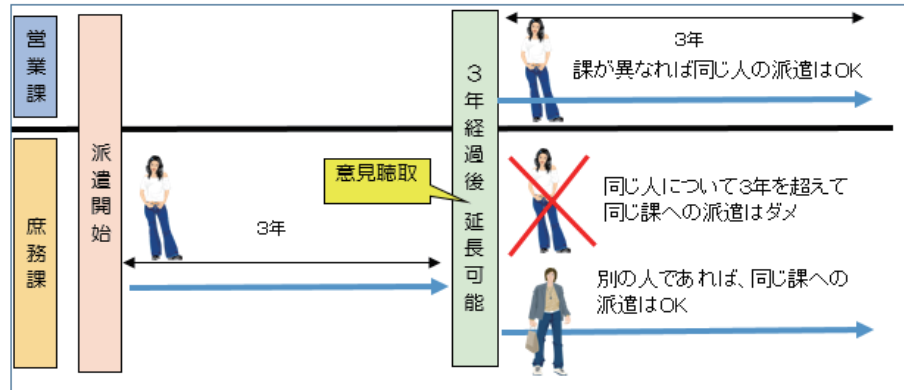
格差拡大を助長することにならないか

本来、派遣労働の期間制限は、派遣労働があくまで一時的・臨時的なものであり、正社員の代わりとして派遣労働者を使うことは許されないという理由で設けられたものですが、今回の改正では、上でみたように「事業所単位の期間制限」「個人単位の期間制限」があるというもの、労働組合等から意見を聞けば派遣労働者を使い続けることは可能であり、これらの期間制限は心もとなく、とても厳格なものとはいえません。

また、①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな派遣先の提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置といった「雇用安定措置」も用意されていますが、たとえば、①派遣先への直接雇用の依頼についていえば、派遣先が派遣元の依頼を断ることも自由であり、派遣労働者の雇用安定に繋がらないことも指摘されています。

法改正によって、本来、一時的・臨時的であるべき雇用形態である派遣労働が常態化し、正

社員として雇用されることを望む派遣労働者が不本意な派遣労働者の地位に甘んじることが余儀なくされてしまうことになりかねず、ひいては非正規雇用を拡大させ、貧困と格差を助長しかねないと心配する声も多く聞かれます。



アグリビジネス経営塾第676号(平成27年12月17日発行)

〔農業金融〕

「平成26年農業経営動向 分析結果」について

(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部
情報企画部 情報企画グループ

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業は、毎年ご融資先の農業者の決算データを基に、経営部門ごとにその動向を分析しています。

平成26年の決算データ(対象6,636先)を部門別に分析した結果、北海道畑作は豊作による収量増加で、また、養豚・ブロイラーは販売価格高に支えられ、増収増益となりました。一方で、稲作、茶は販売価格安などにより、また、肉用牛肥育はコスト上昇などにより個人、法人とも減益となりました。

<調査結果のポイント>

(1) 耕種部門は北海道畑作が増収増益、主力の稲作は米価安響く

- ・稲作は、26年産米の収量が前年産と同水準だったものの、米価が25年産に比べ、低下したことなどにより、個人、法人ともに減収

お役立ち情報

減益となりました。

- ・北海道畑作は26年産の作柄が天候に恵まれ、改善したことを受け、個人、法人ともに増収増益となりました。
- ・茶は、26年産の一番茶の生産量が回復しましたが、取引価格が前年を下回ったことなどにより、個人、法人ともに若干の減益となりました。

(2) 畜産部門は養豚、ブロイラーが増収増益、肉用牛は素畜費高など影響

- ・養豚は、26年の豚肉卸売価格が前年を上回る価格で推移したため、個人、法人とも増収となり、利益も大幅に増加しました。
- ・ブロイラーは、牛肉・豚肉が高値の中、堅調な需要に支えられて、鶏肉卸売価格が上昇したことを受け、個人、法人とも増収増益となり、法人は黒字転換しました。
- ・一方、肉用牛肥育は牛肉卸売価格が全品種とも前年を上回る価格で推移したことにより、個人、法人とも増収となったものの、飼料費や素畜費などの材料費が増加したため、個人、

法人とも大幅な減益となりました。

【問い合わせ先】

株式会社日本政策金融公庫
農林水産事業本部
情報企画部 情報企画グループ
Tel03-3270-2397

経営部門		法人経営			個人経営		
		サンプル数	売上高	経常利益	サンプル数	売上高	経常利益
新種	畑作	709	↓	↓↓	65	↓	↓↓
			▲5.4%	▲73.0%	1,482	▲7.0%	▲33.1%
	北海道畑作	29	→	↑↑	30	↑	↑↑
			0.6%	42.9%	8.5%	23.9%	
	果樹	37	→	↓↓	331	→	→
			▲1.6%	▲47.2%	0.0%	百万円未満	
	露地野菜	54	→	→	72	↑↑	↑
			2.0%	百万円未満	31.0%	13.3%	
	施設野菜	55	→	→	392	→	↓
			4.6%	百万円未満	0.4%	▲11.2%	
	施設花き	28	→	→	706	→	→
			1.1%	百万円未満	2.0%	百万円未満	
	茶	46	→	→	204	→	→
			0.7%	百万円未満	1.2%	百万円未満	
	きのこ	24	↑	↑↑	181	→	→
			9.9%	51.9%	▲3.6%	百万円未満	

・前年比(売上高) ↑↑:10%以上増 ↑:5~10%増 →:±5%増減
・前年比(所得・利益) ↑↑:20%以上増 ↑:10~20%増 →:±10%増減

注:所得・利益については、増減幅が百万円未満の場合は上記によらず→とした。また、黒字転換の場合は↑↑、赤字増小の場合は↑とした。

経営部門		法人経営			個人経営		
		サンプル数	売上高	経常利益	サンプル数	売上高	経常利益
畜産	酪乳	87	↑	→	80	→	↑
			5.6%	百万円未満	4.6%	16.8%	
	都府県	152	↑	↑↑	785	→	→
			5.9%	76.6%	3.8%	百万円未満	
	肉用牛肥育	120	↑	↓↓	458	→	↓↓
			5.7%	▲59.9%	0.6%	▲33.2%	
	養豚	201	↑	↑↑	142	→	↑
畜産	採卵鶏	74	→	↓↓	35	↑	↑↑
			1.1%	▲63.0%	5.9%	80.4%	
	ブロイラー	24	↑	↑↑	26	↑	↑↑
			7.3%	黒字転換	9.2%	29.9%	

↓:5~10%減 ↓↓:10%以上減
↓:10~20%減 ↓↓:20%以上減

〔農と医療福祉〕

**地域農業の担い手として期待される
社会福祉法人等**

農林水産政策研究所

総括上席研究官（農業・農村領域）

吉田 行郷

1. はじめに

近年、「農」と福祉が連携して農業分野で障害者が働ける場所を作ろうとする取組みが進展し、地域農業・農村にとってもいい影響が出てきていることを、昨年度、この紙面をお借りして 5 回にわたって紹介させていただいた。

本年度は、そうした取組み結果として、認定農業者や 6 次産業化認定事業者となるなど、地域農業の重要な担い手になりつつある社会福祉法人等（注）が相次いで誕生していることを 5 回にわたって紹介することとしたい。

2. NPO 法人「ピアファーム」（福井県あわら市）

NPO 法人「ピアファーム」は、当時障害者の就労活動の一つとして積極的に農業を取り入れていた社会福祉法人「コミュニティネットワーク福井」から 2008 年に独立する形で、設立された。その際、果樹栽培の作業を農家から受託するより、自分達で果樹経営を行った方が収益を上げられるとの判断から、独立を機に、果樹栽培を障害者の活動の中核に据えることを決定している。

当初は、近隣の農業生産法人が受託していた梨栽培の作業を譲ってもらい、受託作業を行っていたが、梨栽培の作業委託をしていた農家から樹園地を借り受けて、自ら梨の生産・販売を行う果樹経営を職員 3 人と障害者 12 人とで開始している。その後、ビニールハウスによるブドウ栽培にも着手し、アスパラガス、にんじん、さつまいも等の野菜の露地栽培及びハウス栽培にも取組み、その栽培面積を次第に拡大していった。実際に、「ピアファーム」の経営耕地面積の推移を見ると、2010 年には 2.7ha であ

ったのが、26 年には 7.3ha にまで拡大している（表参照）。

「ピアファーム」の経営作目については、①近隣丘陵地で跡継ぎのいない梨園を引き継ぐことで産地を継承する、②県内で生産の少ないブドウをビニールハウスで栽培することで新産地を形成する、③積雪が少ないことから、冬野菜の栽培が可能と判断し、野菜の周年作を実施する、④その際、各障害者ができることで作業工程を組み立てられる経営作目を選択するという考えの下で、選択されている。



（ビニールハウスによるぶどう栽培）

また、①栽培に必要な設備、機械は当初からは買わずに、借りることで暫くは対応し、3 年くらい辛抱して栽培を行い、大規模化の目途が立ったところで、初めて本格的な設備投資を行う、②認定農業者となることで（2011 年）、福祉関係の補助金だけでなく、農業関係の補助金、融資も積極的に活用する、③耕作放棄地となっている農地を上手く再生して経営面積を拡大する（2013 年までに 2ha の実績）、④地産地消を推進する農産物直売所の経営を行う（110 戸の農家等と契約をして関係を深める）、⑤梨、ブドウを活用した商品開発、観光ブドウ園の開設により収益性を高める、といった農業経営上の工夫を行ってきている。

表 ピアファームの経営面積、農産物販売金額等の推移

(単位：ha、千円)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 (見込)
経営耕地面積	2.7	3.7	4.5	6.5	7.3	7.3
農産物販売額(自家生産)	7,443	11,259	15,862	18,321	21,115	26,150
農産物直売所等販売額	15,867	17,081	24,594	42,266	109,533	229,210

資料：ピアファーム作成資料より。

こうした経営規模の拡大と経営上の工夫により、2014年度には、ピアファームが生産している農産物の総販売金額2千百万円、農産物直売所等での販売金額1億1千万円を実現している(表参照)。障害者が仕事の報酬としてもらう工賃についても2008年の2万3千円/月から2014年には4万3千円/月にまで増額させている。

また、こうした経営を実現した結果として、25人の障害者、27人の職員(うち9人は臨時職員)の働く場を創出し、梨園の経営継承や耕作放棄地の再利用により、地域農業の維持にも大きく貢献している。

(注) 本稿では、障害者の就労支援等を行っている社会福祉法人および障害者福祉に関する社会福祉事業を行う特定非営利活動法人のことを言う。



(農産物販売書を兼ねた事務所)

アグリビジネス経営塾第670号(平成27年10月29日発行)

〔農と医療福祉〕

地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等(その2)

農林水産政策研究所

総括上席研究官(農業・農村領域)

吉田 行郷

本年度は、農業分野で障害者に就労の場を提供するだけでなく、地域農業の重要な担い手となりつつある社会福祉法人等を5回にわたって紹介する。

第2回は、地元の農業大学校の卒業生を新規就農者として受け入れながら、農業分野で障害者の就労の場を確保するだけでなく、耕作放棄地等を積極的に引き受けることで、地域農業にとっても欠くことのできない担い手となっている兵庫県の「アゲイン」を紹介する。

NPO法人「アゲイン」は、2008年に、野菜生産を行いつつ、そこにニートや引きこもりを受け入れる支援事業を開始した(現在は年に2~3人の受け入れ)。さらに、2010年からは障害者の受け入れを本格化させて、現在は、障害者65人(知的障害者6割、精神障害者4割)と職員20人が所属する大規模法人となっている。また、2013年から農業生産法人「アゲインファーム」も併せて設立している。農業部門である「アゲインファーム」では、当初、0.7haの経営面積からスタートし、現在は4.6haにまで規模を拡大し、露地とハウス20棟を組み合わせ、珍しい野菜も含めて150種以上の野菜を生産している(写真参照)。また、自ら生産した野

表 アゲインの野菜販売額の推移

(単位:千円)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 (見込)
野菜販売額	1,468	3,213	7,881	15,854	23,522	50,250

資料:NPO法人「アゲイン」作成資料より。

菜を調整・出荷するための出荷センター「りん」、出荷作業所「まどか」も運営しているほか、パン工房「あすか」でパンの生産販売も行っている。

なお、「アゲインファーム」では35人の障害者が担当職員7人と共に、農業に従事しているが、7人の職員のうち5人が兵庫県立農業大学の出身者であり(最年長者が24歳)、こうした農業を志向する若者達が、障害者と向き合いながら、共に農業を行っているのが大きな特徴となっている。

具体的には、各農場担当職員が、それぞれ6～7人の障害者と一緒に班を組み、班長として、それぞれが担当する野菜について(例えばA班は水稻専門、B班はニンジン中心、C班は軟弱野菜中心といった分担を行っている)、試行錯誤を繰り返しながら生産技術を身につけ、生産能力を高めてきている。こうした生産技術に裏付けされて、沢山の種類の野菜を高品質で生産できるようになったことが、他の野菜作農家との差別化を可能にし、野菜専門の販売店や近隣の直売所、首都圏のレストラン等から高い評価を受けて、それぞれとの契約栽培を実現している。また、地元市場の仲買業者にも買い付けられ、地元の食品スーパーにも卸されている。

こうした生産・販売の努力により、「アゲイン」の野菜の販売額は、平成23年の320万円から、26年には2,350万円にまで増加し、27年には5千万円を超える見込みとなっている(表参照)。

「アゲイン」では、これまでも耕作放棄地を復元しながら経営面積を増加させてきたが(こうした耕作放棄地の復元水田が多いため、現在

の借地4.6haは、35筆あって分散している点が課題となっている)、こうした復元のノウハウを活かしながら、今後も経営面積を拡大させていく予定である。



(NPO法人「アゲイン」のホームページより)

さらに、漬け物の製造で6次産業化の認定事業所にもなったことから、今後は、野菜生産だけでなく、自社で生産した野菜を原料とした漬け物の製品開発とその販売にも取り組むこととしている。



(写真提供: NPO法人「アゲイン」)

〔農と医療福祉〕

地域農業の担い手として期待される
社会福祉法人等（その3）

農林水産政策研究所

総括上席研究官（農業・農村領域）

吉田 行郷

本年度は、農業分野で障害者に就労の場を提供するだけでなく、地域農業の重要な担い手となりつつある社会福祉法人等を 5 回にわたって紹介する。

第 3 回は、社会福祉法人から独立して 30ha を超える経営規模となった農業生産法人が、自法人で働く障害者の居場所を作るために福祉事業所を立ち上げた福井県の（有）「あわら農楽ファーム」（農業生産法人）と（株）「農楽里（のりり）」を紹介する。

きっかけは、障害者の就労の場を拡大しようと社会福祉法人「C・ネットふくい」のあわら事業所が 1998 年から農業を始めたことによる。その後、農業を本格的にやるためには、農業生産法人になる必要があるとの認識から、2001 年に「C・ネットふくい」あわら事業所より（有）

「シーネット坂井」が独立し、農業生産法人となっている。この時、あわら事業所で農業に従事していた障害者は、「シーネット坂井」に「施設外就労」という形で農作業を行うために出かけて、作業受託料金を得るという関係を構築していた。その後、「シーネット坂井」では、周囲のリタイアする農家から農地を借り上げ、順調に規模拡大を進め、2008 年には水田経営規模が 30ha を超えるまでになっており（2006 年には認定農業者として認定される）、農産物及び農産物加工品の販売額も 6 千万円を超える状況となっていた。

しかしながら、2008 年から 2011 年にかけて、米の乾燥調整施設の整備、食品加工・調理施設の整備、観光いちご園の整備と 6 次産業化を進めていく中で、次第に専門的な仕事、高度な技

術が必要な仕事が増えてきた。このため、「シーネット坂井」では、単に、福祉事業所から「施設外就労」で配属された社員で農作業に当てるのではなく、2～3 年の経験を経て、知識・技術を習得し効率的に農作業やその他の作業をこなせる人材を確保し、育てるため、自ら福祉施設（雇用契約に基づき障害者を雇用する「継続支援 A 型事業所」）である（株）「農楽里」を 2013 年 4 月に立ち上げた。また、「シーネット坂井」自体も同年 11 月に、（有）「あわら農楽ファーム」に改称している。

（有）「あわら農楽ファーム」は、現在、5 人の社員により、①28ha の水稻生産（うち 11ha は加工用米）、②4.8ha の畑で、露地野菜（1.0ha）、施設園芸（1.5ha）、大豆・そば生産（2.3ha）、③10a の 3 連棟大型ハウスで観光いちご園を経営するほか（雪の降る福井県下では初の取組み）、④農産加工施設において、餅製品（かきもち、あられ）、柿製品（あわせ柿、あんぼ柿）を製造し、⑤米の乾燥・調整・精米施設において、精米と玄米の生産も行っている。

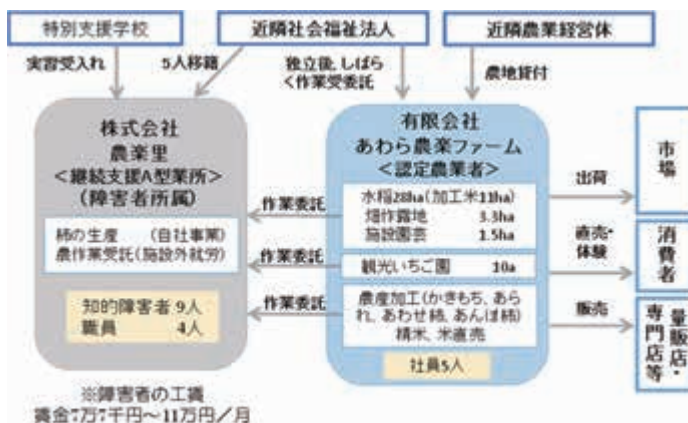


図 (株)農楽里と(株)あわら農楽ファームとの関係図



＜観光いちご園内の様子＞

お役立ち情報

これに対して、新たに立ち上げられた（株）「農楽里」には、9人の障害者（全員が知的障害者。5人は「あわら事業所」からの移籍）と4人の職員が属し、①自社事業としての柿の栽培・販売（面積1.6ha）、②「施設外就労」の形で「あわら農楽ファーム」の農作業を受託して作業料金を得ている。

現在、「農楽里」では、柿の木の剪定、柿の実の収穫、柿の実の皮むき、メロンハウスの組み立て、メロンの収穫、いちごの定植準備、稲の育苗、田植え補助（苗運び等）、水田と畑の草刈り、稲刈り、精米、芋類の定植と収穫、あられ作り、あんぽ柿の加工等といった多様な作業を、職員の指導の下で障害者が通年で行っている。

今後もしタイアする農家から農地を引き受ける予定となっており（2015年には2.5ha増加）、そうした規模拡大への対応、いちご園での障害者の活用（現在は、いちごが実る前の作業のみ障害者が実施）によって、さらに障害者の働く場の拡大を目指している。



＜あんぽ柿の製造＞

＜観光いちご園のいちご＞

アグリビジネス経営塾第680号（平成28年1月28日発行）

〔農と医療福祉〕

地域農業の担い手として期待される 社会福祉法人等（その4）

農林水産政策研究所

総括上席研究官（農業・農村領域）

吉田 行郷

本年度は、農業分野で障害者に就労の場を提供するだけでなく、地域農業の重要な担い手と

なりつつある社会福祉法人等を5回にわたって紹介している。

第4回は、企業グループ全体で年商20億円を誇る農業生産法人（株）「舞台ファーム」が、障害者が働く場所の提供のためにグループ企業として迎え入れた（一社）「ステージパス」を紹介する。

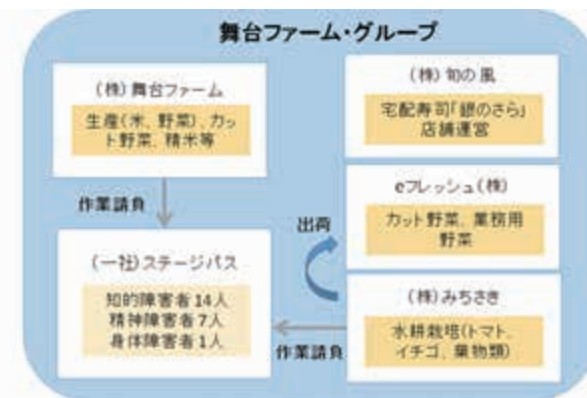


図 舞台ファーム・グループにおける法人間の関係図

2003年に有限会社として設立された「舞台ファーム」は、2004年に株式会社化され、その後、野菜生産と米生産の規模を拡大しつつ、農産物加工（カット野菜、精米）にも着手するなど経営を多角化させてきている。また、2011年の東日本大震災では、県内5ヶ所の水田・畑地約40haのうち約7割が津波による大きな被害を受け、一時は4億円の負債を負った。しかし、野菜のカット工場等の中心施設は被害を免れたこともあり、その後順調に償還を終えて、現在は年商が20億円に達する経営規模となっている。その経営拡大の一環として、2013年には、グループ企業として2万7千㎡のハウスで野菜やイチゴの水耕栽培を行う株式会社「みちさき」を設立した。また、翌2014年には、障害者の雇用と一般就労に向けた支援を行う一般社団法人「ステージパス」がグループ企業として参入した。

「ステージパス」は、グループ企業の支援により障害者就労継続支援A型事業所として2013年に認可され、現在は22人の障害者（知的障害者14人、精神障害者7人、身体障害者1人）が所属している。

お役立ち情報

「ステージパス」としては、「暮らしに最低限必要な環境づくり、衣食住をテーマに、それぞれに関わる仕事をする」というコンセプトで事業を組んでいる。具体的には、障害者が行う業務として、古着のネット販売・店舗販売に加えて、グループ内企業の「舞台ファーム」と「みちさき」から作業を請負い、野菜の加工補助、水耕栽培の補助作業を行っている。「舞台ファーム」では、野菜の補充、納品ケースの洗浄、ラベル剥がし、残渣の処理等に4人が従事しており、「みちさき」では、定植作業、パネル洗浄作業、葉がき作業、商品パッケージの組み立て等に7人が従事している（22人中11人が農業関連の作業に従事）。



＜「みちさき」における水耕栽培用のパネルの洗浄風景＞

「舞台ファーム・グループ」では、障害者の所属する一般社団法人と農業生産法人とが組むことにより、既存の農業用施設を上手く活用することで、大きな投資を行わなくても、障害者が働く場所を確保できることが、今回の企業グループ内での連携の最大のメリットだと評価している。

また、「舞台ファーム」や「みちさき」での障害者の労働に対しては、一部で労働対価制を取っており、労働の対価として、それぞれの生産物を受け取り、それらを自分達で施設内のマルシェや地域の飲食店やホテル、イベント会場等で販売している。このように、自分達で農産物の販売まで行うことにより、障害者が自立、成長する一助となる達成感、充実感を得ることができている。



＜オリジナル・マルシェでの販売風景＞



＜「みちさき」の商品とオリジナル・ジェラート＞

また、現金で企業から報酬を得ることより、本来であれば規格外となるような市場価格の低い農産物を労働対価で引き取り、新たな地域流通の仕組みを創ることにより、相互に収益を拡大できるというメリットも生まれている。

今後についても、障害者の受け入れ先である「舞台ファーム」と「みちさき」が、共に事業を拡大しているので、「ステージパス」の受注も拡大すると見込んでいる。さらに、事業拡大分だけでなく、既に障害者を受け入れている作業における作業人数の増加や障害者が行う作業の種類を増やすことで、障害者の受け入れ人数を一層拡大させたいとしている。こうした状況を受けて、「ステージパス」では、今後も障害者雇用の定員を引き続き拡大していく予定である。加えて、「舞台ファームグループ」全体としては、障害者のスキルアップを図り、グループ内での障害者雇用や農業生産法人への就職を拡大させるために、農業部門に特化した障害者向けのカレッジの開設も検討している。

〔農と医療福祉〕

地域農業の担い手として期待される社会福祉法人等（その 5）

農林水産政策研究所

総括上席研究官（農業・農村領域）

吉田 行郷

本年度は、農業分野で障害者に就労の場を提供するだけでなく、地域農業の重要な担い手となりつつある社会福祉法人等を 5 回にわたって紹介している。

最終回の第 5 回は、企業と JA が連携して、地域の農家に農業生産法人を立ち上げてもらい、そこで障害者の働く場を確保するという新しい取り組みを行っている宮城県松島町の（株）あすファーム松島を紹介する。

農業分野で障害者の働く場を確保して、そこで障害者の一般就労に向けた就労支援を行いたい企業（株）アイエスエフネットと東日本大震災の被害を受けた地域農業を再興させたい JA せんだいとが連携し、地域の農家 22 戸と（株）アイエスエフネットが出資する形で農業生産法人（株）あすファーム松島が 2014 年 1 月に設立されている。また、同時に（株）アイエスエフネットライフ松島事務所（就労継続支援 A 型事業、就労移行支援事業：各定員 10 人）も立ち上げられ、そこに所属する障害者が、（株）あすファーム松島に通って農作業を行う仕組みを構築している（障害者 20 人のうち 7 人が農業を仕事の中心にした農業班に所属）。このような仕組みとしたのは、「1 戸の農家に障害者の受け入れてもらう形で、農業分野での障害者就労を実現しても地域から浮いてしまうのではないか」との危惧から、地域の農家全員に出資してもらった農業生産法人で障害者に働いてもらうことで、「地域全体で障害者を受け入れた」という形を作ることに成功している。

（株）あすファーム松島では、2015 年 9 月現在、従業員 10 人（正社員 5 人）で、現在 3.5ha

の経営面積（水田 1.1ha、畑地 2.0ha、ブルーベリーの観光農園 0.4ha）を使って、米のほか、40 種類以上の野菜を露地と施設で栽培している。また、農産加工品の製造企業とも提携して、農産加工品への原料供給と加工品の販売にも取り組んでいる。こうした多様な農作業、農業関連作業を作り出し、それらの作業が、（株）あすファーム松島から、福祉施設である（株）アイエスエフネットライフ松島事務所に委託され、通常は施設の職員 2 人（地域の農業者を職員として雇用）と農業班の障害者 7 人が組んで施設外就労の形でそれらを実施している（収穫で忙しい時などは、20 人全員が農作業にでることもある）（図を参照）。（株）アイエスエフネットライフ松島事務所に所属している障害者は（株）あすファーム松島で働くだけでなく、松島町の役場を通じて要請があれば、訓練の位置付けで農家の手伝いにも出向いている。

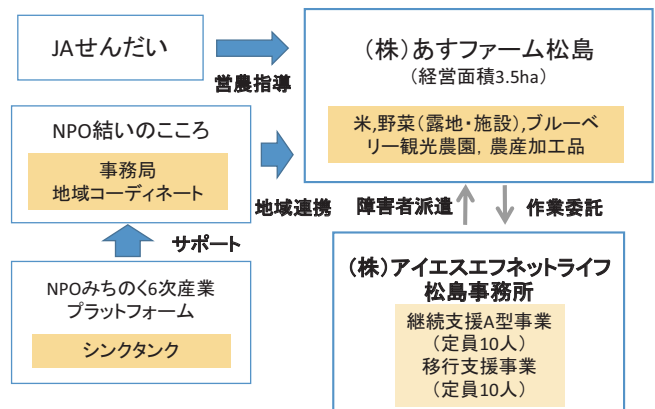


図 あすファーム松島を中心にした連携の関係図

就労継続支援 A 型事業所に所属している障害者は時給 730 円で勤務し、10 万円／月の給与が支給されており、移行支援事業に属する障害者には工賃として毎日 1,000 円が支給されている。どちらに所属している障害者にも最終的には企業就労をしてもらう就労訓練という位置付けで仕事をしてもらっている。このような形で就労訓練として農作業を行った結果、2014 年度～2015 年度にかけて 6 人の障害者の一般企業への就労を実現している。

＜ハウスにおける作業風景＞



＜ビニールハウス内＞



＜収穫されて出荷を待つ野菜＞



以上、2015 年度は、5 回にわたって地域農業の重要な担い手となりつつある社会福祉法人等を紹介してきたが、いずれの事例も、単に障害者の精神や健康のためや、障害者の工賃を引き上げるためだけに農業をするというのではなく、地域農業を支える大きな戦力となっていた。こうした事例を増やしていくためには、今回紹介した事例で JA が大きな役割を果たしていたように、何よりも農業関係者の理解と協力が必要不可欠である。

〔保険〕

畜産経営における事業継続・経営

安定化をサポートする

『再生産費用補償保険』について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企画開発部

1. 畜産経営を取り巻く伝染病・自然災害のリスク

畜産経営を取り巻くリスクは様々ですが、特に監視伝染病や自然災害によるリスクは非常に大きいと考えられます。平成 22 年に南九州で発生した口蹄疫については、発生県の畜産農家のみならず畜産業界・流通業界を巻き込んで非常に大きな経済的・社会的な影響を及ぼしたところです。

グローバル化の進展により海外から一層の物流が加速される中、海外由来悪性伝染病の発生リスクは、今後定性的に高まる可能性があり、また、昨今の天候不順による自然災害の多発にも留意する必要があると思われます。

2. 現行の各種セーフティネットを補完

前述のような畜産経営特有のリスクに対して、農業災害補償法に基づく「家畜共済」、家畜伝染病予防法に基づく各種手当金制度、あるいは「家畜防疫互助事業」など、自助・公助を含めて重層的なセーフティネットが整備されています。

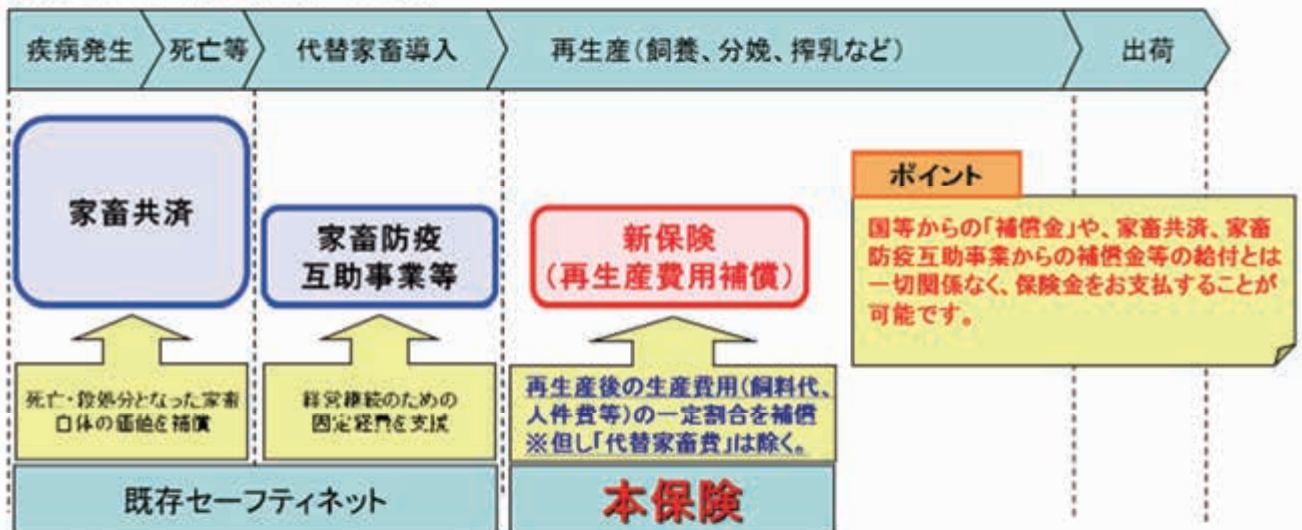
しかし監視伝染病や自然災害の発生により、飼養家畜が死亡した場合、「経営が正常化するまでの間の生産コストの補償」という部分について、現行手当が無かったため、今般新たな商品を開発しました（2014 年 10 月から販売開始）。

3. 再生産費用補償保険の概要

（1）補償内容、対象畜種

以下の事由により、畜産事業者の飼養家畜が死亡、廃用または行政から殺処分命令を受けた

【疾病発生・死亡等～再生産・出荷までの流れ】



代替家畜導入以降の、飼育・肥育生産コストの一部を補償することで、畜産事業者様の経営継続支援を行います。

場合に、飼養家畜 1 頭あたりあらかじめ定めた保険金 (※) をお支払いします。

- ①火災、自然災害 (地震・津波・噴火は除く)
- ②牛・豚固有の家畜伝染病予防法に規定されている監視伝染病 (法定伝染病および届出伝染病) の罹患

③輸送中の輸送用具の衝突・転覆

④その他畜種に応じた拡張補償

・肥育牛：牛白血病の罹患による全部廃棄処分損害

・哺乳子豚：PED (流行性下痢) の罹患死亡

※畜種別に再生産費用 (飼料代、人件費等) の 30%～50% で定めます。

対象畜種		1 頭あたりの補償金額の例
肉用牛 (6 ヶ月齢以上が対象)	肉専用繁殖雌牛	109,000 円
	去勢若齢肥育牛	146,000 円
	交雑種肥育牛	130,000 円
	乳用雄肥育牛	79,000 円

乳用牛 (6 ヶ月齢以上が対象)	乳用牛	107,000 円
	乳用雄肥育牛	79,000 円
豚 (繁殖種豚は 6 ヶ月齢以上、肥育豚は日齢 20 日以上が対象)	繁殖種豚 (雌)	17,200 円
	肥育豚	10,000 円

(2) 加入方法、保険期間

経営体単位で対象畜種について全頭一括加入いただきます。保険期間は 1 年 (1 年更新) です。

(3) 保険料例

肉用牛：交雑種肥育牛 1,000 頭飼養の場合、保険料は約 77 万円です。養豚：繁殖種豚 100 頭、肥育豚 1,000 頭飼養の場合、保険料は約 10 万円です。

4. 再生産費用補償保険に関する Q & A

再生産費用補償保険に関して、よくお問い合わせを受ける内容について Q & A 形式にまとめました。

Q1：農場単位で加入できないのか。

⇒A：経営体単位で一括加入いただくこととしています。

お役立ち情報

Q 2 : この保険に加入して保険金を受け取ると、国等からの補償金や家畜共済の共済金、家畜防疫互助事業の互助金が削減（控除）されてしまうのではないかと。

⇒ **A :** 本保険は、被保険利益（保険の目的）が飼養家畜そのものではなく、再生産に必要な費用の一部（将来発生するであろう費用）であり、補償する内容が重複していません。そのため、国等からの補償金などが削減（控除）されることはありません。

Q 3 : 自然災害には地震、津波、噴火は含まれるのか。

⇒ **A :** 地震、噴火、津波は除きます（補償しません）。

Q 4 : 無事故だった場合の「無事故戻し」や「満期金」はあるのか。

⇒ **A :** 本保険には「無事故戻し」や「満期金」はありません。ただし保険料につきましては全額損金処理が可能です。

損保ジャパン日本興亜では、既に本年3月15日を保険始期とする会員向け団体保険制度をスタートさせています。

2015 年内に中途募集を行う予定ですので、是非経営安定化の一策としてご検討下さい。
（中途募集の時期等詳細につきましては別途ご案内いたします）

【お問い合わせ先】

（引受保険会社）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企画開発部 担当：大川 TEL 03-3349-3851

FAX 03-3348-7395

アグリビジネス経営塾第 658 号（平成 27 年 7 月 9 日発行）

〔保険〕

「安心・安全のための食品リスクマネジメント」について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企画開発部

1. 食品業界を取り巻く様々なリスク

いま、食品業界では、景気回復の兆し、食品・農産物の輸出倍増戦略（1 兆円目標）などの「追い風」と人口減少・原材料高、消費者の厳しい目などの「向かい風」が拮抗しています。「向かい風」を打ち払い、「追い風」に乗るためには、商品価値（おいしさ等）に加えて「安全と安心のマネジメントの充実」が求められます。



2. 取り組むべきリスクマネジメントと支援サービス

①全社リスクマネジメント

(ERM: Enterprise Risk Management)

企業においては、食品リスクを含め、事業活動に著しい損害をもたらす重大なリスクに対して、継続的に取り組む必要性が求められています。

リスクマネジメント体制構築としては、ISO 31000のフレームを基本に、全体リスクマネジメント規定の作成支援を含めて、全体的なリスクマネジメント（ERM）の体制構築に関するコンサルティングを実施し、リスクの洗い出しからリスクマップの作成、対応優先リスクの選定、リスクモニタリング手法の指南など、

お役立ち情報

独自のノウハウと知見で、全社的リスクアセスメントを支援します。

②コンプライアンス体制構築

法令だけでなく、社内ルールや常識を守って安全な食品を提供するためのコンプライアンスの仕組みづくりとして、組織体制やルールを点検し、課題を整理したうえで、コンプライアンス体制構築に関する助言、企業行動規範等の文書化作成を支援します。

役職員を対象にした、独自の「無記名式のアンケート調査（社員満足度調査）と分析手法」により、職場に潜む問題点（リスク）を見える化し、改善・徹底のための基礎資料づくりと提言を実施します。

③食品安全マネジメント

食品衛生管理活動の定着・徹底（5S（7S）のレベルアップ）に向け、制定された管理ルールの見直しと再設定のための体制構築と、習慣化するための進捗管理の方法を指導・支援します。

HACCP（ハサップ）プランの導入や見直しISO22000／FSSC22000の認証を支援します。

④食品表示チェック・監査

食品衛生法やJAS法など食品表示に関する規定・ルールに逸脱がないか確認・チェックを行うとともに、改善に向けたポイントをまとめレポートとして提供します。

⑤危機管理（事故対応）

重大な食品事故だけでなく、重大な不祥事や災害・情報漏えいなども視野に入れた「全社的危機管理体制構築・整備」や「危機管理規程」等の作成支援します。

危機管理に関する対応マニュアルの整備や、実際に事故が発生した場合のシミュレーション訓練（「情報収集・集約→状況判断→対応措置」「情報連携→プレス資料作成→模擬記者会見」を実施する本格的訓練。）を実施します。
※上記は、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント社のコンサルティングサービスの一例です。

3. リスクマネジメント体制構築の取り組み例

各企業のリスクに応じて各種サービスメニューを組み合わせたり、カスタマイズして、「安心・安全のマネジメント」の拡充を図ることができます。

<レストランを経営するA社>

（お悩み）

- ・ 見えないリスクが多すぎていつも後手後手だ。
- ・ もし繁忙期に食中毒が出たら大混乱する。



①体的リスクマネジメント

- ・ リスク洗い出し・算定・評価
- ・ リスクマネジメント体制構築

⑤危機管理

- ・ 食中毒マニュアル作成
- ・ セミナー実施
- ・ メディアトレーニング実施

<加工食品を製造・販売するB社>

（お悩み）

- ・ 当社の食品表示が本当に正しいのか自信がない。
- ・ 誤表示した場合は必ず回収すべき？



②コンプライアンス

- ・ 食品事故に関する教育支援

④食品表示

- ・ 表示適切性チェック・表示確認体制チェック
- ・ 表示制度に関する教育支援

⑤危機管理

- ・ 危機管理体制是正提言

4. 保険でのリスクヘッジ

損保ジャパン日本興亜では、食品リコール保険「フードリコール・プラス」をご用意しています。

これは、製造、加工、販売または供給した製品について、「汚染」または「犯罪起因事故」が発生した場合に、対象商品を回収するための

お役立ち情報

費用等を補償する保険です。付帯サービスとして、万一、リコールが発生した場合に、コールセンターや物流機能（回収）を支援する「緊急時サポート総合サービス」も提供しています。

【お問い合わせ先】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企画開発部 担当：大川 TEL 03-3349-3851

FAX 03-3348-7395

アグリビジネス経営塾第 654 号（平成 27 年 6 月 4 日発行）

〔その他：労災〕

農業法人の農業労災予防に関する 実態調査結果報告（その 1）

一農作業事故の実態と労働安全衛生教育の重要性を中心に一

東京農業大学 国際食料情報学部

教授 北田 紀久雄

助教 原 温久

1. はじめに—農業労災に関する実態—

農作業事故死は昭和 46 年から平成 24 年までの約 40 年間にかけて 16,186 件も発生しており、毎年多くの尊い命が失われている状況にある。

事故死の発生件数について、昭和 46 年を 100 とした指数では、農作業事故死の値が他の事故死と比較し低下していない状況（ほぼ横ばい）

（注 1）にある。特に従来は危険業種の代表格といわれてきた建設業の事故死件数は、昭和 46 年を 100 とした場合、平成 24 年に 15.8 まで減少させていることから農業界における労災予防や補償対策の充実は喫緊の課題といえる。

しかも過去 10 年間（平成 15～24 年）では、年平均 389 人の農作業事故死が起きている。ひとたび農作業事故が起これば、本人や家族に不幸をもたらすだけでなく、経営全体に大きな影響を受けることは免れない。特に農業の場合は、農作業の適期や従業員数が限られていることから、農繁期に貴重な戦力である従業員が労災

事故等で不足することになっては経営にとっては大きなリスクとなる。

また、政府は成長産業の 1 つとして、農業を位置づけ、政策目標として平成 32 年度までに農業法人を 5 万法人とする数値目標を示すなど、農業界における農業法人等の組織経営体の役割・位置づけは高まっていくことが見込まれている。

一方で、個人経営の際に暫定任意適用事業（注 2）であったとしても、経営を法人化し、従業員を 1 人でも雇用していれば労災保険の加入が義務づけられる。法人経営を今後増やす際には、そうした従業員の労災保険や労働安全衛生に関する知見を法人経営者がいかに認識するかが重要である。

さらに、日本全体を見た場合、既に超高齢社会に突入しており、労働人口の減少は避けられない問題である。農地の集積やロボット化、女性や高齢農業者の働きやすい環境づくり、といった経営の効率化や労働資源の有効活用を進めることも重要だが、農業が他産業と比較して魅力ある産業として求職者に選択してもらうことが必要である。こうしたことから、リスクアセスメントの実施による、農業労災予防策を講じることが求められており、農業労災予防に関する取り組みを現場の農業者や農業界全体で推進していくことが必要である。

2. 調査の目的・概要

本来、農作業事故防止に向けては、事故が発生する要因の解明や事故防止につながる取り組み手法を明らかにすることが求められる。それに加えて、日々の新たな情報の取得や労働安全衛生教育の実施等は必要不可欠であるといえる。

ところが、これまでの農作業事故に関する調査・研究は農家を対象としたものが中心であり、農業法人を対象とした調査・研究はみられない。今日、わが国農業の主要な担い手としての役割が期待される農業法人の健全な経営の確保・確立のため、安心安全な労働環境を確立し、有能

表1 アンケートに回答した農業法人の属性

(単位：農業法人数)

従事者数			女性の有無			65歳以上の従事者の有無			労災保険特別加入制度の加入の有無		
	実数	割合		実数	割合		実数	割合		実数	割合
1～9人	238	46.5	いる	456	93.3	いる	287	64.6	加入している	325	64.2
10～19人	148	28.9	いない	33	6.7	いない	157	35.4	加入していない	181	35.8
20人以上	126	24.6									
合計	512	100.0	合計	489	100.0	合計	444	100.0	合計	506	100.0

経営作目(複数回答)			経営形態			生産地の立地条件		
	実数	割合		実数	割合		実数	割合
水稲など	230	44.7	生産	151	30.6	都市化・都市近郊地域	49	9.9
施設野菜	129	25.1	生産・直売	171	34.7	平地農村地域	242	48.9
露地野菜	161	31.3	生産・直売・加工	129	26.2	中山間地域	204	41.2
果樹	75	14.6	生産・直売・観光	12	2.4			
花卉	43	8.4	生産・直売・加工・観光	30	6.1			
畜産	103	20.0						

な人材確保を図る上でも農作業事故防止は重要な課題の一つであるといえる。

そこで、農作業事故の発生要因や事故防止の取り組み実態を明らかにすることで、今後の農業法人における農作業事故防止活動に寄与する新たな課題を抽出することを目的に昨年度(平成26年度)、日本農業法人協会の会員を対象としたアンケート調査を実施した。

本調査の回答者の属性を示すと、表1の通りである。特に、農業法人経営者(とその家族)が加入する労災保険特別加入制度の加入現状は64.2%であり、こうした制度の加入促進を図ることは1つの課題である。

なお、次回詳細を報告するアンケート結果によれば、法人設立以来の農作業事故の有無については、49%と半数が経験していることや農作業事故防止対策を実施している法人が約7割を占めたものの、その取り組み内容には課題も大きいことが明らかとなっている。

さらに、法人外での労働安全衛生教育の実施については約2割と低い値に止まっている点も問題点として指摘される結果となった。

次回こうした点について、実態調査の結果の詳細を報告する。

【脚注】

(注1) 平成24年(指数)で、建設業事故死が15.8、交通事故死27.1、他産業労災事故死19.7に対し、農作業事故死は96.2と低下がみられず高いままとなっている。

(注2) 暫定任意適用事業とは、「民間の個人経営の農業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの」等に該当する事業体のことである。

【引用・参考文献】

三廻部眞己(2012)『農作業事故は“なぜ”どうして起きるのか一事故を防ぐノウハウと補償対策一』日本農業新聞。
三廻部眞己(2015)「日本農業労災学会がめざす事故予防のノウハウと労災補償対策」『農業労災研究』日本農業労災学会、第1巻第1号、7-14。

アグリビジネス経営塾第669号(平成27年10月15日発行)

〔その他：労災〕

農業法人の農業労災予防に関する 実態調査結果報告(その2) 一農作業事故の実態と労働安全衛生教育の重要性を中心に一

東京農業大学 国際食料情報学部
教授 北田 紀久雄
助教 原 温久

今週のアグリビジネス経営塾は、昨年度、東京農業大学と日本農業法人協会（経営強化委員会）が共同で実施した、「農業法人の農業労災予防に関する実態調査」の調査結果・第二報となります（第一報については第 654 号を参照ください）。

今回は、農業法人における農作業事故や事故防止対策の実態等の調査結果の詳細について報告いたします。

1. 農業法人における農作業事故の実態

アンケート調査の結果、「作業事故あり」と回答した農業法人は 49%と、約半数が事故を経験している状況にあった。また、この中で、死亡事故があった法人は 4 法人であった。

事故の要因を部門別にみると、耕種部門における農業機械の事故では「乗用型トラクター」、「動力刈払い機」が多い結果となった。また、「加工用機械・施設作業」の事故も多く、多角経営を行っている農業法人特有の特徴といえる。

性別では、雇用者数の関係から事故は男性が圧倒的に多かった。女性では、「加工用機械・施設作業」の事故が多いという特徴がみられた。また従事者数が多い・経営が多岐にわたる農業法人ほど、事故の割合は高まる傾向がみられた。

農作業事故につながった要因については、「安全軽視」（農業従事者）が 33.5%と最も高く、次いで「技量・知識不足」（農業従事者）19.1%、「心理・肉体面」（農業従事者）18.6%、「ほ場環境」（農作業環境）16.5%の項目が上位に位置した。この傾向から、農作業事故の要因は、農業従事者自身による人的要因と作業環境条件から生じているといえる。これらを踏まえると、法人においては今後、従業員に対する安全確認のミーティングの実施や機械等の農作業安全の訓練、従業員の適切な労働管理のほか、ほ場環境の整備・危険個所の把握などが事故を防止する上で重要になると指摘できる。

2. 農作業事故防止対策と労働安全衛生教育の実施の有無

農業法人内で農作業事故防止対策を行っている法人は 67%であった。農作業事故の有無と農作業事故防止対策の有無とのクロス集計結果では、農作業事故を経験していない法人よりも事故を起こしたことのある法人の方が防止対策に取り組む割合が高かった。このことから、農業法人では事故を契機として防止対策に取り組んでいると推測される。

防止対策の具体的内容については、農薬や燃料、機械、従事者の労働時間・健康の管理、危険な作業の把握や指示などの割合は高かったが、「始業時に安全・事故発生時の緊急対応のミーティングを実施している」、「労働安全の責任者を置いている」、「「ヒヤリ」・「ハット」した体験の報告の義務づけを行っている」、「新たな安全情報を日々チェックしている」などの項目は低かった。

一方、農業法人外での労働安全衛生教育を行っている法人は 22%にとどまり、法人内での取り組みと比較すると大幅に低い結果となった。

農業法人が要望する農作業事故防止に必要な対策・取り組みの結果では、「農作業事故や「ヒヤリ」・「ハット」した体験の情報収集」61.9%が最も高く、このほか「農機点検・整備サポートの実施」50.8%、「農作業安全に関する講習会の実施」44.2%、「ほ場・農場の危険個所の調査・啓発」34.3%が上位となる結果となった。

3. 農業法人における農作業事故防止に向けた今後の方向性

農業法人における農作業事故の防止に向け、今後以下の点が求められる。

第 1 に、農業法人では今後、経営の多角化（6 次産業化など）に伴い、加工用機械・施設作業（とくに女性の役割）の増加が見込まれることから、経営の多角化に対応した事故防止への取り組みが重要になる。また施設も大型化すれば重大事故につながる可能性が高く、大規模化に伴い、より高度なリスク管理が求められる。

第2に、実際の事故では、安全軽視などの人的要因がその原因としてあげられているが、実効性のある事故防止安全対策(例えば、「ヒヤリ」・「ハット」の共有)に取り組んでいる法人はまだ少ない。農作業事故防止に必要な対策・取り組みへの意向としては、農作業事故や「ヒヤリ」・「ハット」した体験の情報収集を求めるなど、農作業事故防止に対する経営者の意識の高まりもうかがえる。しかし、それに対する具体的かつ有効な対策を講じている法人は少ない。認識と実態のギャップをいかに具体策として埋めていくのが課題である。

第3に、農作業事故を起こした法人は、従業員数の多い大規模法人や経営の多角化に取り組んでいる法人が多い傾向にある。そうした大規模な農業法人では農作業事故を防止するための組織的な取り組みの必要性が高くなり、他産業で確立したリスクアセスメント手法導入の検討が要請される。今回のアンケートでは事故を起こした法人ほど、農作業事故防止の対策に取り組んでいるという結果が示された。

しかし、それは受動的な対応である。本来は事故防止対策に取り組んだ結果として農作業事故が少なくなるという結果になるような有効性のある取り組みが早急に求められる。

労働安全衛生法では、経営者(事業主等)の責務として、労働者の安全と健康を確保することが明記されている。コンプライアンスの観点からもそうした意識を経営者等が高めることが必要である。

農作業事故の防止に向けては、経営者等には就業環境を整備するという意識改革を促す必要があり、従業員(労働者)には労働安全衛生教育や各種教育・研修を通じた資質向上を図るための研修等の取り組みが必要である。こうした取り組みを推進するためにも、農業法人の経営者等や従業員を対象とした教育・研修などに参加しやすい場所、回数、コスト面等の条件を整備することが今後求められる。

〔その他：人材育成〕

日本農業経営大学校学生からの 学校紹介

日本農業経営大学校 井上 隆太郎

日本農業経営大学校 2期生 井上隆太郎と申します。

当校は「経営力」「農業力」「社会力」「人間力」の4つの力を講義と1年次に4か月の農業実習、2年次に3か月の企業実習を通して養い、将来の事業計画を確立します。

講義は基本的に9時から始まり、75分の昼休憩をはさみ17時15分まで行われます。朝から夕方まで農業経営者としての知識を得ることができます。それだけタイトなスケジュールで行われる講義には、「本気」で農業を職業として考えている人間しか集まりません。毎日行われる講義での刺激も多いですが、そういったメンバーと一緒に講義を受けることで得られる学びも多いのが当校の特徴ではないかと私は思います。

そんな刺激が多い講義の中で一番印象に残っているのが「経営者としてのリーダーシップ」という講義です。松下政経塾の古山塾頭にご講義いただき、事業趣意書を作成しました。最後の講義では松下政経塾にお邪魔させていただき、塾生の方と私たちの事業趣意書についてディスカッションさせていただきました。私が農業をしようと考えたのは、単純に祖父がリンゴをつくっており、後継ぎもいなかったため自分がやろうと思ったからで、他に目的はありませんでした。しかし、農業を事業として始めるためには現状をしっかりと認識し、現状に問題を感じ、その問題をどう解決するかが非常に重要です。それを考えるきっかけとなったのがこの講義であり、自分が農業をする目的を形にする機会を与えていただいたと感じています。目的は今でも進化しており、松下政経塾にお邪魔した

お役立ち情報

時から趣意書は常に変化しています。芯がないと言われればそれまでですが松下幸之助さんは1日の中で考え方が変わることは進化であるとおっしゃっていたそうです。



＜松下政経塾でのディスカッション＞

そんな私は農業を通じて地域へ恩返しをしたいと思っています。具体的には2つの方法で恩返しを考えています。1つ目は安心、安全な農産物を次の世代にも供給することです。私は大学に進学するまでの18年間、実家のある長野県佐久市で育ちましたが、佐久の農産物のおかげでここまで成長することができました。しかし、佐久市は新幹線の開通から農地に大型ショッピングセンター、マンションなどが建っており農地が減少してしまっています。加えて農家の高齢化で耕作放棄地も増えているのが現状です。利便性が上がり人口が増加することは非常に喜ばしい事なのですが、私を育ててくれた佐久の農産物を次の世代が食べる機会がなくなってしまうことは非常に残念です。そのため私が農業を始めることで佐久の美味しく安心、安全な農産物を供給し続けたいと考えています。

2つ目は雇用の創出です。佐久には現在、多くの企業があり働く場所があります。以前、新聞で佐久の記事を目にしたのですが、生活の中で、医療充実度に関しては非常に満足度が高かったのに対し雇用満足度が低かったのを記憶しています。雇用満足度の低さの要因は様々だと思いますが、私はやりがいと充実感ではないかと思っています。農業はやりがいもあり、自然が相手ということで収穫できた際は充実感

に満ちています。そういったニーズに応えるためにも農業という選択肢は必要であると考えています。

多くの人が入社したいと思う企業を作るためにも残りの学生生活で細かい数字の部分から考え方まで学んでいきます。



＜1年次の農業実習＞

アグリビジネス経営塾第666号（平成27年9月17日発行）

【その他：人材育成】

日本農業経営大学校学生からの 学校紹介

日本農業経営大学校 星野 浩章

日本農業経営大学校二期生の星野浩章と申します。

私は現在学校のプログラムの一環として、企業実習を行っています。期間は、7月の中旬から10月の中旬までの約3か月です。

私は一度就職し、プログラマーとして働いてから現在の学校に入学しました。そのため、働くことに対するイメージはありますが、農業とはほぼ関係のない職種でしたので、企業実習を活用して就農後に必要な知識を得たいと考えています。

私は卒業後の農業経営を見据えて、食品製造業と物流を主力とする企業を実習先として選びました。選定理由は以下の2つです。

ひとつは、食品を扱う企業がどのような理念のもとに事業を行っているのかを知り、継続的な経営を行う上で、地域の方々に信頼さ

お役立ち情報

れ、雇用の創出を行うことができる法人を作りあげていくために必要な知識を得ること。もうひとつは、現在の経営状況を踏まえ、経費としてかなりの負担となっている運送費について、今後の解決策として可能なコストの削減方法を模索することです。

一つ目の法人化については、就農後に規模拡大を目指す上で、農地の集積や従業員の確保を行う際、有利になります。従業員確保の面では現在、親戚や知り合いに頼っており、なかなか人が集まらない状況です。そのため、福利厚生充実を行うことで、雇用の創出を目指すとともに、新規就農者の受け皿をつくることができると考えています。また、経営面でも経営状況を明確に把握することが可能になるとともに、事業の継続性を高めることが可能です。

法人としての信用は一朝一夕に作られるものではありません。法人化は持続的な経営が実現でき、現在抱えている課題の解決に向けた最善の手段ではないかと考えています。

実習では「食品を製造している企業が衛生管理や商品開発を行う上で気を付けていることは何か」「お客様への対応はどのように行っているのか」「経営判断を行う上で大切にしていることは何か」など、法人を運営していくために必要な基礎を学びたいと考えています。

続いて、二つ目の運送費についてです。現在、私の実家では宅配便を利用していますが、約3か月間毎日発送するため、かなりの負担となっています。今後、規模拡大をすれば、その分発送数・発送量も増えてコストがかさむため、何らかの対策が必要となります。

就農地である片品村は、関東に位置するとはいえ、交通の利便性がいいとは言えません。運送費の影響により、味の評価が高くても価格的に折り合わず、取引が難しい農産物もあります。そのため、運送費の課題を解決するだけで、取引数・取引量が増える可

能性は十分にあります。

実習では「物流とはどういったものであるのか」「効率的な物流を実現するにはどうすればよいのか」を学び、今後出てくる課題に対する解決策を打ち出していくための材料を得たいと考えています。

当然のことながら、上記の2点以外にも学ばなければならないは多くあります。企業実習をつうじて、その成果を将来の農業経営に活かしていけるように学びを深めていきたいと思います。



学校の授業でディスカッションを行う星野君

◆日本農業経営大学校からのご案内

日本農業経営大学校は、今年度よりオープンキャンパスを開催します。本校専任講師による模擬講義のほか、学生・卒業生との意見交換会も行います。参加希望の方は本校 HP よりお気軽にお申込み下さい。

<http://jaiam.afj.or.jp/>

日本農業経営大学校 オープンキャンパス事務局 TEL : 03-5781-3750

〔その他：肥料〕

最近の肥料原料・製品価格情勢

JA 全農肥料農薬部

1. 世界の肥料・原料情勢

(1) 消費と貿易量

2014年の世界の肥料消費量は、穀物需要の増大等から1億8,390万成分トンと年々増加している。

また、世界の貿易量で日本の肥料成分におけるシェアを見ると、窒素質原料(尿素)が0.4%、リン酸肥料(リン安)が2.2%、加塩肥料(塩化加里)が1.2%で、世界の1%程度に過ぎず、日本国内で農産物生産を行う上で、肥料原料の安定確保が非常に重要となる。

世界の肥料消費量 (万成分トン)

年	N	P205	K20	合計
2011	10,761	4,162	2,815	17,739
2012	10,810	4,162	2,907	17,879
2013	11,038	4,030	3,023	18,090
2014	11,150	4,110	3,130	18,390

貿易量(2012年) (万成分トン)

年	N	P205	K20	合計
世界	1,848	958	2,210	5,016
日本	7	21	26	54
シェア	0.4%	2.2%	1.2%	1.1%

*成分トン：保証成分で換算したトン数

また、肥料の国際市況は、輸入大国であるインド、ブラジルと、依然として加里は輸入国であるが、尿素・リン安では輸出大国に変貌した中国、そして世界の穀倉地帯であるアメリカの国内消費の動向次第となっている。

(2) 農業情勢

世界の穀物・油糧種子の消費は、この20年間で平均年率2.2%の伸びをみせている。近年の穀物生産は、作付け面積の増加と主要産地が天候恵まれたことから、2013年と2014年は記録的な豊作となり、穀物在庫は適正水準まで回復しているとのこと。このため、2015年は若干の生産減が見込まれている。穀物相場は、生産の増加から下落したものの、好調な需要に下支えされ、最近は落ち付いた

展開を見せている。

国別の最近の情勢では、米国は、近年の単収増や燃料や土地代の値下がりプラス要因となり、2015年もほぼ前年並みの作付けとなっている。ブラジルでは、大豆の収益率が高いため、作付け面積が急拡大し生産への投資も増大している。2015年は穀物相場下落から面積拡大は減速すると予想されているが、ブラジルの通貨安が輸出にはプラスとなるため、作付け意欲は依然として高い。インドは、3月の洪水により一部地域で小麦の作付けに大きな影響があったが、全般的な降水は平年以下と予報されている。中国ではともろこしは、国内価格が堅調なため作付けは伸張したが、大豆は、輸入が急増したことにより国内の作付け面積が10%程減少している。

食糧でないバイオ燃料向け穀物の世界需要は、原油価格の急落から拡大のスピードは落ちたものの、政策が継続されていることやガソリン消費の伸びから依然堅調である。

(3) 肥料情勢

2015年前半の国際市況は、加里が強含み、窒素は弱含み、リン酸は横這いと、原油や為替相場に比べ狭い範囲で価格が変動している。

窒素質肥料の原料となるアンモニアは、ウクライナ、エジプト等の生産国が政治・経済の混乱から天然ガスが不足して生産が滞り、不安定化を増したため、価格は乱高下を続けていた。最近では、天然ガス市況の値下がりや世界的な需要減少から市況は落ち着き下落傾向にある。また、尿素は、中国が前年の8.3百万トンから2014年には13.6百万トンと記録的な輸出攻勢をかけたことや中東、北アフリカ、ロシアで生産能力が拡大したため、供給過剰感が強く、市況は弱い。ただ、直近では、インド等の南アジアでの大量の買付がおこなわれた影響から幾分反発している。

リン酸製品であるリン安は、例年に比べ

お役立ち情報

ラジルの買付けが遅れている一方で、インドやアジア諸国の需要が旺盛なことから、世界的に需給がバランスした状態が続いているため、価格は安定している。

加里は、2014 年が 63 百万トンと歴史的な出荷量を記録し、2015 年も中国、インド、ブラジル等の輸入国が好調さを維持しているため、昨年には及ばないが、60 百万トン近くに達すると見込まれている。また、北米では単収が記録的水準となったため、土壌養分の補給が必要と見込まれ、加里の需要は根強い。

2. 平成 27 肥料年度秋肥の主要品目価格について

(1) 主要品目の価格変動

主要な窒素質肥料は値下げ、りん酸質肥料と加里質肥料は値上げとした。複合肥料は、多くの銘柄で、りん酸・加里の値上がりが窒素の値下がりを上回るため、原料代合計として値上がりとなるが、製造諸経費を引き下げ、値上げ幅を抑制して決着した。

なお、複合肥料は製品の成分構成によって値上げ・値下げが混在する。硫酸加里入りの銘柄や、相場が上昇している動物質有機原料入りの銘柄は、値上げ幅が大きくなる。

(2) 今次交渉の特徴

ア. 原油・海上運賃関係

原油市況は、前期交渉時には 100 ドル前後の高値で推移していたが、一旦 50 ドルを割り込んだ後、現在は 60 ドル前後で推移している。

海上運賃の国際市況は、燃料油(バンカーオイル)の値下がりに加えて、船腹需給が緩和しており、値下げで折り込んだ。製造諸経費は、重油、ナフサの価格が下落しており、肥料メーカー各社に対してこの値下がり要因を最大限価格に反映することを求め、値下げで決着した。

イ. 海外原料(ドルベース)

尿素の国際市況は下落しており、大幅な値下げで見通した。りん安の国際市況は値下げ

で見通し、海上運賃の値下がりも折り込んだ。加里の国際市況は上昇しているが、海上運賃の値下がりを見込み、据え置きで見通した。

ウ. 外国為替

昨年 11 月以降、急激な円安が進行し、現在 120 円前後での推移となっている。海外原料価格は、国際市況と海上運賃の見通しに実勢為替レートに乗じて決定した。

(3) 本会の対応

ア. 原料面での取り組み

円安により海外原料が値上げとなった状況等をふまえ、原料面での取り組みを以下のとおり進める。

- ①為替の影響を受けない国内地域資源(鶏糞 燃焼灰、堆肥等)の肥料原料としての活用促進
- ②本会が出資するリン酸プラントの中国・瓮福紫金のりん安について、高関税期が撤廃され通年輸入が可能になったことや福建省廈門に専用倉庫が完成したことに伴う、年間を通しての計画的な輸入
- ③インドから輸入している菜種油粕の代替品のひまし油粕の購入先多元化と取扱拡大

イ. トータル生産コスト低減の取り組み

J A と本会(連合会)が協議・連携し、トータル生産コスト低減に向けた施肥コスト抑制の取り組みを徹底する。

- ①土壌診断にもとづく適正施肥
- ②安価で為替の影響を受けない国内地域資源を活用した低成分肥料「PKセーブエコ」や「混合堆肥複合肥料」、今回値上げ幅を抑制した「被覆尿素入り省力施肥肥料」など「施肥コスト抑制銘柄」の一層の普及推進
- ③「鉄コーティング水稻直播」の技術普及および展示圃、実証圃を通じた関連資材や関連技術(流し込み施肥法など)の開発・普及による省力化および施肥量削減

〔その他：投資育成〕

農業法人投資育成制度による投資を 規模拡大等に活用しませんか？

農林水産省経営局金融調整課

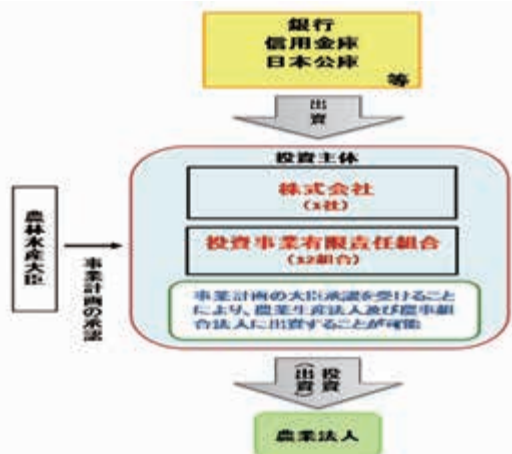
農林水産省では、農業法人が規模の拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるよう「農業法人投資育成制度」を創設し、投資株式会社や投資事業有限責任組合（農林水産大臣が事業計画を承認した投資会社及び投資組合）による投資の促進を図っています。

§「農業法人投資育成制度」とは？

「農業法人投資育成制度」とは、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、資金供給が円滑に促進されることを目的として、平成 14 年に制定された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 52 号）により開始された制度であり、これまで平成 14 年 10 月に設立された「アグリビジネス投資育成株式会社」及び平成 25 年に同法改正により本制度に追加された投資事業有限責任組合が 12 先設立されておりあります。

今回は、農業法人のみなさまが財務基盤の強化、経営発展に取り組む場合において、本制度の活用もご検討いただけるよう問い合わせ先及び活用事例をご案内するものです。

【制度の仕組み】



出資を受けるための申込みについては、下記の株式会社又は投資事業有限責任組合にお申し込みいただくこととなりますが、ご不明な場合は最寄りの株式会社日本政策金融公庫支店又は農林水産省経営局金融調整課までご相談ください。

§ 本制度に基づき農業法人へ投資を行っている投資主体一覧（平成 27 年 9 月 30 日現在）

投資主体名称	主な投資対象地域	電話番号
アグリビジネス投資育成株式会社	日本全国	03-5283-6688
SMBCアグリファンド投資事業有限責任組合	日本全国	03-3295-3336
ひろしん農業育成投資事業有限責任組合	広島県内	082-245-1033
えひめアグリファンド投資事業有限責任組合	四国地域	089-933-1513
FFG農業法人成長支援投資事業有限責任組合	九州地域	092-291-8123
さんぎん農業法人投資事業有限責任組合	三重県及びその周辺地域	03-6212-2511
いよエパーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県内を中心に中四国及び九州地域	089-933-8804
北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合	北海道内	011-231-3053
みなとAファンド投資事業有限責任組合	兵庫県内及び大阪府内	078-577-2811
大垣共立アグリビジネス1号投資事業有限責任組合	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	0584-74-2251
ほくりくアグリ育成ファンド投資事業有限責任組合	富山県、石川県、福井県	076-421-5770
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合	栃木県を中心に茨城県、群馬県及び埼玉県	028-689-9696
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合	大分県及びその周辺地域	097-543-1919

§ 投資事例

事例 1	投資主体名称		えひめアグリファンド投資事業有限責任組合
	出資先	名称	(有)ワールド・ファーマーズ
		所在地	愛媛県宇和島市吉田町
		事業内容 (主力製品)	柑橘の生産加工販売、米の生産及び販売
	出資目的 (資金ニーズ)		同社は農村の高齢化を危惧し、宇和島市吉田町で担い手のいない農地を借り受け、地域雇用を努めて、柑橘の生産加工販売ならびに宇和島圏域にて特別栽培米を生産し、京都の料亭や全国の消費者に直接販売を行っている。今回の出資は特別栽培米の生産拡大に向けた設備の充実に活用するものであり、今回の出資が耕作放棄地の解消や地域雇用の推進に資するものであるため出資を決定。
	出資金の使途		設備資金
事例 2	出資額		10百万円
	契約時期		平成27年6月
	投資主体名称		北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合
	出資先	名称	榑谷口農場
		所在地	北海道旭川市東旭川町
		事業内容 (主力製品)	米・トマト等農産物生産及び加工品製造、直売店の運営
	出資目的 (資金ニーズ)		高品質な農産物生産に加え、加工品開発・直売店運営等にも積極的に取り組む企業であり、道内外への販路拡大に前向きに取り組む、道産農産物・加工品の更なる魅力向上に寄与することが見込まれることから、農業及び加工品製造事業資金に対して出資。
事例 3	出資金の使途		運転資金
	出資額		10百万円
	契約時期		平成27年7月
	投資主体名称		いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合
	出資先	名称	(有)新城生産組合
		所在地	愛媛県西予市
		事業内容 (主力製品)	大豆、米麦、ブドウ、里芋の生産販売のほか、大豆加工品(自社ブランド「豆道楽」)の製造販売
	出資目的 (資金ニーズ)		いち早く集落営農、農業法人化に取り組むなど、地域を代表する農業者であり、自社ブランドによる生産物の付加価値向上にも力を入れている。今後も生産拡大・新商品開発を軸に成長を目指す同社の経営方針に共感し、先進的な取組を支援していくため出資。
	出資金の使途		設備資金
	出資額		10百万円
	契約時期		平成27年9月

§ よくある質問

Q1. 融資を受けるのがいいか、出資を受けるのがいいか、どうやって判断したらいいのですか。

A1. 融資の場合は、融資を受けた先の利益の有無にかかわらず、予め約定したスケジュールで元利返済を行う必要があります。

出資の場合は、出資を受けた先において利益が発生した場合に限り、その利益に応じて出資者に配当を行うこととなります。

こうしたそれぞれの性質を踏まえ、貴法人の財務状況を勘案しつつ、今後着実に成長していくためには融資又は出資のどちらを利用したほうがいいのかを判断していただく必要があります。

Q2. 本制度に基づく出資を受けるとどのようなメリットがあるのですか。

A2. 一般的に、出資を受けることにより、貴法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなるのが考えられます。

さらに、投資主体である大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることも可能です。

Q3. 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合からの出資金の使途に制約はありますか。

A3. 出資金であるため、基本的には資金使途に制約はありませんが、投資主体から出資を受ける際に、その使途について、例えば、設備投資に限るなどの投資契約を投資主体との間で行った場合は、当該契約の内容に従っていただく必要があります。

Q4. 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合は、出資先である農業法人の経営にどこまで関与するのですか。

A4. 出資というリスクの高い資金を供給する場合は、通常、出資者から定期的に経営状況について報告を求められます。また、投資主体と出資先の農業法人との契約上、例えば、農業法人に大きな影響を与える経営判断を要する場合は、投資主体に事前に相談するなど、当該農業法人への関与について予め取り決めをするのが通例となっていますが、それぞれ事情が異なりますので、詳細は出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にお問い合わせください。

■担 当 農林水産省経営局金融調整課
政策金融グループ

■連絡先 代表：03-3502-8111（内線 5251）
直通：03-6744-1395
FAX：03-3502-8081
メール：aif@maff.go.jp

■農林水産省ホームページ（農業法人投資育成制度）
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html>

「栽培・作業分離型(高度機械設備利用)農業」の市場調査 ダイジェスト版報告

この度は日本農業法人協会を通じた掲題のアンケートにご協力いただきありがとうございました。

皆様にご協力いただいたアンケート結果がまとまりましたので、ダイジェスト版としてご報告いたします。

2016年4月

調査目的	■ 農業生産者への機械およびサービス利用に関する課題把握を行う ・収益改善に関する現状課題の把握 ・現有の農業機械と今後の保有・利用・導入意向 ・シェアリングリースの利用意向 ・コントラクターサービスの利用状況、今後の委託/受託意向 ・栽培管理情報の記録実態
アンケート概要	・アンケート配布数 1,840社（日本農業法人協会の会員企業を対象とした） ・アンケート回収 369件（回収率20%） ・アンケート期間 2015年11月～2016年1月 ・設問数 26設問
ヒアリング概要	アンケートで把握しきれない、具体的な課題認識の聴取を目的に実施 ・ヒアリング実施者数 31名 ・ヒアリング開催場所 新潟、長崎、熊本、山形

(お問い合わせは下記をお願いします)

株式会社日本能率協会コンサルティング 企画営業本部 寺脇 悟

〒100-0003

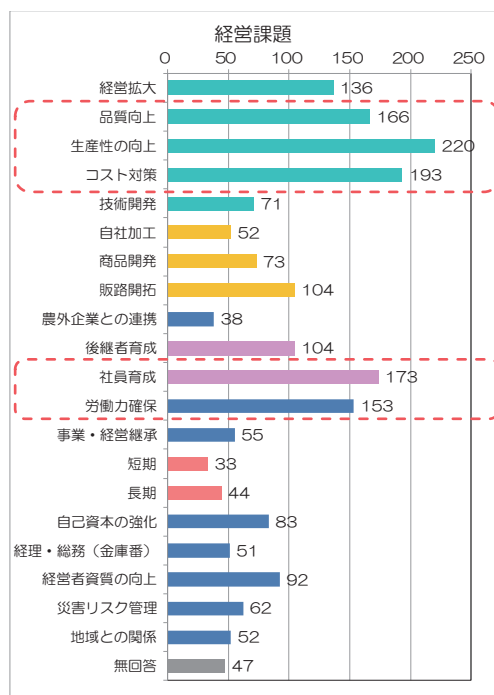
東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号

住友商事竹橋ビル 11階

TEL/03-5219-8056 FAX03-5219-8069

【現在の経営課題】

- 現場改善(生産性向上、コスト対策、品質向上)と社員育成、労働力確保について多くの課題認識を持っている
- 稲作法人は生産性向上、コスト対策に課題が集中
- コスト対策に関して、農業機械に対する意識が強い



生産区分別課題認識

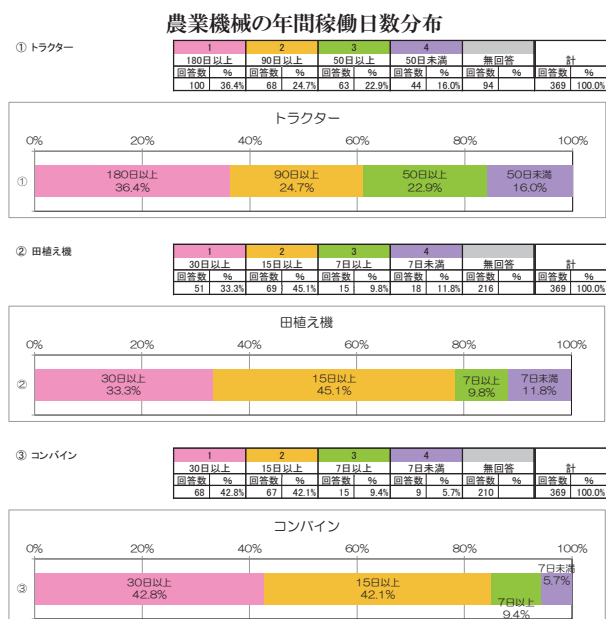
主な経営課題	生産区分別										全国
	1 稲作・麦	2 露地栽培	3 施設栽培	4 畜産	5 その他	不明					
経営拡大	53 37%	24 37%	19 32%	23 40%	2 13%	15	50%	136	37%		
品質向上	66 46%	32 49%	29 49%	22 38%	6 40%	11	37%	166	45%		
生産性の向上	93 65%	39 60%	39 66%	32 55%	5 33%	12	40%	220	60%		
コスト対策	89 63%	30 46%	25 42%	29 50%	5 33%	15	50%	193	52%		
社員育成	58 41%	36 55%	28 47%	31 53%	6 40%	14	47%	173	47%		
労働力確保	53 37%	34 52%	24 41%	23 40%	8 53%	11	37%	153	41%		
合計	412 290%	195 300%	164 278%	160 276%	32 213%	78 260%	1041 282%				
回答者数合計	142 100%	65 100%	59 100%	58 100%	15 100%	30 100%	369 100%				

生産区分別コスト削減課題認識比率(大きな課題+課題である)

生産区分	人件費 (社員・役員)	労務費 (臨時雇用費、 外注費)	燃料費・ 電力費	農業機械 償却費	肥料・農薬 ・種苗費
1 稲作・麦	44%	31%	35%	40%	51%
2 露地栽培	45%	42%	42%	29%	49%
3 施設栽培	46%	42%	49%	19%	37%
4 畜産	31%	19%	38%	26%	29%
5 その他	47%	47%	73%	27%	67%
不明	50%	37%	47%	23%	47%
総計	43%	34%	41%	31%	46%

【農業機械の稼働状況】

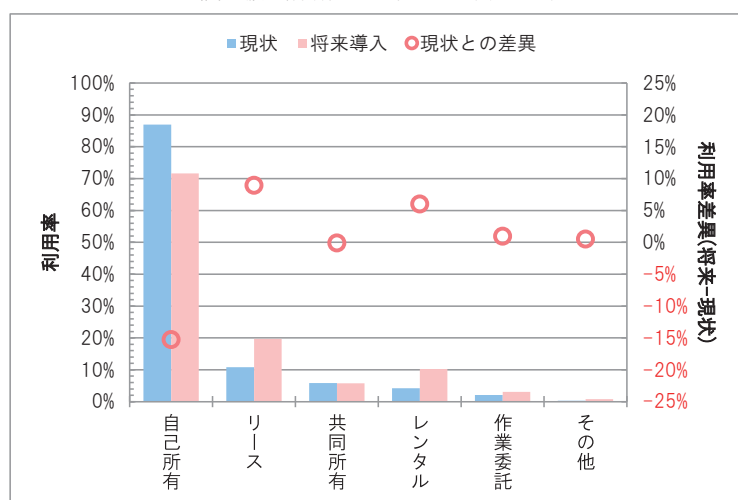
- 稼働率は低いのが当然、自由なタイミングで使えるように手元に置いておきたい意識が強い
- 農業機械のコスト対策意識は高い一方、購入した機械を十分に使えていない状況がみえる



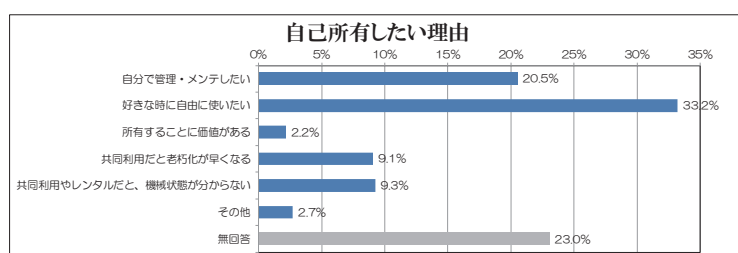
【農業機械の保有形態】

- 使用の自由度、メンテ状態の維持から自己所有意識が強いが、今後は多様な所有形態を検討している
- 現行の共同所有には課題感(自由度の確保、メンテ責任の曖昧さ)を持っている様子が伺える

農業機械所有形態の現状と今後の意向



自己所有したい理由

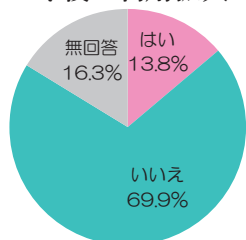


【シェアリングリースの利用意向】

シェアリングリースとは、リースを利用し、農業機械を特定の農家数名で共同利用（シェア）する仕組みです。（現在は15ha以上の4～5名の農家による6条刈コンバインの利用を想定しています）

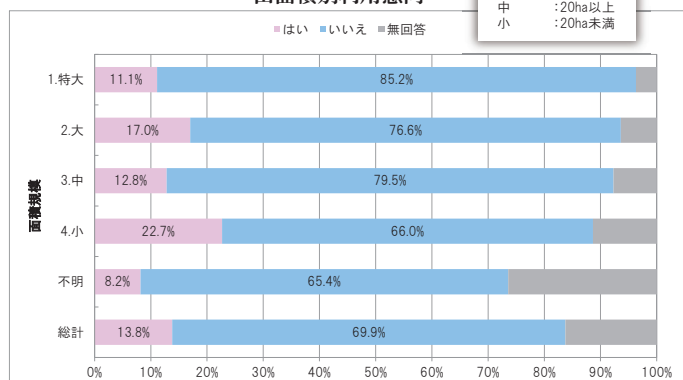
■シェアリングリースの利用意向は13.8%

■初期段階として、一定の認知が広がっているともいえ、今後の利用拡大の可能性を示している



■特に、大規模法人より稼働率が低くなる傾向にある中小規模法人に利用意向が強い

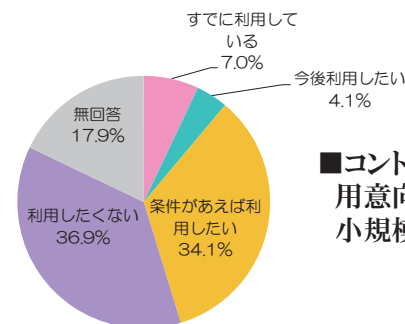
田面積別利用意向



【コントラクターサービスの利用意向】

農作業委託（コントラクター）サービスとは、最新式の農業機械と作業経験者をセットで、臨時に作業依頼できるサービスです。このサービスを（主に繁忙期に）利用すると自社保有の農業機械や人員に制約をうけない農業生産が可能になります。また、自社で機械や人員を持たなくても生産できる可能性があります。

■コントラクターサービスの利用意向は「条件があれば」まで含めると45%



■コントラクターサービスの利用意向も大規模法人より中小規模法人の方が強い傾向

田面積別利用意向

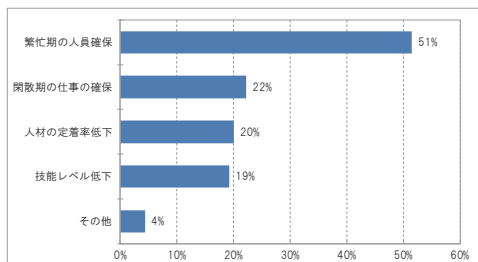
田面積規模	総計	すでに利用している		今後利用したい		条件があれば利用したい		利用したくない		不明	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1.特大	27	1	4%	1	4%	11	41%	12	44%	2	7%
2.大	47	4	9%	3	6%	15	32%	21	45%	4	9%
3.中	39	3	8%	1	3%	19	49%	13	33%	3	8%
4.小	97	8	8%	4	4%	32	33%	37	38%	16	16%
不明	159	10	6%	6	4%	49	31%	53	33%	41	26%
総計	369	26	7%	15	4%	126	34%	136	37%	66	18%

特大 : 80ha以上
 大 : 40ha以上
 中 : 20ha以上
 小 : 20ha未満

【人員に関する問題】

■繁忙期の人員確保に対する問題認識が強い

■稲作法人では、繁忙期の人員確保とともに、閑散期の仕事確保に対する問題認識が顕著である



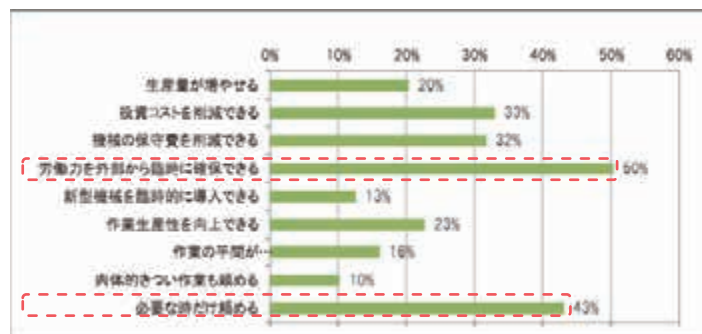
生産区分	総数	繁忙期の人員確保	閑散期の仕事の確保	人材の定着率低下	技能レベル低下	その他
1 稲作・麦	142	83	44	20	29	8
2 露地栽培	65	39	11	13	12	1
3 施設栽培	59	33	11	13	9	2
4 畜産	58	11	1	21	14	3
5 その他	15	7	6	2	3	2
不明	30	17	9	5	4	0
総計	369	190	82	74	71	16

【コントラクターサービスへの期待】

■今後、農作業委託サービスを利用したい方の期待としては、「労働力を外部から臨時に確保できる」「必要ときだけ頼める」割合が高い

⇒仕事量変動対応としての利用意向が高い

■投資コスト削減、保守費削減など、コスト削減の期待もある



【まとめ】

■農業法人の多くは生産性向上、コスト対策と人員対応に苦慮している。

■一方で、高価な農業機械の稼働率は低く、コストは下がらない状態。固定費につながる人員は確保せず(できず)、地域内での臨時雇用頼み、それも十分に確保できない状況。

■課題認識に対して十分な手が打てていない状況が見えてきた。

■農業機械、人員を流動的に提供できる新たな農業サービスの開発と、一方で新たなサービスを利用する先進的な農業法人が拡大することを期待したい。

農業法人の再生可能エネルギー事業意欲を高めるためのポイントは何か —農業法人実態調査データに基づく分析—

実践女子大学 野津 喬

1. 課題の背景

2012 年 7 月から再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下、「固定価格買取制度」と略します。）が始まって以降、農村部でも再生可能エネルギー事業への関心が高まっています。農村には土地、水、バイオマスなどの未利用資源が豊富に存在しており、これを活用した再生可能エネルギー事業が農村活性化につながるものとして期待されているためです。しかしながら実態としては農村部における再生可能エネルギー事業の大半は、地域外の企業が主導する「外部主導型」で占められており、農業者主導の「農業経営一体型」の再生可能エネルギー事業はごく一部にとどまっています。

農村部で「外部主導型」の再生可能エネルギー事業が拡大することは、再生可能エネルギーと食料生産との競合を引き起こす恐れもあります。例えば太陽光発電は日照が良い、まとまった面積の平坦な土地が適地となりますが、このような土地は農業にとっても適地です。農地は農地法による土地利用規制があるものの、太陽光発電事業の土地賃借料は農業の 20～30 倍にのぼります。このため、農業経営の先行きに不安を抱く農業者が地域外の企業に農地を貸し出し、その結果として農地転用が拡大することが懸念されています。

農山漁村の活性化、農業者の所得向上、食料生産との調和などを実現する再生可能エネルギー推進のためには、農業者主導の「農業経営一体型」の再生可能エネルギー事業を推進していくことが重要であり、農林水産省が 2015 年に公表した報告書においてもその旨が明記されています。しかしながら実態としては、「農業経営一体型」の再生可能エネルギー事業の取組は、全国的に見れば点的なものに留まっており、面的な広がりをみせるには至っていません。

2. 分析のアプローチ

「農業経営一体型」の再生可能エネルギー事業を拡大していく上では、その意義を考えることもさることながら、どうすれば取組が拡大していくかを実証的に明らかにすることが重要です。しかしながらこれまでに行われた様々な再生可能エネルギー関連の研究を私が調べた限りにおいては、一般的な再生可能エネルギー事業について分析した研究は数多くあるものの、農業分野に着目して実証的に分析した研究はごくわずかしかありませんでした。このことを踏まえて本研究では、公益社団法人日本農業法人協会のご協力を得て、「2012 年農業法人実態調査」のデータを用いて、農業法人による再生可能エネルギー事業の実施に影響を及ぼす要因を実証的に分析することにしました。

2012 年農業法人実態調査では、「再生可能エネルギーによる発電に取り組む意欲はありますか」という設問で、農業法人の再生可能エネルギー事業の実施意欲を 4 段階で把握しています。本研究では、農業法人が再生可能エネルギー事業に対して抱く期待や課題などが、再生可能エネルギー事業の実施意欲に与える影響を定量的に分析しました。以下、「2012 年農業法人実態調査」における再生可能エネルギー事業関連の設問を簡単にご紹介します。

まず「(再生可能エネルギー事業に) 取り組む目的または期待することは何ですか」という設問では、農業法人が再生可能エネルギー事業に対して抱く期待として、売電収入、緊急電源、企業アピール、高

付加価値化¹などを例示し、複数回答で当てはまるものに○をつける形になっています²。

次に、「(再生可能エネルギー事業に) 取り組むにあたっての課題は何ですか」という設問では、農業法人が再生可能エネルギー事業を実施するに当たって認識する課題として、土地確保、行政許認可、合意確保³、コスト⁴、資金調達などを例示し、複数回答で当てはまるものに○をつける形になっています。

なお、本研究ではこれら以外の項目として、農業法人の経営類型（露地栽培経営、施設栽培、畜産、キノコ栽培）、農産物の加工・販売等の6次産業化事業の取組の有無、有機JAS認証またはエコファーマー認証の取得の有無、後継者の有無、経営規模（資本金）の大小が、農業法人の再生可能エネルギー事業の意欲に差があるかについても検証しました。

3. 分析の結果と考察

分析の結果、再生可能エネルギー事業に対して抱く期待として、売電収入または企業アピールを挙げる農業法人は、そうでない農業法人と比較して再生可能エネルギー事業の実施意欲が高いことが分かりました。この理由について複数の農業法人に対してインタビュー調査を行ったところ、調査当時（2012年）の固定価格買取制度による売電収入の大きさを考えれば当然と思われるとのコメントが得られました⁵。農業法人にとっての再生可能エネルギー事業は、天候などの自然条件及び市況に左右される生産事業部門や、立ち上げたばかりで経営が安定しない6次産業化事業部門など、他の事業部門を下支えする安定した収入源としての役割を期待されていることが明らかとなりました。また企業アピールへの期待については、農産物の販売先、特に生活協同組合をはじめとする環境意識の高い顧客は、東日本大震災後に再生可能エネルギー事業への関心が高まっており、農業法人が再生可能エネルギー事業を行うことによって顧客へのPR効果が期待できるとのコメントが複数ありました。

一方、農業法人が再生可能エネルギー事業を実施するに当たって認識する課題については、コストへの懸念が事業実施意欲を押し下げていることが明らかになりました。これは、例えば大規模な太陽光発電事業の場合、数億円レベルの投資を10数年かけて回収していく事業であるため、資本基盤が脆弱な農業法人にとっては、特に初期投資の負担が非常に大きいことが事業実施の障害となっているためであると思われます。

経営類型については、畜産経営は他の経営類型と比較して、再生可能エネルギー事業への実施意欲が高いことが明らかになりました。農業法人に対するインタビュー調査では、畜産経営は装置産業であり、例えば露地栽培と比較すると設備投資に関する経営判断を数多く、かつ迅速に行う必要がある場合が多いこと、またその際に設備投資の収支計算を正確に行う必要があることなどから、同じ装置産業である再生可能エネルギー事業との親和性が比較的高いと思われるとのコメントがありました。

次に農産物の加工・販売等の6次産業化事業の取組の有無に関しては、6次産業化に取り組む農業法人は、農業生産のみに取り組む農業法人と比較して再生可能エネルギー事業への実施意欲が高いという結果になりました。このことについては、農業法人に対するインタビュー調査において、「異業種である6次産業化事業に進出しようとする農業法人と、農業生産のみを実施する農業法人とでは、農業分野でなじみの薄い再生可能エネルギー事業への取り組み姿勢が違うのは納得できる」、「6次産業化事業に進

¹ 生産物や商品の高付加価値化。

² 実際の調査ではこれら以外の項目もありましたが、今回の分析と関連の浅い項目は分析を省略しました。他の事項についても同様です。

³ 地域の合意確保。

⁴ 発電量と設備投資の採算性。

⁵ 固定価格買取制度による事業用太陽光発電の買取価格は、2012年度は40円/kWh。

出している農業法人は、多様な取引先との情報のやり取りがあるため、新規分野である再生可能エネルギー事業に関する情報も入手しやすいのではないかと等々コメントがありました。一方で分析の結果、経営規模（資本金）の大小は、農業法人の再生可能エネルギー事業の実施意欲には影響を与えていないことが明らかになりました⁶。このことを踏まえると、農業法人による再生可能エネルギー事業の実施意欲は経営規模よりもむしろ、農業法人の経営姿勢に影響を受けている可能性があると考えられます。

4. まとめ

この研究では、農山漁村の活性化、農業者の所得向上、食料生産との調和などを実現する取り組みとして注目を集める一方で、現時点では実施例が少ない「農業経営一体型」の再生可能エネルギー事業を対象として、公益社団法人日本農業法人協会のご協力を得て、農業法人の事業実施意欲に影響を及ぼす要因についての定量的な分析を行いました。その結果、売電収入及び企業アピールへの期待が農業法人による再生可能エネルギー事業の実施意欲を高めていること、その一方で初期投資などのコストに対する課題認識が事業の実施意欲を低下させていることを明らかにしました。また畜産経営や6次産業化経営は、それ以外の農業法人と比較して再生可能エネルギー事業の実施意欲が高いことも明らかになりました。

農業分野における再生可能エネルギー事業は、まだまだ取り組み例が少数にとどまっているため、農業法人のみならず、国や都道府県、市町村なども手探りで取り組みを推進している面があります。そのような中で、農業法人の再生可能エネルギー事業の実施意欲に影響を及ぼす要因を定量的に明らかにした本研究が、今後の取り組みを進める上での基礎的資料の一つとなれば望外の幸いです。

一方で本研究には一定の限界もあります。例えば分析データとして農業法人実態調査の2012年データを用いているため、近年の固定価格買取制度の制度変更、例えば太陽光発電の買取価格引き下げなどが農業法人の再生可能エネルギー事業の実施意欲に影響を及ぼした影響は明らかになっていません。これらの点については今後、さらに研究を深めていきたいと考えています。

5. 謝辞

研究に協力いただいた日本農業法人協会、ヒアリング先の農業法人ほか関係者の皆様にこの場を借りてお礼申し上げます。また、本研究を実施するに当たって助成を賜りましたアサヒグループ学術振興財団に厚くお礼申し上げます。本稿は日本農業経営学会で発表した研究成果に加筆・修正を行ったものです。

⁶ その他、「3. 分析の結果と考察」において言及のない項目は、本研究の分析においては、農業法人による再生可能エネルギー事業の実施意欲に影響を与えていないという結果になりました。

農業法人経営の6次産業化に関する要因分析

石戸 修 （早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 博士後期課程）

要旨

本稿では、日本農業法人協会が実施した全国的なサーベイ調査を基に、農業法人による6次産業化の要因分析を行った。数量化Ⅱ類を用いた分析結果からは、販売や加工といった事業の多角化を図るか否かについては、作物による影響が大きいことが明らかになった。果樹などでより6次産業化が図られる一方で、畜産では生産に重点を置いた経営体が多い傾向にある。また、これらの経営体による今後の取組み意向とその課題から、6次産業化を促進するには、経営者を含めた内部の人材の能力向上を図ることに加え、外部の専門家などによる支援体制をより強化することが求められる。

1. 研究の背景

1.1 背景と目的

安定的で持続可能な構造を実現するため、日本の農業における企業経営の役割が高まっている。政府においても農業経営の法人化や経営の多角化・複合化に加え、企業による農業参入についても後押しする方針を打ち出している（農林水産省、2015）。そのような中で、従来の生産を主体とした農業にとどまらず、独自の商品加工や販路開拓などに取組み、6次産業化を図る経営体が多く出てきている。6次産業化とは、今村奈良臣により提唱された概念であり、第1次産業である農産物生産と、第2次産業である製造・加工、第3次産業である販売・サービスの有機的・総合的結合を図ることを意味する（今村、1998）。

これらの取組みを通じて収益性の改善を図ることが期待されており、6次産業化は我が国の農林漁業の成長産業化を図るための重要なエンジンと位置付けられている（農林業水産政策研究所、

2015）。また、政府は6次産業化等を通じた関連所得の増大に向けた施策を推進して行くことを掲げており（農林水産省、2015）、今後も様々な取組みが増加することが見込まれる。

しかし、実際にこれらの展開を図るうえで、特に地域においては物的、人的、技術的資源の制約もあり（河野、2014）、具体的にどのような経営体において6次産業化が図られているかについては不明な点が多い。そこで、本稿では各経営体・経営者の属性が6次産業化に与える影響について分析を行い、その要因を明らかにすることを目的とする。

1.2 先行研究

関連分野における調査や研究では、特に事例分析が様々な形で実施されている。例えば、行政によるものでは、農商工連携88選（農林水産省・経済産業省、2008）や、先端事例をまとめた6次産業化の取組事例集（農林水産省、2011）がある。加えて、近畿地方における事例を紹介した片上（2012）や、酪農という分野に特化した経営分析を行った里村（2013）、多様な流通チャネルを活用した有機農産物販売について考察した尾島ら（2013）など、特定の地域、作物、分野に重点を置いた事例は増加傾向にある。また、それぞれの事例を分析・整理する方法に着目した研究では、政策的要因、技術的要因、人的要因という視点から一事例を分析した松下ら（2014）、産業クラスター・ナレッジマネジメント的視点から農商工連携を整理した堀田（2010）もあり、事例をベースとした調査や研究については蓄積されてきている状況にある。

他方で、当分野においてはデータ制約上の問題もあり、既往の研究では6次産業化の要因につい

ては十分な検証が行われていない。そのため、本稿では農業法人に関する全国的なサーベイに基づいた実証分析を行うことで、要因の特定を試みる。加えて、農業法人における今後の取組み意向とそれに関連する課題についての検討を行い、6次産業化を促進するうえでの対応策について考察する。これらの分析は今後の農業経営の発展に加え、行政により適切な支援を行ううえでも有益な示唆になりうる。

2. 検証方法

日本農業法人協会（2014）が実施したサーベイ調査に関するデータの開示を受け、本稿では当該データに基づいた実証分析を行う。サーベイは当協会の協会員である 1780 社の農業法人を対象として、2014 年 2 月までに郵送留置法で実施された。有効回答数は 867 社であり、回答率は 48.7%であった。このうち、データ欠損を除き最終的な分析対象となるサンプル数は 784 社であった。

これらのデータを基に、各経営体・経営者の属性が 6 次産業化に与える影響について明らかにする。目的変数は 6 次産業化の取組みの有無とし、加工、販売、または観光やその他飲食といった事業に取り組んでいる経営体を「6 次化企業」、生産のみの経営体を「非 6 次化企業」と分類した。説明変数には各経営体の従事者数、経営者年齢、作物、地域をそれぞれ用いる。これら使用する目的変数と説明変数がいずれも質的変数であるため、本稿では数量化Ⅱ類を用いた分析を行う。

各説明変数に関して、まず従事者数は、これまでの 6 次産業化の課題として人材の不足が挙げられており（河野，2014）、十分な人材を確保することで事業範囲の拡大に繋げることができると考えられる。なお、従事者数については、役員と正社員の合計を用いている。

続いて、経営者年齢に関しては、一般的に経営者が若いほど ICT のようなツールの活用が見込まれ、より積極的な事業展開を行うであろうとの仮定のもと、変数として含めた。作物については、

それぞれの特徴により、独自での加工や販売のしやすさに差があると考えられる。商品の単価、数量、または保存性といった点も含め、事業展開に影響を与えることが想定されるため、変数として用いた。最後に、6 次産業化は地域資源に付加価値を付けながら消費者・実需者とつながり、その収益部分のより多くを農産漁村地域にもたらし、所得と雇用を確保し、活力ある地域社会の構築を図ろうとする取組み（農林水産政策，2015）という定義もみられる。このことから、近隣地域やその地域全体での取組み状況に影響を受ける可能性もある。また、特に関東や関西といった主要な消費地に近い地域とそれ以外の地域において、独自の事業展開の図りやすさに関する違いがある可能性もあり、地域についても変数として含めることとした。

3. 検証結果

3.1 6 次産業化に関する要因

数量化Ⅱ類による分析結果を表 1 に示す。分析結果から得られた各郡の重心の値から、カテゴリースコアが負値の場合は「6 次化企業」のグループへ、正值の場合には「非 6 次化企業」のグループへの判別に寄与することを示している。また、分析結果から得られた各項目のレンジの値が大きいほど、6 次産業化の要因としての影響が大きいことを示す。それぞれのグループへの判別の予測結果である判別の中率は 73.7%であり、これらの変数により一定の説明力があると判断した。

個別の項目をみると、まず作物のレンジが他の変数よりも大幅に高い。作物ごとに取組み状況が大きく異なることを示しており、6 次産業化の要因としての影響力が大きい。特に果樹や工芸（茶、こんにゃく、そば等）で負値が大きいことから、比較的その物自体の商品性が高く、また、最終的な加工品の形が明確であるなど、独自での販売や加工に取組みやすいと考えられる作物で 6 次産業化が進んでいる。他方で、肉牛、養豚、ブロイラーといった畜産業では生産が中心であり、単独

表 1. 数量化Ⅱ類の分析結果

項目名	カテゴリー	サンプル数	カテゴリースコア	レンジ
従事者数	① 5人未満	153	0.498	0.80
	② 5～9人	336	-0.065	
	③ 10～19人	198	-0.180	
	④ 20～39人	60	-0.129	
	⑤ 40人以上	37	-0.301	
経営者年齢	① 40歳未満	63	-0.126	0.51
	② 40～49歳	111	-0.106	
	③ 50～59歳	226	0.193	
	④ 60～69歳	298	-0.176	
	⑤ 70歳以上	86	0.332	
地域	北海道	22	-0.239	0.90
	東北	160	0.062	
	北陸	129	-0.319	
	関東	79	0.579	
	中部	61	0.213	
	関西	82	-0.273	
	中国・四国	101	-0.133	
作物	九州・沖縄	150	0.091	3.50
	きのこ	17	0.58	
	稲作麦類	273	-0.42	
	果樹	73	-1.25	
	工芸	23	-1.03	
	雑穀いも豆	22	-0.08	
	施花き	37	0.49	
	施野菜	94	0.13	
	露花き	7	0.00	
	露野菜	74	-0.17	
	肉牛	31	2.24	
	養豚	53	2.13	
	酪農	34	0.81	
	ブロイラー	10	0.74	
目的変数	採卵	36	-0.38	
	6次化企業	591	判別的中率: 73.7%	0.19
	非6次化企業	193	相関比: 0.19	

注) 各郡の重心は、6次化企業が-0.25、非6次化企業が0.76であり、スコアが負値の場合は6次産業化の要因、正值の場合は非6次産業化の要因。

で大規模な加工設備を設けることが容易ではないことなどが影響すると考えられる。畜産系では採卵が唯一負値となっており、卵をそのままの形で販売できることに加え、例えばプリンやケーキといった身近な商品の開発にも繋げやすいことも要因として挙げられる。野菜については露地が負値、施設が正值であり、同じ野菜分類でも異なる結果であった。しかし、いずれの値も小さく、野菜に関しては品種が多いことから、同分類内でも事業の展開が大きく異なることが影響すると考えられる。例えば、小松菜や水菜といった葉物野菜から、メロンやイチゴを含む果実的野菜はともに野菜に分類される。後者は果樹のようにその物自体の商品性が高く、1個または1パックといった販売単位あたりの価格も一定程度見込めることが多い。また、例えばイチゴ狩りといった観

光農園などの事業展開により付加価値を得ているケースもみられる。他方で、葉物野菜などは通常は一定の数量をまとめて販売・出荷することが前提になっており、一般家庭で使用するような少量の商品を生産者に直接買いに来ることは少ない。販売側の観点からも、個別の一般消費者に少量を直接販売するには人的資源が必要となり、販売効率が悪化することが懸念される。そのため、これら果実的野菜以外の一般的な野菜を個別の消費者に直接販売する場合には、例えば複数品種の作物を生産し、まとめて販売することで一定の単価を確保するといった対応などが求められる。しかし、その場合には多品種の作物を生産する体制を整える必要があり、生産効率の向上が課題になる。このように、野菜に関しては品種により事業展開が異なり、幅広い商品が含まれることが、カテゴリースコアが低いことの一因として挙げられる。

続いて、従事者数、経営者年齢、地域といった他の変数は、作物と比較するとレンジは大幅に低いものの、6次産業化の要因として一定程度の影響を与えると解釈できる。従事者数については、人数が多いカテゴリーほど負値が大きくなる傾向がみられ、実際に人員を多く確保している経営体で6次産業化が進められているといえる。経営者年齢についても、年齢が若いカテゴリーで負値となっていることから、一定程度の傾向はみられた。しかし、レンジは使用した変数のなかでも最も小さく、経営者の年齢という単独の要因では、6次産業化への影響は小さい。むしろ、販売や加工においては、女性の積極的な関与が6次産業化推進の基盤となっている事例も報告されており（片上、2012）、6次産業化を進めるうえで、能力や実行力という観点から、多様な人材を確保することの重要性についても考慮する必要があるといえる。最後に、地域に関しては、関東や関西という主要な消費地の近隣とそれ以外の地域における差や、北海道、東北や九州・沖縄という北と南の地理的な点において、明確な傾向はみられな

い結果であった。地域といった要因については、近隣地域内における成功事例の有無や、関連情報の取得の容易さ、または、地域全体が観光地化しているか否かといった、それぞれ地域ごとの特徴がより影響している可能性があると考えられる。

3.2 今後の取組み意向と課題に関する検討

6次産業化を促進するうえで、これらの経営体における販売、加工、その他の多角化の取組み意向の有無と、関連する課題について検討を行うことが必要である。表2に示すように、「6次化企業」と「非6次化企業」の各グループ間で、今後の取組み意向に大きな差があることが分かる。

表2. グループ別にみた今後の取組み意向

項目	取組意向	6次化企業		非6次化企業		検定
		n	%	n	%	
販売	あり	356	60.2	55	28.5	[**]
	なし	235	39.8	138	71.5	
加工	あり	240	40.6	33	17.1	[**]
	なし	351	59.4	160	82.9	
その他多角化	あり	148	25.0	17	8.8	[**]
	なし	443	75.0	176	91.2	

注1) 検定はカイニ乗検定により行った。

注2) **1%水準で有意差あり。

注3) 販売は直売、通販、その他販路開拓を含む。

注4) その他多角化は観光、飲食、宿泊を含む。

表3. 6次産業化に取組む際の課題

課題項目		該当割合
生産	生産拡大	23.9%
	技術向上	30.8%
	労働力確保	29.6%
その他経営	情報収集	33.1%
	事業ノウハウ	30.0%
	情報発信力	20.7%
	人材育成	37.1%
	パートナー探し	21.9%
	資金調達	26.6%

注)n = 507

現状既に6次産業化を図っている経営体において、今後も販売、加工、その他の多角化に取組む意向を示す傾向にあり、特に販売における差が顕著である。例えば、既に消費者への直売に取り組

んでいる場合でも、新たに通販により販売先を開拓する、または、新たな卸や事業者への販売を模索するといったケースも想定される。加工やその他多角化においても一定の差があり、「非6次化企業」が新たに6次産業化に取り組むよりも、現状既に6次産業化を図っている経営体において、今後もより取組みを強化する意向が強い傾向にあるといえる。

続いて、6次産業化の取組み意向があると回答した経営体が挙げる課題項目を表3に示す。一般的に、販売、加工、またはその他多角化を図るうえで、人的な資源や資金面での課題が挙げられることが想定される。サーベイにおける回答では、人材育成を課題とする経営体が37%と最も多く、新たな取組みを図るうえでの有能な人材の確保が重要な課題になっている。他方で、資金調達に関しては人材育成や事業ノウハウといった項目と比べると低い結果であった。これは、行政などによる支援体制が一定程度整っていることが影響している可能性があり、例えば、日本政策金融公庫により提供されているスーパーL資金といった融資に加え、6次産業化・地産地消法のもと行政により提供されている補助金もある。

その他の項目では、情報収集という基礎的な点や、事業ノウハウの獲得といった戦略面での課題も3割ほどの水準であった。これらは経営者の判断に直接的に繋がる点であり、知識や能力面で経営者を支援する体制を強化することが、今後の6次産業化を促進させるうえでは重要な要因になると考えられる。これらの支援については、必ずしも内部の関係者のみならず、外部の専門家などによる支援がより得やすい環境を整えることも重要である。現状では、6次産業化・地産地消法のもとで6次産業化プランナー制度などが設けられているものの、その成果については今後の検証が必要である。

4. 結論と考察

本稿では、日本農業法人協会が実施したサーベ

イ調査を基に、数量化Ⅱ類を用いた6次産業化の要因分析を行った。分析結果からは、扱う作物による影響が大きいことが明らかになった。果樹や工芸という比較的その物自体の商品性が高い作物で6次産業化が図られている一方で、肉牛、養豚、ブロイラーといった畜産系では生産が中心であった。また、既に6次産業化を図っている経営体において取組みを強化する意向が強く、それには情報収集や事業ノウハウの獲得という経営者レベルでの知識や能力の向上に加え、抱えている人材の育成が課題となっている。

6次産業化が農業の活性化における重要な策と位置付けられるなか、今後より促進するためには、経営内部における人材の能力向上のみならず、外部の専門家による支援やアドバイスにより、新たな知見を得ることも必要と考えられる。また、例えば商品販売や商品のブランディングに加え、経営管理の強化、情報収集やその分析においては、ICTといったツールを活用することで強化できる分野もある。さらに、扱う作物によっても異なる対応策を検討することが求められ、例えば、畜産業において大規模な設備を要する場合には、単独での多角化ではなく、農商工連携により外部企業と連携することで、リスクの軽減に繋がる可能性がある。それぞれの置かれた状況に適した対応策を検討する必要がある、そのためには、経営を取り巻く環境や、抱える経営課題を正確に把握したうえで、それらを解決するために取り得る手段に関する知見を深めていくことが求められる。

最後に、当分野における今後の研究では、多様な人材の活用による影響に関する分析が必要と考える。また、実際に6次産業化を図り、その効果を得られるまでには一定の時間を要することが想定される。実際に多くの経営体において、期待した効果を十分に得られているかといった分析の蓄積も必要である。

引用文献

- 堀田和彦 2010 産業クラスター・ナレッジマネジメント的視点からの農商工連携の整理—農商工連携88選を事例に— 農村研究, 110, 1-12.
- 今村奈良臣 1998 新たな価値を呼ぶ、農業の6次産業化—動き始めた、農業の総合産業戦略—(財)21世紀村づくり塾 地域に活力を生む、農業の6次産業化, 1-28.
- 片山敏喜 2012 新産業としての農業の6次産業化の成立要件に関する研究—近畿地方を中心に— 日本農業研究所研究報告『農業研究』, 25, 207-321.
- 河野恵伸 2014 6次産業化、農商工連携に関する文献情報と研究動向—近畿中国四国農研農業経営研究, 24, 1-10.
- 松下秀介・森山あゆみ 2014 農業における経営発展の時系列的評価に関する一試論—6次産業化における制度利用・技術条件・経営者能力に注目して— 筑大農林社会経済研究所, 30, 55-63.
- 日本農業法人協会 2014 農業法人白書 日本農業法人協会.
- 農林水産政策研究所 2015 6次産業化の理論と展開方向 農林水産政策研究所.
- 農林水産省 2011 6次産業化の取組事例集【100事例】 農林水産省.
- 農林水産省 2015 食料・農業・農村基本計画 農林水産省.
- 農林水産省・経済産業省 2008 農商工連携88選 事例一覧 農林水産省・経済産業省.
- 尾島一史・佐藤豊信・駄田井久 2013 多様な流通チャネルを活用した有機農産物等の販売実態と課題 農林業問題研究, 49 (2), 403-408.
- 里村睦弓 2013 6次産業化における酪農教育ファームの経営分析—乳の社会文化学術研究報告書, 161-193.

3. 日本農業法人協会の概要と活動状況

ページ

○協会概要	96
○協会のあゆみ	97
○役員名簿	99
○組織・機構図・賛助会員名簿	100
○活動紹介	101
○アグリサポート倶楽部のご紹介	104

公益社団法人 日本農業法人協会の概要

平成28年10月1日現在

1. 名 称 公益社団法人日本農業法人協会

2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町 9-8 中労基協ビル 1F

3. 設 立 日 平成11年6月28日



4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

5. 事業の概要

前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展等に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22年法律第141条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

6. 会 員

- (1) 正会員：1,873（本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等）
- (2) 賛助会員：7（本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等）
（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人日本フードサービス協会）
- (3) アグリサポート倶楽部会員：138（情報提供に協力する個人・企業団体等）
（金融機関、税理士等専門家やコンサルタント、研究機関、メーカー、団体等）

日本農業法人協会のあゆみ・政策提言活動

年度	年	法人協会の動き	主な農政・経済等の動き
平成4年	1992.06		新政策「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」策定 かんきつ果汁輸入自由化
平成5年	1993		
平成6年	1994.04 1994.05	秋田県農業法人協会 設立 県段階として初の組織 コウチ・アグリマネジメント・クラブ 設立	緊急輸入米対策
平成7年	1995.02 1995.03 1995.05 1995.06 1995.08 1995.10 1995.11	山口県農業法人協会 設立 島根県農業法人協会 設立 香川県農業法人協会 設立 徳島県農業法人協会 設立 鳥取県農業法人協会 設立 富山県農業法人協会 設立 (社)千葉県農業協会農業法人部会 設立 宮崎県農業法人経営者協会 設立 長崎県農業法人協会 設立	ウルグアイ・ラウンド国内対策4法成立 食糧管理法廃止・新食糧法施行 豚肉に対するのセーフガード発動
平成8年	1996.02 1996.03 1996.06 1996.07 1996.08 1996.11 1996.12	北海道農業法人会議 設立 岩手県農業法人協会 設立 宮城県農業法人協会 設立 栃木県農業法人協会 設立 福井県農業法人協会 設立 うつくしまふくしま農業法人協会 設立 広島県農業法人協会 設立 三重県農業法人協会 設立 新潟県農業法人協会 設立 滋賀県農業法人協会 設立 大阪府農業法人協会 設立 佐賀県農業法人協会 設立 任意団体として全国農業法人協会が設立 青森県農業法人協会 設立 和歌山県農業法人協会 設立 岡山県農業法人協会 設立 山形県農業法人協会 設立 石川県農業法人協会 設立 福岡県農業法人協会 設立 岐阜県農業法人協会 設立	就農準備校が各地で開校 O157食中毒事件
平成9年	1997.02 1997.03 1997.04 1997.07 1997.08 1997.09 1997.12	京都府農業法人経営者会議 設立 鹿児島県農業法人協会 設立 兵庫県農業法人協会 設立 東京都農業法人協会 設立 日本農業法人協会山梨県支部 設立 沖縄県農業法人協会 設立 長野県農業法人協会 設立 愛媛県農業法人協会 設立 大分県農業法人協会 設立 奈良県農業法人協会 設立	台湾で豚の口蹄疫発生 第1回食料・農業・農村基本問題調査会
平成10年	1998.01 1998.02 1998.03 1998.07	愛知県農業法人経営者協会 設立 静岡県農業法人協会 設立 熊本県農業法人協会 設立 茨城県農業法人協会 設立	食料・農業・農村基本問題調査会が最終答申をまとめ、小渕首相に提出
平成11年	1999.06	社団法人日本農業法人協会 設立 坂本多旦氏(山口県 船方農場グループ代表)が初代会長に就任	食料・農業・農村基本法成立 「食料・農業・農村審議会」第1回会合開催
平成12年	2000.02 2000.03 2000.07	彩の国埼玉・農業法人協会 設立 「21世紀わが国農業のビジョンと提案」 日本農業法人協会加入者ぐんま連絡会 設立	食料・農業・農村基本計画決定 緊急総合米対策決定
平成13年	2001.06	「国民に「安心・信頼」される21世紀農業の創生を目指します」	BSE問題発生
平成14年	2002.02 2002.06	神奈川県農業法人協会 設立 「「食」と「農」の再生のための農業法人からの提案」	法人化有識者懇談会 米政策改革大綱決定
平成15年	2003.01 2003.03 2003.05	「農業生産法人の「のれん分け」「分社化」等による 「会員マーク」制定 「日本ブランド農業事業協同組合」設立	農業経営基盤強化促進法一部改正成立
平成16年	2004.03 2004.06 2004.06 2004.12	「21世紀わが国農業・農村の基本方向に関する提案」 長谷川久夫氏(茨城県(株)みずほ代表取締役)が会長に就任 「21世紀わが国農業・農村の再構築に向けた提案」 新潟県中越地震農業法人災害救援募金活動を実施	鳥インフルエンザ発生 牛肉トレーサビリティ法施行 農林水産業から日本を元気にする国民会議発足
平成17年	2005.02 2005.03 2005.03 2005.09 2005.10	「都市農業の振興に関する提言」 群馬県農業法人協会設立。 全都道府県に農業法人組織が設立 女性会員経営者等の自主組織「やまと凛々アグリネット」設立 相続税・贈与税の納税猶予に関する法人特例について税制改正要望の提出 (平成17年4月1日より施行) 「品目横断的政策に関する提言」	新たな「食料・農業・農村基本計画」策定 「経営所得安定対策等大綱」制定
平成18年	2006.06 2006.07	農地流動化と面的集積を飛躍的に進めるための緊急要請 (会員1,200名の署名を収集) 「集落営農の組織化に伴う農地の賃貸借 作業受託の契約解除への対応について」	ポジティブリスト制施行 「担い手経営安定新法」成立 公益法人3法制定
平成19年	2007.06 2007.07	社団法人日本農業法人協会「VISION2007」を発表	品目横断的経営安定対策の導入 参議院議員選挙で民主党が躍進

年度	年	法人協会の動き	主な農政・経済等の動き
平成20年	2008.06 2008.06 2008.09 2008.11	岩手・宮城内陸地震農業法人災害救援募金活動を実施 計301万円(163会員・32都道府県協会組織)の募金を宮城・岩手両県協会に贈呈 「地域の農業者やJA、異業種との連携による経営展開と人材育成に関する提案」 「農地政策の見直しに関する提案」 斎藤作圓氏(初代副会長・秋田県(株)秋田ニューバイオファーム会長)が黄綬褒章を受章	「21世紀新農政2008」制定 事故米転売問題・中国製ギョーザ食中毒事件が発生 日本政策金融公庫設立
平成21年	2009.04 2009.06 2009.06 2009.07 2009.11 2009.11 2010.02 2010.03	坂本多旦顧問(初代会長・山口県 みどりの風協同組合代表)、奥村一則氏(初代副会長・富山県(農)サカニ農産代表取締役)が黄綬褒章を受章 日本農業法人協会10周年記念シンポジウム・功労者表彰を開催 松岡義博氏(熊本県(有)コックファーム代表取締役)が会長に就任 新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言 間 和輝氏(元副会長・宮崎県(株)はざま牧場代表取締役)が黄綬褒章を受章 「一般社団法人 日本食農連携機構」設立 新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言 日本農業法人協会10周年記念イベントを開催	改正農地法が制定、施行 衆議院議員選挙で民主党が与党第一党に 「食料・農業・農村基本計画」閣議決定
平成22年	2010.05 2010.05 2010.07 2010.10 2010.10 2010.11 2010.12 2011.03 2011.03	口蹄疫の蔓延防止及び再生産に関する要請 口蹄疫被害農業法人救援募金活動を実施 計461万円(212会員・37員外者)の募金を9月に宮崎県協会に贈呈 「平成23年度税制改正要望」 「戸別所得補償制度に関する農業法人からの意見」 「農業経営基盤強化準備金の課税特例措置の延長と拡充等について」 第1回ファーマーズ&キッズフェスタ開催 「日本農業の体質強化に国際経済連携と向けた提案について」 「東日本大震災に関する要請」平成23年3月17日ほか、風評被害対応、国民の健康被害防止や食料安定供給に関する要望等6本を公表 東日本大震災義援金募金活動を実施 6月に岩手・宮城・福島・茨城の県協会に贈呈	戸別所得補償モデル事業実施 宮崎県内で口蹄疫が発生 食と農林漁業の再生本部設置 六次産業化・地産地消法が公布 3.11東日本大震災発生 3.12東電原発事故発生 放射性物質の食品検出が相次ぐ 世界各国で輸入規制強化
平成23年	2011.04 2011.06 2011.07 2011.07 2011.08 2011.09 2011.09 2011.11 2012.03	「東日本大震災に関する要請」平成23年4月4日ほか、資金繰り支援及び復旧対策支援に関する提案等4本を公表 「東日本大震災 復興提案」 「平成24年度税制改正要望」 「肉牛からの放射性セシウム検出に伴う緊急提案について」 「農地制度の運用改善に関する提案について【6次産業化法関連】」 「耕畜連携に関する日本農業法人協会の認識とご提案について」 「都市計画と農業政策の再結合による都市農業振興提案」 第2回ファーマーズ&キッズフェスタ開催 「日本農業の体質強化へ向けた政策提言について」	戸別所得補償制度の本格実施 食と農林漁業の再生本部のとりまとめ発表
平成24年	2012.04 2012.07 2012.08 2012.11 2012.12 2013.02 2013.03	一般社団から公益社団法人に移行 「平成25年度税制改正要望」 「九州北部豪雨に関する要望書」(熊本・福岡・大分各県法人協会連携) 「電気料金の値上げ見直し等に関する要望書」 第3回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	 衆議院議員選挙で自民党が与党第一党に 農林漁業成長産業化支援機構が設立 安倍首相によるTPP交渉参加表明
平成25年	2013.04 2013.05 2013.06 2013.07 2013.08 2013.09 2013.10 2013.11 2013.12	「農業経営の発展のための規制改革要望(骨子)」 「農畜産物の機能性表示の拡大についての要請書」 「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言」 藤岡茂憲氏(秋田県(有)藤岡農産代表取締役)が会長に就任 「日本のTPP交渉参加に関する意見提出について」 「農地中間管理機構に関する要望について」 「平成26年度税制改正要望」 「農地中間管理機構に関する意見について」 「東京電力福島第一原発放射能汚染水の漏えいに関する要請活動」 「日本のTPP交渉参加に関する意見提出について(第二弾)」 「『米政策等について』の要望」 第4回ファーマーズ&キッズフェスタ開催 「経営安定対策の見直しや多面的機能支払の創設にかかる意見・要望について」	首相官邸に農林水産業・地域の活力創造本部設立 富士山が世界遺産登録 参議院議員選挙で自民党が第一党に 首相官邸に産業競争力会議農業分科会設置 産業競争力会議農業分科会で、経営所得安定対策と生産調整の見直しが議論 農林水産業・地域の活力創造本部にて、経営所得安定対策と生産調整の見直し方針決定 農地中間管理機構等の法案成立 「和食」の世界遺産登録決定
平成26年	2014.03 2014.05 2014.06 2014.07 2014.09 2014.10 2014.11	「消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書」 「農業の会計に関する指針」 「あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言」 「消費税の軽減税率制度に対する意見」 「稲作農業法人の経営安定対策と経営体質強化に資する施策の推進に関する要望」 「平成27年度税制改正要望」 第5回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	 農協・農業委員会改革を含む「農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂版)」閣議決定
平成27年	2015.04 2015.06 2015.08 2015.09 2015.11 2015.11 2015.11	「農業の成長産業化に向けたプロ農業経営者からの提言」 「平成27年9月関東・東北豪雨に関する要請書」 「TPP国内農業対策に関する提言」 「平成28年度税制改正要望」 第6回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	都市農業振興基本法成立 農業委員会法・農協法・農地法改正一括法案成立 TPP大筋合意 TPP関連政策大綱決定

役員名簿

公益社団法人日本農業法人協会
(任期：平成 27 年 6 月 17 日～平成 29 年度総会終結まで)

○役員名簿

【会員理事】 14 名

会 長	全 国	藤 岡 茂 憲	[秋田県・(有)藤岡農産 代表取締役]
副会長	関 東	笠 原 節 夫	[神奈川県・(有)横浜ファーム 代表取締役]
副会長	九 州・沖 縄	近 藤 一 海	[長崎県・(農)ながさき南部生産組合 会長理事]
副会長	北 信 越	佛 田 利 弘	[石川県・(株)ぶった農産 代表取締役]
副会長	北海道・東北	柏 崎 進 一	[青森県・(有)柏崎青果 代表取締役]
副会長	近 畿	山 田 敏 之	[京都府・こと京都(株) 代表取締役]
	北海道・東北	堀 江 英 一	[北海道・(株)もち米の里ふうれん特産館 代表取締役]
	関 東	井 尻 弘	[千葉県・(株)生産者連合デコボン 代表取締役]
	東 海	大 西 隆	[岐阜県・(農)セントラルローズナーセリー 代表理事]
	北 信 越	坪 谷 利 之	[新潟県・(農)木津みずほ生産組合 代表理事]
	中 国	吉 弘 昌 昭	[広島県・(農)ファーム・おだ 組合長理事]
	四 国	矢 野 匡 則	[香川県・(株)三豊セゾン 代表取締役]
	九 州・沖 縄	古 川 拓	[鹿児島県・(有)コセンファーム 代表取締役]
	全 国	三 森 かおり	[山梨県・(有)ぶどうばたけ 取締役]

【員外理事】 9 名

	青 山 浩 子	[農業ジャーナリスト]
	岩 城 晴 哉	[全国農業協同組合連合会 常務理事]
	大 西 茂 志	[全国農業協同組合中央会 常務理事]
	加 藤 一 隆	[(一社)日本フードサービス協会 顧問・理事]
	納 口 るり子	[筑波大学 教授]
	柚 木 茂 夫	[全国農業会議所 事務局長]
	和 田 寿 昭	[日本生活協同組合連合会 専務理事]
専務理事	市 原 茂 人	[(株)日本政策金融公庫] (常勤)
常務理事	藁 谷 宏	[(一社)全国農業会議所] (常勤)

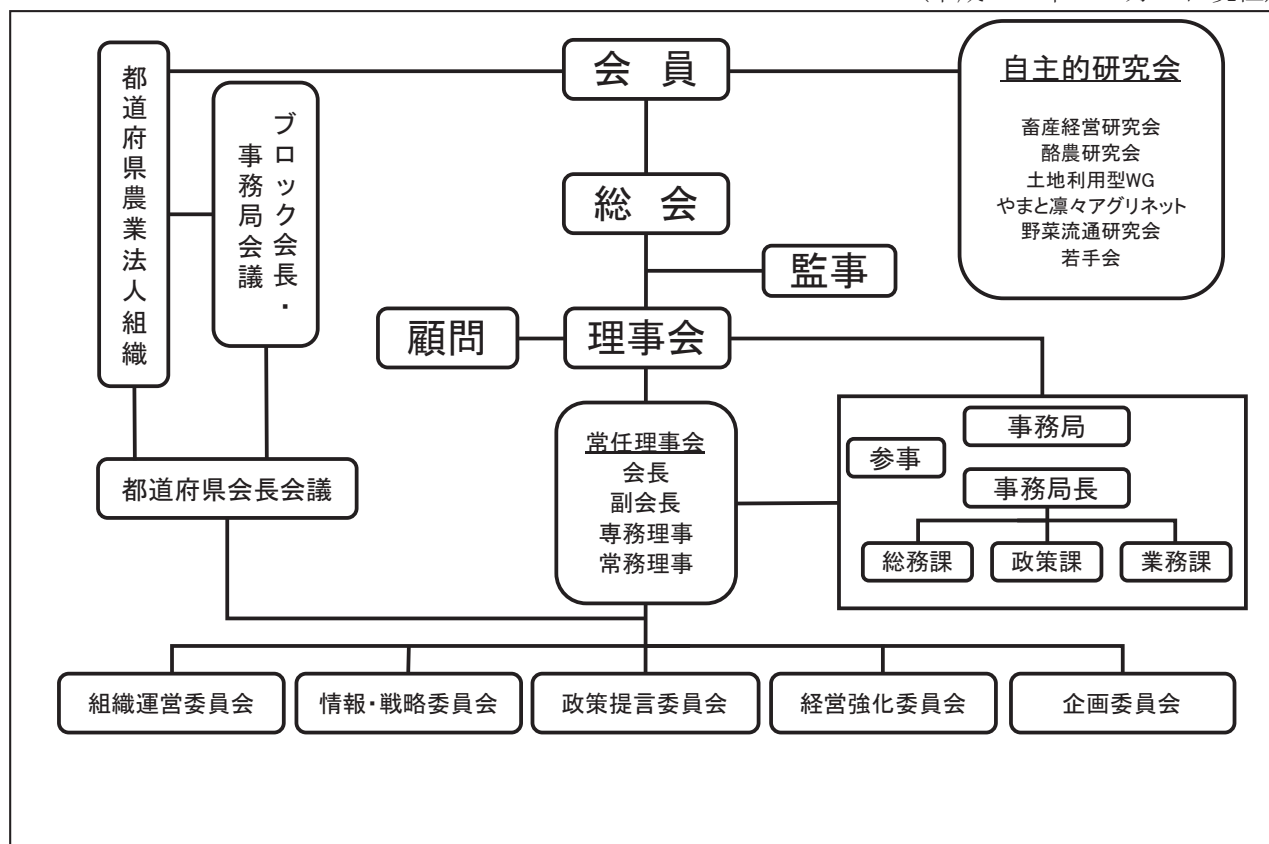
【会員監事】 2 名	須 藤 泰 人	[群馬県・(有)ロマンチックデーリィファーム 代表取締役]
	鍋 嶋 太 郎	[富山県・(有)ドリームファーム 代表取締役会長]

【員外監事】 1 名	遠 藤 久	[税理士・(一社)全国農業経営コンサルタント協会 副会長]
------------	-------	-------------------------------

【顧 問】 1 名	坂 本 多 旦	[元日本農業法人協会 会長、山口 みどりの風協同組合代表]
-----------	---------	-------------------------------

組織・機構図

公益社団法人日本農業法人協会
(平成28年10月1日現在)



賛助会員名簿

No	組織名	所在地	URL
1	一般社団法人全国農業会議所	〒102-0084 千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル2階	http://www.nca.or.jp/
2	全国農業協同組合中央会	〒100-6837 千代田区大手町1-3-1 JAビル	http://www.zenchu-ja.or.jp/
3	全国農業協同組合連合会	〒100-6832 千代田区大手町1-3-1 JAビル	http://www.zennoh.or.jp/
4	農林中央金庫	〒100-8420 千代田区有楽町1-13-2 DNタワー21	http://www.nochubank.or.jp/
5	一般社団法人全国農業経営 コンサルタント協会	〒102-0084 千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル1階	http://www.agri-consul.jp/
6	全国共済農業協同組合連合会	〒107-8530 千代田区平河町7-9 JA共済ビル	http://www.ja-kyosai.or.jp
7	一般社団法人日本フードサー ビス協会	〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル10F	http://www.jfnet.or.jp/

活動紹介

公益社団法人日本農業法人協会

日本農業法人協会は、農業経営者が組織する団体として、全国約 1,900 会員の相互研さんやわが国の農業・農村の発展に資する提案・提言活動、農業の人材確保・育成活動、会員の経営改善支援など、様々な活動を実施しています。

各種セミナーや情報交換会、実需者との産地見学交流会などの開催、政府・国会等への政策提言や各種要望など、経営者団体だからこそできる活動を展開しています。また、農業法人の実態を広く知っていただくため、農業法人白書の発刊やファーマーズ&キッズフェスタなどのイベントを開催しています。

■調査・情報活動

農業法人の実態や課題を把握し、自助努力のポイントや提言の対象となる政策・施策の参考データの収集に努めています。また、会員の経営改善に役立つ情報提供に力を入れています。

○農業法人実態調査⇒会員の経営実態や経営課題等について調査・分析し、農業法人白書を毎年作成・発行しています。

○調査レポートの公表

○「アグリビジネス経営塾」の発信⇒経営紹介、農業経営、税務、労務、雇用改善など、年間 40 回以上にわたって情報提供しています。

○「耳より通信」の発信⇒新しい制度や事業の紹介、お得な経営関連情報などをタイムリーに提供しています。

■提案・提言活動

政府や政党との意見交換や審議会、研究会への会員の参加を通じて、日本農業法人協会の考えを伝えています。

主な取組は次のとおりです。

<提言・要望書の提出>

○新たな経営所得安定対策としての収入保険制度に関する意見（2016/8）

○「農業の成長産業化に向けたプロ農業経営者からの提言」発表（2016/6）

○平成 28 年熊本地震に関する緊急要望（2016/4、2016/5）

○TPP 国内農業対策に関する提言（2015/11）

○平成 27 年 9 月関東・東北豪雨に関する要請書（2015/9）

○税制改正要望、消費税の軽減税率制度に係る意見・要望書の提出

○耕畜連携の強化による農業法人の経営対策に関する提言

○農地中間管理機構、米政策等に関する意見書の提出

○農業機械・資材・スマート農業に関する意見書の提出

○農業の会計に関する指針

<意見交換等>

○山本農林水産大臣と役員の懇談会



○菅 義偉官房長官との懇談会



○農水省・経営局長との意見交換会

○与党・税制改正要望ヒアリング

○全国農業会議所・JA グループと意見交換

■研修・教育活動

各界の著名人を講師に迎えるセミナーや課題別・地域別の研修会や交流会を開催し、自己啓発や農業経営者としての能力開発を目指しています。

【全国農業法人秋季セミナー2016 in 北海道】

○テーマ

「グローバル化をチャンスに～つながりの力で掴む夢～」

○講演会

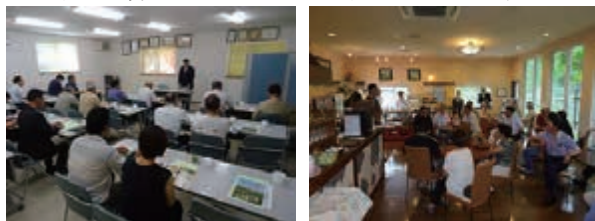
外食産業の持続的成長と農業に対する期待

講師：ロイヤルホールディングス(株)

代表取締役会長(兼)CEO 菊地唯夫氏

○現地視察(主な訪問先)

仁木町さくらんぼ山観光農園、くだもの農家浜田園、大野ファーム、ドリームヒル、十勝しんむら牧場、山本忠信商店



視察風景



セミナー風景

※この他、全国セミナーを2回、地域ブロック6か所で研修交流会を開催しています。

■経営改善支援活動

会員の経営改善支援に資する様々な取組を実施しています。

○農業経営に関わる様々な相談対応⇒皆様の経営上の課題について、専門家や金融機関、ASC 会員等と連携して解決をお手伝いします(経営支援プロジェクトチーム)。

○農業経営診断事業の実施⇒無担保・無保証人の「スーパーL円滑化貸付・法人特例枠」を希望する法人に対し、経営診断を実施しています。

○ビジネスマッチング等の支援⇒(一社)

日本フードサービス協会・(一社)日本総菜協会と連携し、産地見学・商談・交流会を開催しています。



商談会風景

○会員限定の傷害保険制度の推進⇒従業員などを対象とした団体割引保険料を適用した傷害保険制度の推進を図っています。

○経営セーフティネット活動(会員限定)

①食品あんしん制度の推進⇒食品の製造・加工事業における異物混入や食中毒等に備えたPL保険及び各種費用損害に対する保険制度です。

②農業版天候デリバティブ⇒自然災害のリスクによる減収に対して補償金を支払う制度です。

③直売所保険制度⇒直売所で発生する様々な事故に対応できる保険制度です。

○農産品の輸出に向けた情報収集と調査活動⇒日本貿易振興機構(JETRO)と業務連携を締結し、NPO 日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)、農林中央金庫など関係団体との連携・協力による海外派遣ミッション及びバイヤー招聘事業・商談交流会の開催、テストマーケティング等を支援しています。



2013/5 シカゴ

2015/2 ドバイ

■人材確保・育成活動

法人経営に有用な人材の確保や円滑な新規就農に結びつける取組など、様々なフェーズの人材確保と育成について対応する取組を行っています。

○農業法人向け研修会

の開催⇒農業法人に従事する役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や、安全に農作業を行うために必要な基礎知識・技術等を習得する研修会を年2回開催しています。



○合同会社説明会の開催

⇒東京や大阪を中心に1年間に8回程度、農業法人などに就職したい人の説明・相談会を実施しています。



○農業インターンシップ事業の実施⇒農業法人での農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者を対象にインターンシップ事業を実施しています。

○外国人技能実習生の研修・受入事業の実施⇒外国人技能実習生の受入に必要な研修事業と実習生を受け入れた会員企業への監査指導を実施しています。

■啓発・普及活動

農業の楽しさや大切さ、食料の安定供給に農業法人が果たしている役割を広くPRし、元気な農業を発信することで日本を元気にしたいと考えています。

○ファーマーズ&キッズフェスタの開催⇒日本全国のプロ農業者が集い「子どもと農業をつなぐ架け橋」として都会の子どもたちに元気なニッポン農業を発信するイベントです。全国のこだわり&新鮮な農産物の直売、楽しいステージや食育・農育ワークショップを企画しています。大型農業機械の試乗やかわいい動物たちとのふれ合いなどが家族連れに人気内容となっています。



ファーマーズ&キッズフェスタ会場風景

○農業法人白書の刊行⇒農業法人の規模や経営課題、今後の事業展開の意向など、農業法人の“いま”をコンパクトに取りまとめた資料です。



○講師斡旋活動の実施⇒日本農業法人協会に登録する先進的な農業経営者が講師となって、農業経営の法人化や経営の多角化などについて講演を行っています。

■表彰活動



女性の活躍で既に先進的な取組を実践している農業経営体を選定し、表彰する「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」(WAP100)を実施しています。

農業界で女性活躍の機運をさらに高めていく上で、モデルとなるような経営体を広く周知することを目指して平成27年度から始めたもので、初年度は全国から32の農業法人・経営体が選ばれています。

公益社団法人日本農業法人協会



HP : <http://www.hojin.or.jp>

TEL : 03-6268-9500

FAX : 03-3237-6811

e-mail : nogyo@hojin.or.jp

©日本農業法人協会2016

アグリサポート倶楽部のご紹介

公益社団法人日本農業法人協会

アグリサポート倶楽部とは

- わが国の食料・農業・農村に関心をもつ企業等が、その事業や活動等を通じ農業法人等をサポートしうる情報やサービスを当協会会員等に提供するとともに、当協会からもこれら企業等に対し農業法人等に関する情報等を提供する仕組みです。
- 企業等と会員等が交流・相互理解の促進を図る仕組みです。
- 当協会は、こうした情報サービスの提供や交流等の機会を提供します。

具体的な活動

- 当協会HP内に開設するアグリサポート倶楽部（ASC）の専用サイトにおいて、ASC会員から農業法人会員に対し情報サービスを提供します。
- ASC会員から当協会会員に対し個別のサービスを提供。この場合、個別情報サービスの取扱いには約定等をもって定めています。
- 当協会からASC会員に対し農業法人等に関する情報サービスを提供。
- ASC会員と農業法人会員等が交流・相互理解を促進。

ASC会員の加入状況

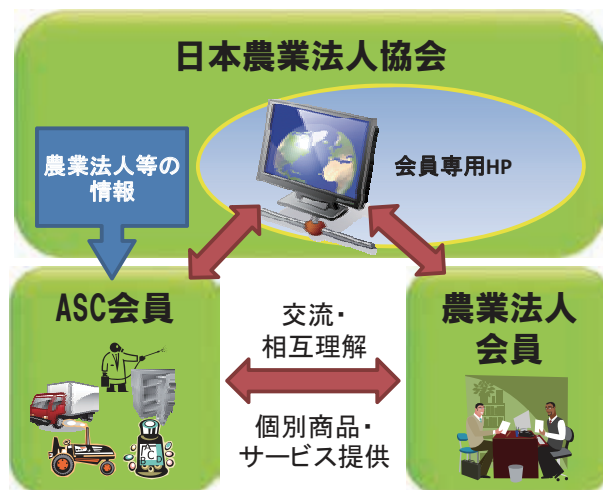
- 138会員（2016年10月1日現在）

会費

- 入会金なし
- 年会費 企業等：50,000円

アグリサポート倶楽部の仕組み

ASCの専用ページに掲載いただいた情報は、農業法人会員へ提供されます。またASC会員は当協会が発行するFAX通信、セミナー案内などをはじめ、農業法人に接する様々な機会を提供します。



※入会に際しては、面接等による審査がございます。

アグリサポート倶楽部 会員名簿

(2016年10月1日現在、入会順)

八木 宏典 様	アグリビジネス・ソリューションズ(株)	アサヒグループホールディングス(株)	ニチバン(株)	(株)神明アグリ	ハイパーアグリ(株)	(一社)日本貨物検査協会	(株)日本能率協会コンサルティング	(株)リバネス
岸 康彦 様	日鉄住金テクノロジー(株)	(株)コバヤシ	野村アグリプランニング&アドバイザー(株)	ソリマチ(株)	JA全農青果センター	コーラルインターナショナル(株)	サンリッチジャパン(株)	ソフトバンク・テクノロジー(株)
日立キャピタル(株)	協友アグリ(株)	信越化学工業(株)	(株)クボタケミックス	(株)アグリ吉野家IS	(株)井口	積水マテリアルソリューションズ(株)	(株)マイファーム	
片倉コープアグリ(株)	朝日工業(株)	(株)アグリコンパス	(株)都築経営研究所	東芝メディカルシステムズ(株)	(株)インターリスク総研	(特非)ITコーディネータ協会	日栄産業(株)	
全農グリーンリソース(株)	(株)農林中金総合研究所	(株)みずほ銀行	(株)NHKプロモーション	(一社)日本能率協会産業振興センター	日本生活協同組合連合会	(株)ノーサンサービス	住友精密工業(株)	
共栄火災海上保険(株)	(一社)農業経営支援センター	(株)愛華	三井化学アグロ(株)	ホシザキ北信越(株)	東京デリカフーズ(株)	(株)ヨシケイ・ナラ	丸和バイオケミカル(株)	
セントラル化成(株)	(株)ビジネスガイド社	東海物産(株)	(株)ミツハシ	AIU損害保険(株)	キヤノンマーケティングジャパン(株)	(株)JOYアグリ	ダイナバック(株)	
クミアイ化学工業(株)	(一社)全国農業経営専門会計人協会	シンジェンタジャパン(株)	(一社)アグリフューチャージャパン	サンテラ(株)	イーサポートリンク(株)	住商アグリビジネス(株)	ヤマトボックスチャーター(株)	
損害保険ジャパン日本興亜(株)	リサール酢産(株)	(株)サンカネットワーク	(一財)日本GAP協会	(一社)日本農業機械化協会	(一社)食農共創プロデューサーズ	日立マクセル(株)	(株)ファームステッド	
アグリビジネス投資育成(株)	富士通(株)	バイエルクロップサイエンス(株)	三井住友海上火災保険(株)	(株)イオン銀行	ジェイカムアグリ(株)	有限責任あずさ監査法人	(株)カウイチ	
(株)グレイン・エス・ビー	日東エフシー(株)	(一社)日本食農連携機構	東日本電信電話(株)	東京海上日動火災保険(株)	(株)GB産業化設計	日建リース工業(株)	(一社)農協協会	
JA三井リース(株)	(株)浜口微生物研究所	井関農機(株)	(株)農林水産広報センター	双日(株)	(一社)全国肥料商連合会	(株)NTTドコモ	サンデン・リテールシステム(株)	
日産化学工業(株)	イノチオアグリ(株)	(一社)農山漁村文化協会	(株)ベルグリーンワイズ	全国米穀販売事業共済協同組合	日本農業(株)	北興化学工業(株)	オリックス(株)	
住友化学(株)	レンゴー(株)	三菱商事(株)	三井金属計測機工(株)	三井化学(株)	全農物流(株)	NTTファイナンス(株)	ユアキッチンサービス(株)	
ナガセサンバイオ(株)	ナラサキ産業(株)	シバヤ精機(株)	(株)サカタのタネ	IDECシステムズ&コントロールズ(株)	PwCあらた監査法人	ブラネット・テーブル(株)	住友三井オートサービス(株)	
(株)三菱東京UFJ銀行	(株)NOPPO	武甲産業(株)	ヤンマー(株)	アグリコネク(株)	三井住友トラスト・バナンニクファイナンス(株)	フロンティア・マネジメント(株)	小野田化学工業(株)	
(株)三井住友銀行	日本石灰窒素工業会	三菱商事アグリサービス(株)	(株)クボタ	大阪堂島商品取引所	ダイハツ工業株式会社	三井住友ファイナンス&リース(株)	(株)精工	

農業法人白書・統計表バックナンバーご紹介

＜掲載内容・価格＞

調査年度	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
発行月	2011 年 8 月	2012 年 8 月	2013 年 5 月	2014 年 5 月	2015 年 9 月
共通	・ 回答法人プロフィール（会社形態・従業員・多角化段階・地域） ・ 売上の構成・売上規模と従事者一人あたりの売上高・販売先の構成 ・ 金融機関との取引・過去 1 年の経営の状況・経営課題・経営強化の取組み ・ 制度政策への意向				
キーワード トピック	・ 雇用・人材育成 ・ 企業の農業参入 ・ 社会貢献活動 ・ 消費者交流 ・ 食農教育活動 ・ 海外事業展開	・ 経営課題、経営管理 ・ 耕畜連携 ・ 情報通信技術 ICT の導入状況 ・ 農業機械等の利用状況 ・ 農作業安全と事故防止 ・ 海外事業展開	・ 経営に関わる行政数・農業経営改善計画の認定行政数 ・ JA への参加 ・ 再生可能エネルギーの取組み ・ 人材育成 ・ 東日本大震災に関する影響 ・ 海外事業展開 ・ お役立ち情報	・ 6 次産業化と労働移動について ・ 人材育成と従業員の労働環境・福利厚生 ・ 東日本大震災に関する影響 ・ 海外事業展開 ・ お役立ち情報	・ 経営強化の取組み ・ 労働環境と福利厚生 ・ 耕畜連携 ・ 設備投資と農業機械・ICT の取組み ・ 農作業安全に向けた取組み ・ お役立ち情報
農業法人白書	1,905 円+税	1,905 円+税	2,381 円+税	2,500 円+税	2,500 円+税
統計表 CD-ROM	冊子 9,524 円+税	単体 9,524 円+税 セット 11,429 円+税	単体 9,524 円+税 セット 11,429 円+税	単体 10,000 円+税 セット 12,000 円+税	単体 10,000 円+税 セット 12,000 円+税

＜販売取扱店＞

○農業書専門店・農業書センター

<http://shop.ruralnet.or.jp/>（キーワード「白書」で検索）

営業時間：平日（10:00～19:00） 土曜（11:00～17:00）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-15-2 第 1 富士ビル 3 階

TEL：03-6261-4760 FAX：03-6261-4761

○三省堂書店農林水産省売店

営業時間：平日（9:00～19:00）

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 農林水産省地下 1 階

TEL/FAX：03-3501-1881



＜発行元＞

公益社団法人日本農業法人協会

TEL：03-6268-9500/FAX：03-3237-6811

<http://www.hojin.or.jp> Email:nogyo@hojin.or.jp

集まれ! ニッポンの次世代農業者たち

次世代農業者 全国大会開催

■開催期間／平成29年

2月24日・25日
(FRI) (SAT)

日本の農業を変えよう

農業経営の発展に意欲ある農業者を募り「次世代農業者全国大会」を開催します。先進的な取り組みを行う農業経営者の経営体験を報告、グループ討議により参加者間でその課題解決の本質を探ることで、経営ノウハウや知識を学びます。また、同じ悩みを抱え、奮闘する、信頼できる仲間のネットワークを構築し、次世代農業の創造及び発展につなげます。

Change Agribusiness

詳しくは「日本農業法人協会」HPまで

日本農業法人

検索

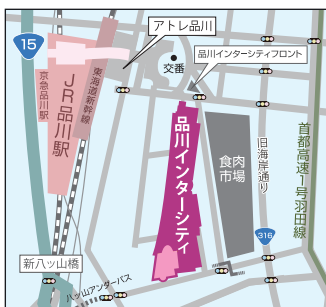
会場

品川インターシティホール
(品川駅港南口 徒歩5分)

東京都港区港南 2-15-4

TEL: 03-3474-0461

URL: <http://www.sic-hall.com/>



期 日

平成29年 2月24日(金) 13:00
～2月25日(土) 12:00

申し込み

- 先着順受付
(平成29年2月10日(金)締切)
- 交流会にもあわせてご参加下さい。
(主催: (公社)日本農業法人協会)
交流会参加費/会員1万円、非会員2万円

詳しくは申込み
サイトに



<http://hojin.or.jp/standard/jisedai2016/>

スケジュール(予定)

24日(金)	13:00～	開 会
	13:20～14:20	挨拶
	14:30～15:30	事例報告
	15:30～17:30	休 憩
25日(土)	9:00～10:00	講 演
	10:00～12:00	グループ討議 (売上規模別)
		(交流会 ～20:30)
		・閉会

参集者

50歳以下の農業者
(経営者、後継者、従業員等)

主催: (公社)日本農業法人協会
協力: (一社)全国農業会議所

全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
農林中央金庫
(一社)全国農業経営
コンサルタント協会

全国共済農業協同組合連合会
(一社)日本フードサービス協会
(株)日本政策金融公庫
全国農協青年組織協議会
全国農業青年クラブ連絡協議会

〔農林水産省 平成28年度 農業経営法人化等 全国推進委託事業〕

お問合せ先

公益社団法人
日本農業法人協会

事務局担当: 政策課

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL: 03-6268-9500 FAX: 03-3237-6811 メール: seisaku@hojin.or.jp

受付時間: 平日 9:30-17:00 (土日祝を除く)

農業経営・法人化
についてお悩みの方へ

相談
無料

相談窓口 のご案内

専門家が皆様の課題解決のお手伝いをいたします。



まずは、
お電話
ください。

☎03-6268-9760

農業法人とは？農地所有適格法人とは？

法人化の手順は？何が必要？

法人化のメリットとデメリットって？

農業法人経営者の話を直接聞いてみたい

税務労務がよくわからない…保険は何か入るべき？

企業と連携したい！

農機をリースするには？

資金に不安が…

専門家に直接相談は可能？

「農業」の「法人化」について、 「農業経営」の疑問、不安、お困りごとについて、 どんなことでもお気軽にご相談ください。



どうやって
相談すれば
いいの？



相談は、電話、FAX、
Emailで受付けてお
り、担当スタッフがご
相談をうかがいます。



相談費用は
どれくらい
かかるのかしら？



相談は無料です。
電話、FAX、Emailで
受付けています。ど
んなご相談でもお受
けいたします。



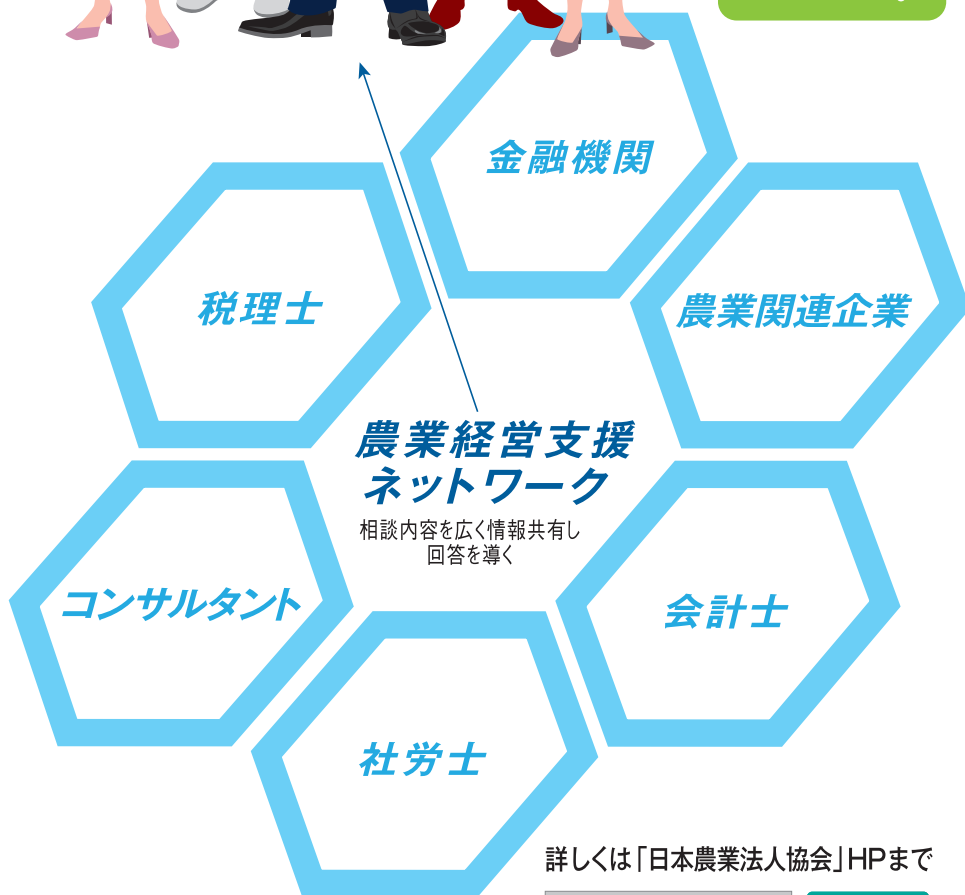
専門家からの
アドバイスが
ほしい



農業経営支援ネット
ワークには、農業経
営や法人化に係わる
様々な企業が参加し
ています。相談内容
に応じて専門家をご
紹介いたします。



相談は**無料**です！
われわれ専門家による
ネットワークが、
問題解決を後押しします。



詳しくは「日本農業法人協会」HPまで

日本農業法人

検索

お問合せ先

公益社団法人 日本農業法人協会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL:03-6268-9760 FAX:03-3237-6811

メール:soudan@hojin.or.jp

受付時間:平日 9:00-17:00(土日祝を除く)

農業経営支援ネットワーク2016

農業経営や法人化に係わる様々な相談を一元的に受ける相談窓口を開設し、専門家のアドバイスを得ながら課題の解決を支援する「農業経営支援ネットワーク2016」を設置しました。本ネットワークは、農業経営相談に対して多様な角度から回答を導くため、広く専門家や企業の参加を呼びかけ、幅広く農業経営を支援できる全国ネットワークを構築しております。

業種	組織名	内 容
肥料・農業	協友アグリ株式会社	農業の研究・開発・製造・販売を行っている総合メーカー。水稻および園芸農業、IPM(総合防除)資材まで幅広い製品ラインナップを持ちます。「愚直に現場主義」を合言葉に、現場の課題に対し、自社商品の活用により解決を図っていく提案型普及推進を行い、高品質な農産物の生産をサポートしていきます。
	日産化学工業株式会社	農業化学品事業部は、農業の研究開発から製造・販売までを手掛けるメーカーです。農業に関するアドバイス、サポートを無料で行います。弊社製品に関する情報は「日産化学アグロネット」で検索してください。
	日本農薬株式会社	農業の研究開発から製造・販売までを手掛ける農業メーカーです。全国に営業担当者も廃止し、農業発展への貢献を目指しています。
	丸和バイオケミカル株式会社	現場の課題に合わせた農薬・農業資材の開発を通じ、生産者の皆様の課題解決に取組んで参ります。
システム・IT	株式会社インテック	当社は、ICT技術の研究から、システム開発、業務パッケージ、アウトソーシング(クラウドサービス・BPOサービス)までをトータルソリューションとして提供します。ビジネス領域は、製造、流通、医療、ヘルスケア、金融、公益、行政まで幅広く事業展開しています。事業エリアは、北海道から九州まで全国23カ所で事業所を展開し、地域のお客様ニーズにも応えます。
	コニカミノルタジャパン株式会社	ICT全般及び文書管理関連のソリューションはもちろんのこと、マーケティング、販路開拓支援、労働力不足対策のソリューションを提供させて頂きます。また、農業関連においても、メーカーとして保有している光学やセンサー技術を活かした産学連携の実証実験などをおこなっております。是非、抱えられている課題についてお話を聞かせ頂ければ幸いです。
	ソリマチ株式会社	ソリマチは長年、農業ソフトの開発販売をしております。青色・白色や農業法人の申告が簡単に行える農業簿記パソコンソフトの提供や研修会・サポートを行います。また、作業記録・生産履歴のクラウドサービスも提供します。
	富士通株式会社	富士通では、農業現場向けICTサービス「食・農クラウドAkisai(秋彩)」をご提供しております。露地栽培、施設栽培、畜産をカバーし、生産から経営・販売まで企業の農業経営を支援するクラウドサービスです。農業現場のデータを収集し、利活用する事で、農業経営の課題解決をご支援いたします。
	ネボン株式会社	最適な栽培環境づくりのお手伝いをさせていただいています。クラウド型のICTによる栽培環境のデータ化や遠隔制御、それらデータのグループ共有が可能です。また、環境づくりに必要な設備機器の導入からアフターサービスまでの幅広い提案を得意としています。
資材・農業	株式会社井口	創業54年、穀物用容器(麻袋・PPクロス袋・クラフト紙袋・フレコン袋)を専門に扱ってまいりました。新袋の他、精米工場より引き取った空き袋の清掃修理も行ってあります。その中でフレコン袋を清掃する機械を自社開発し、その機械を使用して清掃作業業務を行っており、フレコン袋清掃機自体の販売も行っております。また15年前から精米・製粉工場・貯穀倉庫の防虫対策用品の販売を行っており、2016年からはネズミ対策用品も販売しております。
金融・保険	アグリビジネス投資育成株式会社	当社は、農業法人等への投資育成事業を行う承認会社であり、出資を通じた①財務基盤の強化の安定、②安定株主としての役割、③対外信用力の向上に加え各種経営相談による経営サポートを行っています。
	株式会社イオン銀行	農業経営における多様な資金面のサポートのほかビジネスマッチング等の経営面のニーズにもお応えいたします。
	共栄火災保険株式会社	農業経営における様々なリスク対策につき、各種損害保険商品を通じてご提供します。
	JA三井リース株式会社	JA三井リースは、農業者様の経営課題を解決する最良のパートナーとして、リース・ファイナンス機能の提供や簡単&スピーディーな「農業かんたんサポート」をはじめ、農機、園芸設備、畜産商品に向けた様々なメニューをご用意しています。
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	農業法人向けリスク対応損害保険、天候デリバティブ、食品安全等リスクマネジメント支援など
	東京海上日動火災保険株式会社	農業リスクコンサルティングサービスにより、皆様を取り巻くリスクの全体について総点検し、経営にお安定化をご支援させて頂けます。各種損害保険、生命保険、農業向け保険商品も取り揃えております。
	株式会社日本政策金融公庫	制度資金(スーパーL資金等)の融資や農業経営アドバイザー等の各種サポートメニューを通じて、地域の中核となる担い手農業者の規模拡大や法人化等、経営改善への取組みを支援。
コンサル・サポート	株式会社後継者の学校	特に、事業承継期における、事業戦略、組織戦略、財務戦略とする。
	彩英総合研究所	職業能力開発、労働相談、職業適性試験等の人事労務関係の総合的なコンサルティング
	一般社団法人 全国農業経営専門会計人協会	事業内容①農業経営者に対する研修会等の開催及び農業経営に関する啓蒙②農業経営に関する調査・研究③農業経営にかかる必要な情報の収集・提供④農業経営コンサルティングツールの開発及び普及⑤会員の職務能力並びに資質向上のための教育研修⑥その他本協会の目的達成に必要な事業。
	株式会社日本能率協会コンサルティング	日本能率協会コンサルティング(通称:JMAC/ジェイマック)は、経営課題、事業課題、業務課題の具体的な解決を行う経営コンサルティング会社です。1942年の設立以来、メイド・イン・ジャパンのもののづくりを牽引する、企業の品質改善や生産性向上(省力化やコスト削減)、商品・技術開発、物流合理化、営業力強化(売上拡大)等の様々なテーマについて多くの日本企業と農業生産法人の経営改革を支援してきました。
	合同会社フィフス・アロー	経営とは、「人」と「仕組み」と考えています。私どもは、経営戦略、金融機関・行政等折衝戦略をはじめ人事・組織制度の改革に関する経営アドバイスを提供するほか、プロジェクトを通して業務改善と人材育成を現場で実践的に支援いたします。
	株式会社マネジメントパートナーズ	昭和46年設立、全国各地の商工会議所・商工会、中小企業団体、法人会、中小企業等を主顧客とする。経営支援・人材育成講座の企画講師派遣や各種冊子の企画から販売、オリジナル「ビジネスダイアリー」の企画販売を主業務としている。特に経営実務講座の講師派遣実績は年間約2,000件、主に小規模・中小企業向け「創業から事業継続、経営実務」講座分野に多くの講師を擁している。経済団体で培ったノウハウを「農業経営」の分野でご活用を。
	司法書士 優リーガルオフィス	司法書士・行政書士事務所です。
	渡辺喜代司税理士事務所	「農工商連携事業」「6次化事業」の調査委員の経験から事業に取り組む際に的確なアドバイスをいたします。また、飲食業界とのネットワークを持ち、その活動範囲は日本国内に限らず台湾や中国にも広がっています。
その他	特定非営利活動法人 アジアGAP総合研究所	JGAP、GLOBALGAPの研修、指導。農産物ブランドの構築支援。
	全国農業経営支援 社会保険労務士ネットワーク	農業法人等における雇用の改善を進め、農業経営の健全な発展と従業員の働く意欲の向上に努めることを目的として、平成22年に設立しました。「雇用・労務管理の専門家集団」として、関係機関・団体などと連携しながら、農業経営での雇用・就業環境などの整備を進め、農業経営の健全な発展と従業員の働く意欲の向上に努めています。
	株式会社ファームステッド	「地方にこそデザインを」「一次産業をデザインする」ことをコンセプトに、農業をはじめとする一次産業をデザインによるブランド化で活性化することをおミッションとしているデザイン・ブランディングカンパニーです。

WAP100 2016

Women's Active Participation in Agricultural Management

農業の未来をつくる 女性活躍経営体100選

公益社団法人日本農業法人協会は、女性活躍に向けて、先進的な取り組みを実践している農業経営体を「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選(WAP100)」として選定し、表彰をおこないます(平成28年度農林水産省補助事業「輝く女性農業経営育成事業」、概ね30経営体を予定)。

この“WAP100”を通じ、農業界における女性活躍推進のトレンドを作り出していくため、WAP100認定公募と併せて全国各地で『経営発展セミナー』を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

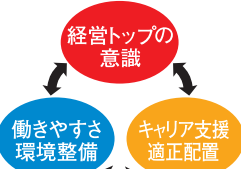
※WAP100(ワップ100)とは表彰の愛称です。
「農業経営(体)における女性の積極的な参画」の英訳「Women's Active Participation in Agricultural Management」から名付けました。

WAP(ワップ100)の活動内容

WAP100では、「女性の活躍推進に関する、①経営者の理念や方針に沿って、②具体的な取り組みを行い、③経営上の成果が現れていること。」を審査し、優れた取り組みを行い他の経営体のモデルとなる農業経営体を選定・表彰致します。平成27年度は、32農業経営体(裏面参照)を認定しました。

農業経営体における女性の活躍

取り組みによる好循環



経営上の成果

商品・サービスの開発
品質向上・コスト削減
収益貢献・人材採用
事業成長 など

〈優良事例の表彰・全国への普及推進〉

WAP100 認定公募

スケジュール

募集期間：平成28年6月15日(水)～9月16日(金)
書類審査：平成28年10月中旬
現地審査(書類審査通過者のみ)：平成28年11月～12月
結果公表：平成29年2月
表 彰 式：平成29年3月8日(水)
よみうり大手町ホール(東京・大手町)

応募資格

農畜産物の生産の事業を行い、女性の活躍を推進している農業経営体であれば、法人・個人を問いません。

審査方法

女性の活躍推進に関する豊富な経験等を有する有識者からなる審査委員会を設置し、厳正な審査を行ないます。審査は、書類及び現地審査を実施します。

主催：(公社)日本農業法人協会 後援：農林水産省、内閣府男女共同参画局
協力：農山漁村男女共同参画推進協議会、(株)日本政策金融公庫

お問合せ先

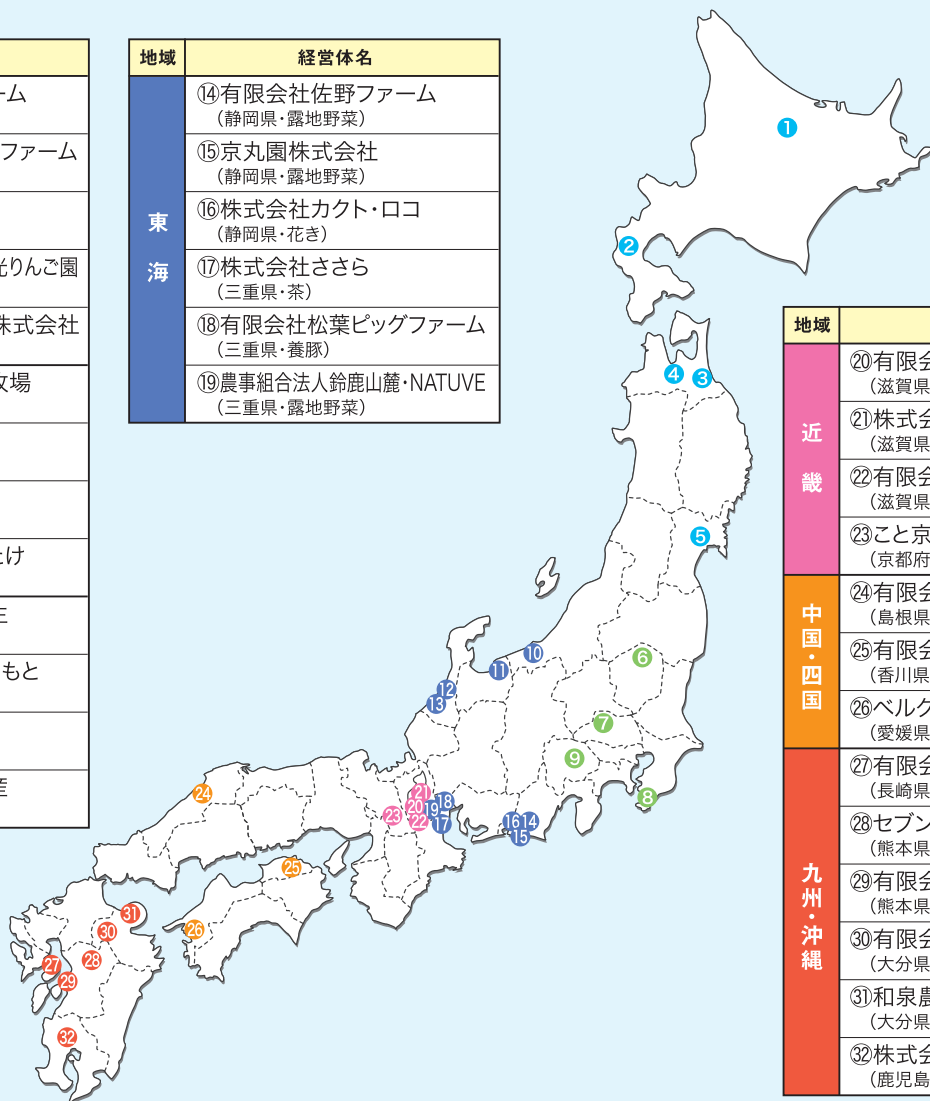
公益社団法人
日本農業法人協会

「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」事務局担当：岸本・古澤
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階
TEL:03-6268-9500 FAX:03-3237-6811 メール: wap100@hojin.or.jp
受付時間：平日 9:30-17:00(土日祝を除く)

《平成27年度受賞》農業経営体をご紹介します。

地域	経営体名
北海道・東北	① 有限会社森谷ファーム (北海道・露地野菜)
	② 農事組合法人びりかファーム (北海道・稲作)
	③ 有限会社柏崎青果 (青森県・露地野菜)
	④ まるせん川村 青森観光りんご園 (青森県・果樹)
	⑤ デリシャスファーム株式会社 (宮城県・施設野菜)
関東	⑥ 有限会社ハーレー牧場 (栃木県・酪農)
	⑦ 有限会社大畠畜産 (埼玉県・養豚)
	⑧ 株式会社須藤牧場 (千葉県・酪農)
	⑨ 有限会社ぶどうばたけ (山梨県・果樹)
北信越	⑩ 株式会社あぐり能生 (新潟県・稲作)
	⑪ 株式会社アグリたきもと (富山県・稲作)
	⑫ 株式会社六星 (石川県・稲作)
	⑬ 株式会社ぶった農産 (石川県・稲作)

地域	経営体名
東海	⑭ 有限会社佐野ファーム (静岡県・露地野菜)
	⑮ 京丸園株式会社 (静岡県・露地野菜)
	⑯ 株式会社カクト・ロコ (静岡県・花き)
	⑰ 株式会社ささら (三重県・茶)
	⑱ 有限会社松葉ピッグファーム (三重県・養豚)
	⑲ 農事組合法人鈴鹿山麓・NATUVE (三重県・露地野菜)



地域	経営体名
近畿	⑳ 有限会社池田牧場 (滋賀県・酪農)
	㉑ 株式会社みやもと農園 (滋賀県・施設野菜)
	㉒ 有限会社るしオールファーム (滋賀県・稲作)
中国・四国	㉓ こと京都株式会社 (京都府・露地野菜)
	㉔ 有限会社旭養鶏舎 (島根県・採卵鶏)
	㉕ 有限会社広野牧場 (香川県・酪農)
九州・沖縄	㉖ ベルグアース株式会社 (愛媛県・施設野菜)
	㉗ 有限会社島原自然塾 (長崎県・露地野菜)
	㉘ セブンフーズ株式会社 (熊本県・養豚)
	㉙ 有限会社宮川洋蘭 (熊本県・花き)
	㉚ 有限会社サザンガーデン (大分県・花き)
	㉛ 和泉農園 (大分県・果樹)
	㉜ 株式会社日野洋蘭園 (鹿児島県・花き)

平成28年度 経営発展セミナーのお知らせ

WAP100では、農業経営体の認定・表彰とともに農業界における女性活躍推進をさらに普及・推進するため、全国各地で経営発展セミナーを開催します。(7月以降順次開催予定)

また、各種団体で開催される女性の活躍推進に関するセミナー等と連携します。

詳細は、決まり次第WAP100に関するHPやフェイスブックで随時公表致します。

詳しくはホームページにて

WAP100

検索

<http://hojin.or.jp/standard/100/>

◆フェイスブック

<https://www.facebook.com/WAP100.hojin>



HP用



フェイスブック用

《平成27年度 経営発展セミナーをご紹介します》

平成27年度 経営発展セミナーの主なプログラムは、WAP100受賞経営体による取組事例報告(現地視察)、経済産業省の「ダイバーシティ企業100選」を受賞された異業種企業による基調講演、そして、男女が活躍できる組織をつくるための心構え等の習得を目指す女性活躍推進研修の3部構成で実施しており、多数の経営者や従業員の方々にご参加いただきました。



平成28年度 農業の未来をつくる女性活躍経営体100選 (WAP100) 表彰式・セミナーのご案内

参加無料 (先着 400 名)



女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っており、農業の成長産業化に向けて、その能力が一層発揮されることが期待されています。

このことから農業の未来をつくる女性活躍経営体100選 (WAP100) では、女性活躍に向けて先進的な取り組みを実践している農業経営体を選定・表彰をおこない、広く世の中に、女性が活躍する農業経営体を紹介し、女性活躍促進のトレンドを情報発信することを目的に事業を実施しているところです。(平成28年度 農林水産省補助事業「輝く女性農業経営者育成事業」)

今般、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選 (WAP100) 表彰式と併せて『農業の未来をつくる女性活躍推進セミナー』を開催いたしますので、女性男性問わず、農業者をはじめとする関係者、一般の方、皆様のご来場をお待ちしております。



上のQRコードをかざると、スマートフォンで会場までの案内がいただけます。

日 時
平成29年 3月8日(水) 13:00~17:00

会 場
よみうり大手町ホール
東京都千代田区大手町1-7-1 TEL 03-6739-5838



表彰式プログラム

※出演者の都合によりプログラムが前後する場合がございます。

- 13:00 開場・受付
- 13:30 【表 彰 式】
- ①農業の未来をつくる女性活躍経営体100選表彰
- 14:45 ②記念撮影
- 15:00 【農業の未来をつくる女性活躍推進セミナー】
- ①基調講演
- 17:00 講師：全日本女子バレーボール代表監督 眞鍋 政義 氏
- ②パネルディスカッション
女性の活躍の場を広げていくためには農業経営に何が求められるのか、農業経営者から現場のご意見を伺います。
出演者：WAP100審査委員・平成28年度認定経営体
- ③審査総括 WAP100審査委員長

日本の女子バレー界に28年ぶりの 五輪メダル獲得をもたらした知将

大阪商業大学附属高でインターハイ優勝。大阪商業大時代にユニバーシアード優勝。86年、新日本製鐵に入社すると、1年目からレギュラーとして活躍し新人王を獲得するなど、その後の新日鐵黄金時代を築いた。85~2003年、日本代表。88年にはソウル五輪にも出場した。現役引退後、久光製薬スプリングス監督で指揮を執った後、2009年に日本代表監督に就任。2012年ロンドンオリンピックでは28年ぶりの悲願の銅メダル獲得、2016年リオデジャネイロオリンピックでの5位入賞を限りに代表監督を退任した。



眞鍋 政義 氏

主催：(公社)日本農業法人協会 後援：農林水産省、内閣府男女共同参画局 協力：農山漁村男女共同参画推進協議会、(株)日本政策金融公庫

お問合せ先

公益社団法人
日本農業法人協会

「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」政策課：岸本・長谷川・古澤
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階
TEL: 03-6268-9500 FAX: 03-3237-6811 メール: wap100@hojin.or.jp
受付時間：平日 9:30~17:00(土日祝を除く)

参加申込書

参加申込書をご記入の上、FAXでお申込みください。／メールでのお申込みは、下記記載項目に沿って任意様式で wap100@hojin.or.jp までご送信ください。／右のQRコードからホームページに入り、申込フォームを使ってお申込みいただくこともできます。

日本農業法人協会 政策課宛

FAX: 03-3237-6811



区分※	都道府県名	会社名・組織名称	所属・役職	氏 名
1・2・3				
1・2・3				
連絡先	TEL	FAX	メール	

※区分：1 農業者、2 行政・関係団体、3 一般のいずれかに○をつけてください。参加申込は定員400名になり次第締切となります。

我々公益社団法人日本農業法人協会は、
“農業の未来を拓く会”です。

日本農業法人協会 VISION2007 より

【基本理念】

- 食料の供給責任を果たします。
- 地域社会の発展と環境保全に貢献します。
- 熱き農業のプロを育てます。

【目 標】

世界最高品質の農業経営を実現し、
その成果によって社会を幸福にします。



農業法人白書(2015年版) 2016年12月発行

定価：2,700円(本体2,500円、消費税200円)

発行：公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL：03-6268-9500 FAX：03-3237-6811